

石狩市環境白書 '10

平成 22 年度版



石狩市

表紙の絵

平成 22 年度 環境ポスター 高学年の部

市長賞 石狩市立双葉小学校 6 年 青柳 武志郎 さん

は　じ　め　に

私たちの日常生活に大きな影響をもたらす地球温暖化は、最重要課題として世界共通の理解にありますが、問題が複雑に絡み合うと共に利害や意識の隔たりも大きく、地域での地道な取り組みが益々重要となっています。

本市では、これまでに「環境基本計画」や「地球温暖化対策推進計画」を策定し、地域特性を活かした様々な取り組みを市民・企業・団体等のみなさまと協働で進めており、一定の成果を上げてきました。平成22年4月には、市の組織に環境室を設置するなど、さらなる時代的要請に対応するための体制も整えました。また、合併による市域の拡大や社会情勢の変化に対応するべく、一昨年の秋に市民協議会を立ち上げ、策定から10年が経過した環境基本計画の改定に向けた作業を進め、この4月から「第2次石狩市環境基本計画」がスタートします。今後は、従来の自然保護やごみ減量化、省エネ化といった、直接「環境」に結びつく施策の展開はもとより、市が行う各般の施策についても必要に応じて環境の視点からの評価・検証を行い、環境コストの意識化を図っていきます。

なお、昨秋のCOP10の開催に先駆け、本市では7月に「ふるさと海辺フォーラム」を開催しました。各地で活動する人たちが全国から集まり、海辺の環境保全の大切さを語り合い、発信することができました。次の世代に良好な自然環境を引継ぐため、市はこれからも自然環境の保全に取り組みます。

本書は、平成21年度の環境施策の実施状況と環境基本計画における目標の達成状況、課題、今後の施策の方向性等を著したもので、本市の環境への関心を深め、理解するための一助となれば幸いに存じます。

平成23年3月

石狩市長 田 岡 克 介

石狩市環境白書目次

第1章 市勢

1. 石狩市の概要	1
2. 人口	2
3. 土地利用状況	2
4. 都市計画の概況	3
5. 道路の推移	3
6. 自動車登録台数の推移	4
7. 産業人口の推移	4
8. 気象の概況	5

第2章 石狩市の環境行政

1. 環境担当主管部局・所管業務	6
2. 石狩市環境基本条例	7
3. 石狩市環境基本計画	7
4. 石狩市環境審議会	9
5. 低公害車 の導入	9
6. 環境マネジメントシステムの推進	10
7. グリーン購入 の推進	10
8. 今後の取り組み	10

第3章 自然環境

1. 自然の概要	12
2. 法令等で指定する自然保護地区等の状況	14
3. 希少動植物	16
4. 自然環境保全の推進	17
5. 野生動物	20
6. 飼養動物	20

第4章 生活環境

1. 大気環境	22
2. 水環境	28
3. 騒音	37
4. 振動	39
5. 悪臭	42
6. 公害苦情の状況	44
7. 化学物質	45
8. その他の公害	47

第5章 快適環境

1. 公園・緑地	48
2. 上下水道	51

第6章 廃棄物対策

1. 一般廃棄物の概況	53
2. 産業廃棄物処理施設の概況	56
3. ごみ処理施設（北石狩衛生センター）	57
4. し尿・浄化槽汚泥	57
5. リサイクル・リユースの推進	58
6. 環境美化の取り組み	61

第7章 環境教育・環境学習

1. 自然観察会	62
2. 環境月間事業	62
3. 石狩市環境市民会議	63
4. いしかり省エネ共和国	63
5. 石狩市環境行動計画・環境家計ノート（市民編）	63
6. 「こどもエコクラブ」の活動推進	64
7. いしかり・ごみへらし隊	64

第8章 地球環境保全

1. 地球環境問題	65
2. 石狩市地域省エネルギービジョン	67
3. 石狩市地球温暖化対策推進計画	69
4. 石狩市地域新エネルギービジョン	72

資料編

1. 石狩市環境基本条例	77
2. 環境基準	82
3. 規制基準（抜粋）	88
4. 用語解説	92

解説のある用語は、右上にマークを付加しています。

第1章 市勢

1 石狩市の概要

石狩川の最下流部に位置する石狩市は、平成17年10月1日、暑寒別天売焼尻国定公園に指定される急峻な海岸地形や山岳景観を有する厚田村、浜益村と合併しました。その結果、市域は札幌市、小樽市、新十津川町、当別町及び増毛町と多くの市町村に隣接し、行政区域面積721.86km²、人口約6万1千人の新たな「石狩市」としてスタートしました（図1-1）。

明治35年に町制がはじまった石狩市は、江戸時代からサケ漁を主産業として栄え、昭和20年代には砂地の造田化に成功し、一躍道央の穀倉地となりました。昭和40年代後半からは、花川地区的宅地化が進んだことで急速に都市化が進むとともに、石狩湾新港工業流通団地の造成が進み、平成6年には国際貿易港として石狩湾新港が開港しています。平成8年9月、道内34番目の市として「石狩市」が誕生し、平成17年10月に厚田村、浜益村と合併したことにより、快適な住環境と石狩湾新港地域を背景とした工業・流通に加え、漁業・林業等の多彩な産業を併せ持つ、よりバランスのとれた都市へと発展を続けています。

本書では、平成17年10月1日以前のデータについては旧石狩市域の数値、それ以降のデータについては合併後の数値を掲載しています。

図1-1 石狩市位置図



石狩の名前の由来は・・・

石狩という地名は、市内のほぼ中央を流れる石狩川が、アイヌ語で「イシカラ・ベツ」と呼ばれていたことから名付けられました。言葉の意味は「曲がりくねって流れる川」、あるいは「神様が造った美しい川」だと言われています。市内には、アイヌ語を起源とする地名が多くあります。花畔は「パナ・ウンクル・ヤソツケ」(川下の人たちの漁場)、樽川は「オタルナイ」(砂浜を流れる川)、生振は「オヤフル」(次の丘または川尻の丘)を意味します。なお、花川という地名は花畔と樽川から一字ずつ取って名付けられました。

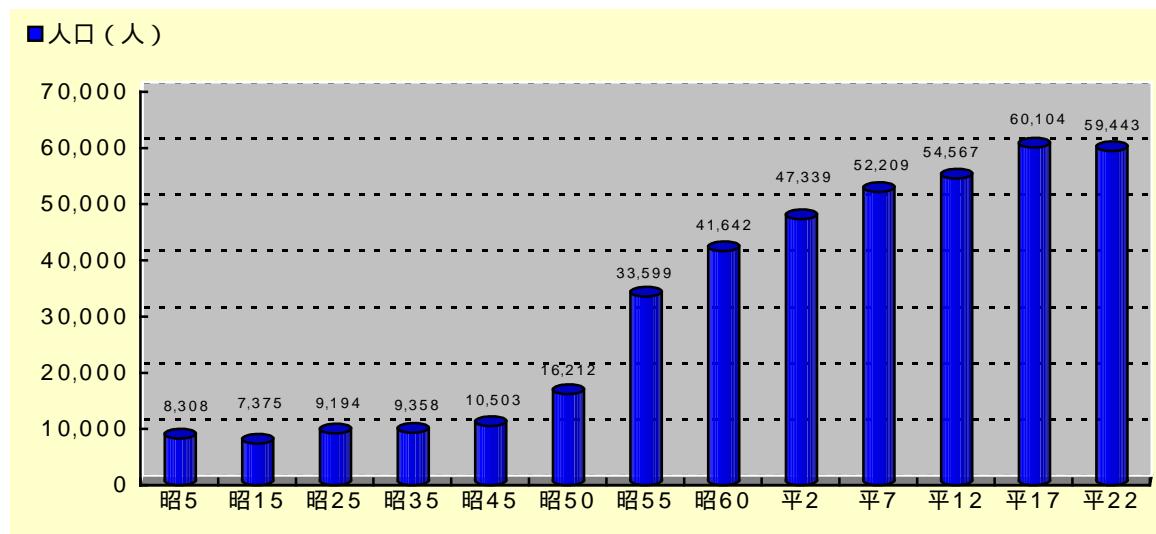
(出典:ふるさと いしかり)

2 人口

石狩市の人口は、昭和 40 年代後半から平成のはじめにかけて急激に増加しました（図 1-2）。これは高度経済成長期、花川地区が札幌市のベッドタウンとして注目されたことや、石狩湾新港地域開発の影響を受けて、住宅団地の造成が進められたことによります。昭和 50 年から 55 年の間には、実に 2 倍の人口増加をみました。しかし、近年は減少に転じ、平成 22 年 10 月 1 日現在の人口は 59,443 人です。

図 1-2 石狩市の人口推移

各年 10 月 1 日現在



(資料：国勢調査)

3 土地利用状況

石狩市の行政区域面積 721.86km² のうち、山林及びその他（国有林等）が約 8 割を占めています。次いで原野、田、畑が続き、宅地の面積は約 18 km² となっています。

表 1-1 石狩市の土地利用別面積

平成 22 年 1 月 1 日現在、全道は平成 20 年 1 月 1 日

地目	面積(km ²)	割合(%)	全道の割合(%)
田	34.81	4.8	2.9
畑	21.70	3.0	10.8
宅地	17.98	2.5	1.4
山林	98.48	13.6	46.4
牧場	3.08	0.4	2.0
原野	51.43	7.1	4.9
雑種地	21.04	2.9	1.5
その他	473.34	65.7	30.1
合計	721.86	100.0	100.0

(資料：北海道統計書及び市税務課調べ)

4 都市計画の概況

都市計画とは、まちの発展と秩序ある整備を行うための土地利用、施設整備、開発事業等に関する計画のことです。

石狩市の行政区域のうち、山林部等を除いた一部の区域に都市計画区域を指定しています。都市計画区域内はさらに、市街化区域と市街化調整区域に分けられます（表 1-2）。

また、市街化区域内には用途地域が定められており、建築できる建物の種類等が制限されています（表 1-3）。

表 1-2 都市計画区域面積

平成 21 年度末現在

都市計画区域	9,448 ha	健全で秩序あるまちづくりを進めるため、市街化区域及び市街化調整区域、用途地域、都市施設等の都市計画を定める一定の区域
市街化区域	2,794 ha	市街化を図る区域で、用途地域を定め、道路・公園・下水道などを計画的に整備する区域
市街化調整区域	6,654 ha	市街化を抑制する区域

（市都市開発課調べ）

表 1-3 用途地域面積

平成 21 年度末現在

種類	面積	建築できるもの
第 1 種低層住居専用地域	661 ha	主に住宅、小中高等学校、診療所など
第 2 種低層住居専用地域	41 ha	住宅などのほか、150 m ² までの小規模の店舗、飲食店など
第 1 種中高層住居専用地域	157 ha	住宅などのほか、500 m ² までの店舗、大学、病院など
第 2 種中高層住居専用地域	107 ha	住宅などのほか、1,500 m ² までの店舗、事務所など
第 1 種住居地域	74 ha	住宅などのほか、3,000 m ² までの店舗、小規模の工場など
第 2 種住居地域	27 ha	住宅などのほか、10,000 m ² までの店舗、小規模の工場など
準住居地域	26 ha	住宅、10,000 m ² までの店舗、自動車修理工場など
近隣商業地域	61 ha	住宅、店舗、ホテル、パチンコ店など
商業地域	19 ha	住宅、店舗、映画館、一定規模の工場など
準工業地域	577 ha	工場、倉庫、店舗、映画館、病院など
工業地域	305 ha	10,000 m ² までの店舗、工場、倉庫など
工業専用地域	739 ha	危険性の大きい工場、危険物倉庫など
合計	2,794 ha	

（市都市開発課調べ）

5 道路の推移

石狩市の道路延長は表 1-4 のとおりで、国道は 231 号、337 号及び 451 号の 3 路線があり、舗装率 100% を達成しています。道道は月形厚田線、石狩手稻線、岩見沢石狩線、小樽石狩線、矢臼場札幌線、花畔札幌線、望来当別線及び樽川篠路線の計 8 路線があり、舗装率は 99.4% となっています。市道の舗装率は、平成 22 年 3 月 31 日現在で 76.7% です。

表 1-4 石狩市の道路延長数

各年度末現在

年 度	道 路		
	実延長(km)	舗装延長(km)	舗装率%
国道 平成 21年	110.5	110.5	100.0
道道 平成 21年	64.0	63.6	99.4
市道 平成 13年	490.1	411.7	84.0
14年	492.0	414.6	84.3
15年	498.4	434.2	87.1
16年	499.1	436.1	87.4
17年	740.9	565.9	76.4
18年	741.3	567.1	76.5
19年	741.7	568.7	76.7
20年	741.8	568.8	76.7
21年	742.7	569.4	76.7

(市管理課調べ)

6 自動車登録台数の推移

石狩市の自動車登録台数は、平成 17 年度まで増えていましたが、それ以降は減少に転じました。なお、軽自動車は増加を続けています。

自動車は、一酸化炭素や窒素酸化物、二酸化炭素等、大気汚染や地球温暖化の原因となる物質を多く排出します。そのため、国ではディーゼルエンジン車をはじめとした排出ガスの低減目標を定め、低公害車の普及啓発に努める他、自動車税制のグリーン化等の対策を講じています。

表 1-5 石狩市の自動車登録台数

各年度末現在

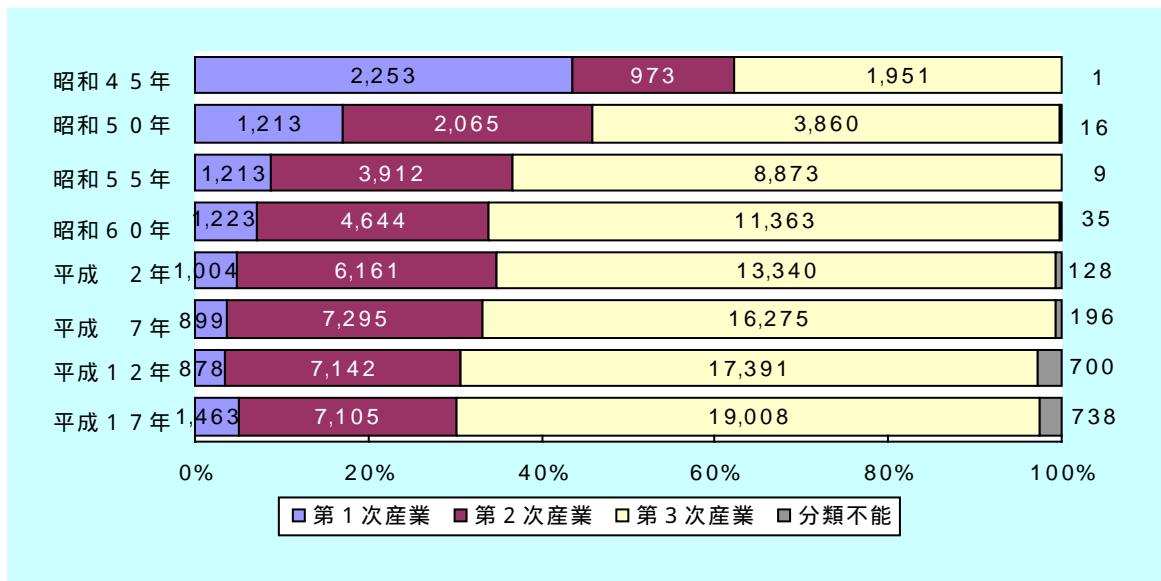
区分 年度	総数	貨物用 自動車	乗合用 自動車	乗用車	特殊車 大型特殊車	原動機付 自転車	小 型 二輪車	軽自動 車	小型特殊 自動車
平成 13年	42,247	7,230	258	22,097	2,708	1,152	578	6,917	1,307
14年	43,236	7,212	290	22,453	2,802	1,109	601	7,452	1,317
15年	43,701	7,033	283	22,618	2,835	1,085	602	7,950	1,295
16年	44,370	7,055	284	22,794	2,923	1,019	608	8,391	1,296
17年	50,486	7,832	294	25,261	3,205	1,310	659	10,054	1,871
18年	50,446	7,776	342	24,826	3,178	1,289	632	10,560	1,843
19年	50,454	7,842	345	24,249	3,156	1,276	631	11,115	1,840
20年	50,324	7,642	346	23,642	3,175	1,287	621	11,767	1,844
21年	50,027	7,421	328	23,152	3,200	1,269	627	12,225	1,805

(札幌運輸支局、市税務課調べ)

7 産業人口の推移

石狩市の産業別就業人口は、昭和 40 年代までは豊かな自然資源を利用した農水産業等の第 1 次産業が中心でしたが、その後、住宅地の造成や石狩湾新港地域の開発に伴い、第 2、第 3 次産業へと急激に変化しています（合併に伴い、平成 17 年は第 1 次産業の割合が増加しました）。

図 1-3 産業別就業人口



(資料：国勢調査)

8 気象の概況

石狩市は日本海に面しているため、夏冬の気温差が少なく比較的温暖です。春秋は晴天が多く、夏はしのぎやすい気候ですが、海岸に近い平野部では春先や冬期に風が強く、特に冬は風の影響で気温以上の寒さを感じることもあります。また、積雪は 100cm 前後です。平成 21 年は真夏日が 0 日、真冬日が 41 日ありました。

表 1-6 石狩市の気象状況

区分 年月	気温(℃)			風速(m/秒)		日照時間 (時間)	降水量 (mm)	最深積雪量 (cm)
	平均	最高	最低	平均	最大			
平成 13 年	6.9	28.0	-23.1	3.2	18	1,593.1	924	103
平成 14 年	7.5	29.5	-17.1	2.8	11	1,555.3	968	92
平成 15 年	7.2	27.7	-21.4	2.7	15	1,596.8	843	100
平成 16 年	8.2	30.9	-18.7	2.8	14	1,493.8	1,005	90
平成 17 年	7.4	30.7	-17.8	2.6	14	1,573.9	1,068	152
平成 18 年	8.1	32.3	-15.5	2.9	14	1,725.5	911	157
平成 19 年	8.3	32.8	-14.7	2.6	12	1,783.0	822	80
平成 20 年	8.3	31.6	-19.7	2.5	12.4	1,770.1	651.0	121
平成 21 年	8.0	29.5	-14.0	2.5	13.8	1,592.5	880.0	79
平成 21 年 1月	-2.8	5.8	-14.0	2.8	11.4	76.4	72.0	73
2月	-3.0	5.6	-12.5	3.4	13.5	64.7	59.0	74
3月	0.4	8.9	-7.9	3.3	13.8	132.9	48.0	79
4月	6.1	22.7	-4.1	2.8	8.6	217.8	43.0	0
5月	12.1	27.7	-3.0	2.6	7.2	251.4	40.5	0
6月	16.1	28.4	9.2	2.0	6.9	135.3	65.0	0
7月	18.5	28.4	12.1	1.8	5.6	101.3	178.0	0
8月	19.9	29.5	10.2	1.8	5.1	155.5	48.5	0
9月	16.1	24.6	4.5	1.8	5.5	189.6	38.5	0
10月	11.1	22.2	1.2	2.3	9.7	113.0	110.5	0
11月	4.0	18.6	-3.9	2.7	10.3	74.9	102.5	10
12月	-2.0	10.2	-14.0	3.1	11.8	79.7	74.5	32

(資料：気象庁HP)

1 環境担当主管部局・所管業務

石狩市は、市民生活部環境室が中心となって環境行政に取り組んでいます。環境関連部局は2課1参事3外部局で構成され、関連する他部局とも連携して下記の業務を行っています。

表2-1 市民生活部所管業務（環境関連分）

平成22年10月1日

環境課
(1) 総合的な環境保全施策の企画、調査及び連絡調整に関すること
(2) 地球環境問題に関すること
(3) 環境教育及び環境学習に関すること
(4) 環境保全に関する市民団体等の育成等に関すること
(5) 公害防止施策の企画、調査及び連絡調整に関すること
(6) 公害防止に係る監視、規制、測定及び指導に関すること
(7) 公害関係法令等に定める届出の受理及び審査に関すること
(8) 公害苦情の処理に関すること
(9) 自然環境施策の企画、調査及び連絡調整に関すること
(10) 自然環境の保護及び活用に関すること
(11) 鳥獣の保護及び動物愛護に関すること
(12) 狂犬病の予防並びに畜犬の登録及び取締りに関すること
(13) 環境管理システムの普及及び推進に関すること
ごみ対策課
(1) 一般廃棄物処理の基本・実施計画に関すること
(2) 一般廃棄物の収集運搬計画及び指導、減量化計画とその実施に関すること
(3) し尿浄化槽汚泥収集運搬計画及び指導に関すること
(4) 一般廃棄物の収集運搬及び処分業に関すること
(5) 産業廃棄物の指導に関すること
(6) 廃棄物の不法投棄に係る指導改善に関すること
(7) 廃棄物の広域処理の調整に関すること
(8) そ族及び害虫の駆除に関すること
(9) 衛生団体の指導育成及び連絡調整に関すること
低炭素社会推進担当
(1) 重要な環境施策の市の事務事業への反映及び推進に係る総合調整に関すること
(2) 北石狩衛生センターの政策課題に関すること
リサイクルプラザ
(1) 廃棄物等のリサイクルに係る施策の企画、調査、研究、啓発、指導等に関すること
(2) 廃棄物等のリサイクル及び集団資源回収団体との連絡調整に関すること
石狩浜海浜植物保護センター
(1) 石狩浜海浜植物保護センターの管理運営に関すること
(2) 海浜植物等の保護施策の企画、監視、調査及び研究に関すること
北石狩衛生センター
(1) し尿処理施設及び浸出水処理施設の運転管理、安全衛生、保安等に関すること
(2) 燃却・破碎施設、最終処分場及び野犬焼却施設の運転管理、安全衛生、保安等に関すること

2 石狩市環境基本条例

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活様式は、石狩市やわが国の豊かさ、発展を与えた一方で、資源のムダ使い、環境負荷の増大を引き起こしています。この結果、私達の身近な環境に影響を及ぼすだけではなく、生存基盤である地球環境さえも脅かしています。

石狩市は、これらの様々な環境問題の解決に向けて、市民一人ひとりが主役となり、市、事業者及び市民の三者協働のもと、潤いと安らぎのある「環境未来都市 石狩」を実現し、将来の世代に継承するために、平成 12 年 10 月、「石狩市環境基本条例」を制定しました。市民及び事業者とともに、それぞれの責任と義務を自覚して協力し合い、条例に掲げる基本理念の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

石狩市環境基本条例 基本理念

第 3 条 環境の保全及び創造は、市民が健康かつ安全で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐように適切に進められなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民がそれぞれの役割に応じた責務を自覚し、三者の協働の下に自主的かつ積極的に進められなければならない。

3 環境の保全及び創造は、人と多様な動植物との共生を基調とし、生態系を適切に保全するとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成に向けて適切に進められなければならない。

4 地球環境保全は、人の活動による環境への負荷が地球規模に及んでいることを市、事業者及び市民が自らの問題として認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

3 石狩市環境基本計画

石狩市は、環境基本条例に掲げる基本理念を実現するために、「石狩市環境基本計画」を平成 13 年 10 月に策定しました。

環境基本計画は、平成 32 年度までの長期計画として、市、事業者及び市民が連携・協力して、環境の保全と創造のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

この計画の役割は、市が目指す環境像を明らかにし、環境施策を集約・体系化することで三者共通の認識の下、同じ目標に向けて取り組んでいくためのシステムを構築することとしています。

市の環境施策は、この計画に基づき、実施されていくとともに、個々の施策を有機的に関連付けることによって計画の実行性を高めます。

なお、平成 23 年 3 月に「石狩市環境基本計画」を改定しました。

私たちがめざす全体像

市の環境保全と創造について、市、事業者及び市民が連携・協力した取り組みを行い、恵み豊かな自然環境を守り育てながら、様々な動植物との共存を図るとともに、健康で安全に暮らせる社会をめざして、将来の環境の全体像を次のとおり掲げます。

めざす環境の全体像

みんなでつくる水と緑に つつまれたまち 石狩

環境の目標と施策

「環境基本計画」では、前述の「めざす環境の全体像」を実現するために、環境の目標を設定し、施策の基本的方向と総合的施策を示します。

環境の目標	施策の基本的方向	総合的施策
安心して 暮らせるまち (健康)	さわやかな空気の下での暮らし 清らかな水環境の下での暮らし 静かな音環境の下での暮らし 安全で安心な環境の下での暮らし	身近なふれあいの川 づくりを 進めます
豊かな自然と 共生するまち (共生)	自然とふれあいのある暮らし 心うるおう水辺のある暮らし	貴重なふるさとの 自然を保護、 回復します
うるおいと 安らぎのあるまち (快適)	緑に囲まれた暮らし 晴れる景観のある暮らし	環境保全への関心を より高めるために、 環境教育・環境学習 を推進します
みんなが参加して 取り組むまち (協働)	環境について考える暮らし 環境の保全と創造に取り組む暮らし	ごみの減量と 省資源型の社会 づくりを進めます
循環型社会を めざしたまち (循環)	ごみを抑える暮らし リサイクルを取り入れる暮らし 資源・エネルギーを大切にする暮らし	温室効果ガスの 排出削減など、 地球環境の保全に 取り組みます
地球を 大切にするまち (地球環境保全)	地球環境に配慮する暮らし	

環境基本計画の進行管理

石狩市は、実施した環境施策を「石狩市環境白書」で検証、評価するとともに「環境基本計画」に掲げた目標の達成状況を確認します。その結果は、今後の環境施策に反映するとともに、必要に応じて計画の見直しにもつなげていきます。

4 石狩市環境審議会

石狩市は、「環境基本条例第 36 条第 1 項」の規定に基づき、「石狩市環境審議会」を平成 13 年 6 月に設置しました。現在 8 名の学識経験者と 1 名の公募市民で構成され、重要な環境関連施策などを審議します（表 2-2）。

平成 21 年度は主に、石狩市環境基本計画の改定について審議しました。

表 2-2 石狩市環境審議会委員名簿 平成 22 年 10 月現在

	氏名	役職等
会長	長谷部 清	前 藤女子大学 教授
副会長	近 藤 哲也	北海道大学大学院 教授
委員	江 丸 悅子	石狩消費者協会
委員	越 智 一	石狩市連合町内会連絡協議会 会長
委員	小野寺 一 登	石狩市農業協同組合 専務理事
委員	熊 谷 テルヨ	市民公募委員
委員	柴 田 昭 英	北石狩農業協同組合 理事
委員	野 昭 夫	石狩商工会議所 専務理事
委員	藤 井 重 行	石狩湾漁業協同組合 副組合長

（任期：平成 21 年 6 月 4 日～平成 23 年 6 月 3 日）

5 低公害車 の導入

石狩市は、環境対策の一環として天然ガス車を平成 12 年に 1 台導入しました（下記写真）。

また、市長公用車、一般共用車、浜益地域包括支援センターにおいて、4 台のハイブリッド自動車を使用しています。

市では、今後も環境に優しい公用車の導入を進めています。

写真：天然ガス自動車



6 環境マネジメントシステムの推進

石狩市は、平成 14 年 6 月から環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 の認証を取得し、平成 20 年 6 月までの 6 年間実施しました。環境マネジメントとは、事業者が環境保全に関する取り組みを進めるために方針や目標等を自らが設定し、これらの達成に向けて取り組むシステムをいい、ISO14001 は、国際標準化機構（ISO）が定めた環境マネジメントシステム仕様の世界共通規格です。

市は、認証を受けた 13 施設における電気、ガスの使用等 9 項目の環境目標値を設定し、事務・事業活動における環境負荷の低減に努めた結果、環境目的、環境目標の達成率も年々向上し、最終年度の平成 19 年度には、対象施設全体で環境に影響を与える 9 項目のうち 7 項目で削減目標を達成しており、未達成項目においても目標値と実績値の乖離が小さくなりました。6 年間に亘る ISO14001 の実施により、市の事務事業における環境目的、目標の達成率も年々向上し、あわせて職員の環境保全に対する意識も定着したことから認証期限の平成 20 年 6 月をもって ISO14001 を終了しました。

なお、平成 21 年 6 月に環境基本条例の基本的な考え方と ISO14001 で掲げていた環境方針を踏まえた「環境基本方針」を定め、石狩市環境マネジメントシステム実施要綱を策定し、継続的な取組みを進めています。

7 グリーン購入 の推進

石狩市は、市の物品等の購入やサービスの提供にあたり、価格や品質に加え、環境保全の観点を考慮した原材料、部品、製品及びサービスを優先的に選択するグリーン購入推進方針を定め、平成 15 年度から運用しています。

平成 21 年度の各部及び市役所全体での調達実績率は、表 2-3 (P11) のとおりです。購入実績がある 12 品目中、4 品目で 100% を達成しましたが、その他繊維製品とオフィス家具等の調達率が低い状況となっています。

8 今後の取り組み

今後も、更なる資源の適正使用及び各種行事等の開催に伴い発生したごみの抑制や持ち帰り等、市役所内外への積極的な意識啓発により、エネルギー等資源の節減とごみの減量に努めます。

また、計画的なグリーン購入を徹底し、調達目標 100% 達成を図るとともに、市民や事業所等における取り組みを進め、環境物品等の需要拡大や地球温暖化対策推進計画における石狩市役所事務・事業に関する実行計画に基づき、環境への配慮を徹底します。

さらに、学校にも学校版環境マネジメントシステム等の導入を図り、環境教育・学習メニューと合わせて、地域・家庭への環境保全意識を広げます。

表2-3 平成21年度 グリーン購入調達実績率(%)

対象品目 部署名	紙類	文具類	オフィス家具等	OA機器	移動電話	家電製品	エアーコンディショナー等	温水器等	照明	自動車等	消火器	制服・作業服	インテリア・寝装寝具	作業手袋	その他繊維製品	設備	防災備蓄用品	リサイクル製品
市役所全体	99.0	32.4	14.3	92.3	なし	100	なし	なし	97.6	92.2	100	100	なし	61.6	9.1	なし	100	なし
総務部	100	98.8	なし	100	なし	なし	なし	なし	100	なし	なし	100	なし	なし	なし	なし	100	なし
企画経済部	81.6	98.1	なし	35.3	なし	なし	なし	なし	なし	20.0	なし	なし	なし	49.0	なし	なし	なし	なし
財政部	100	70.9	なし	75.0	なし	なし	なし	なし	なし	92.9	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
市民生活部	96.1	95.4	なし	90.9	なし	なし	なし	なし	91.9	25.0	100	100	なし	11.1	なし	なし	なし	なし
保健福祉部 (りんくる含む)	98.5	21.5	7.7	79.3	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	100	なし	なし	なし
建設水道部	99.8	99.6	100	94.8	なし	なし	なし	なし	なし	100	100	なし	なし	なし	100	なし	なし	なし
会計課	100	96.7	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
厚田支所	100	100	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
浜益支所	97.0	5.4	なし	81.1	なし	100	なし	なし	96.9	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
教育委員会 (公民館・図書館・給食センター含む)	99.6	98.4	100	100	なし	100	なし	なし	100	100	なし	なし	なし	100	なし	なし	なし	なし
議会事務局	100	100	なし	100	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
選挙管理委員会	95.5	95.4	なし	80.0	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	0.0	0.0	なし	なし	なし
監査事務局	なし	92.3	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
農業委員会	100	100	なし	100	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	100	なし	なし	なし	なし

(市環境課調べ)

環境基本計画に定める施策の基本的方向と環境の目標

施策の基本的方向

環境の目標：海浜植物保護地区を拡大します。
森林面積の現状維持を目標とします。
河川整備にあたっては、多自然型工法を取り入れます。
希少生物の生息地を保全します。

1 自然の概要

石狩市のおもな地形は、中心市街地の中央を石狩川と茨戸川が、南部の札幌市側との境界を発寒川が流れ、東部の樺戸山地に連なる丘陵と、南西部の石狩平野の一部を構成する平地から成り立っています。

東部の丘陵は、海岸段丘 地形（石狩段丘）と樺戸山地から連なる阿蘇岩山麓から成り、地質は、化石を含む頁岩層と泥岩層の互層（望来層） 砂岩層（当別層）などから成っています。この地域は、聚富川、知津狩川の源流域となっており、その流域や段丘面は農地として利用されています。また、段丘崖や一部の河畔、山麓には広域に渡って自然林が分布しています。

南西部の平地は、およそ5千年前の海岸線である紅葉山砂丘と現在の海岸線である石狩砂丘の二つの砂丘、その間に連なる砂堤と湿地（花畔砂堤列）を含み、地質は大部分が砂質で、一部（北生振）は泥炭質になっています。花畔砂堤列の大部分は農地、住宅地、工業用地として利用されています。また、紅葉山砂丘は開発が進み、砂丘や林が分断されています。

一方、海岸に連なる石狩砂丘には、全国的にも貴重な海岸砂丘の自然 海岸草原や海岸林 が広く分布しています。さらに、石狩川河畔には道内でも有数のミズバショウ群生地や湿地林が、茨戸川や発寒川河畔にはヨシやヤナギなどの自然の河畔植生が分布しています。また、農地、住宅地、工業用地の中には、防風林が帯状に分布し、これらの多くは人工林ですが、花川地区や生振地区の一部には、原生の石狩低地帯の面影を残す自然林がまとまっています。

石狩市は海岸線の長さ約74km、石狩湾の北側約半分を占める海辺のまちです。石狩湾新港から厚田区聚富までの海岸線はすべて砂浜で、石狩川から運ばれた砂が波と風によって海岸に積もってできた砂丘海岸ですが、厚田区～浜益区の海岸線の大部分は、増毛山地（樺戸山地と暑寒別山地をあわせた総称）が波に侵食されてできた断崖海岸となっています。

石狩市において、自然環境の保護、保全を目的とした法令等で指定されている自然保護地区等は、表 3-1 及び図 3-1、3-2 のとおりです。

図 3-1 石狩市の自然保護地区等

(図中の番号は、表 3-1 に対応)

次ページを参照

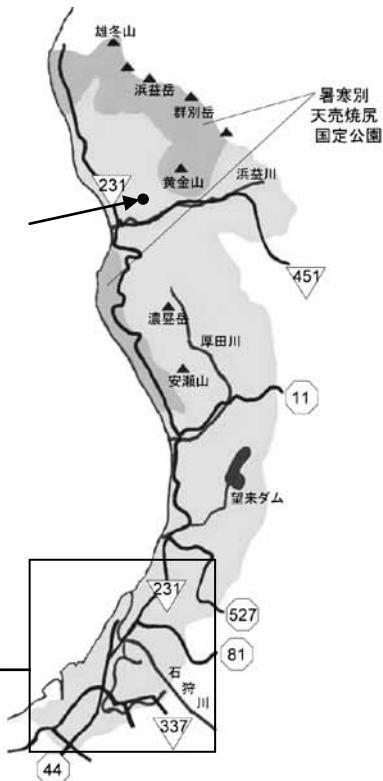


表3-1 石狩市の自然保護地区等

平成22年度10月現在

(表中の番号～は図3-2、・は図3-1に対応)

地 域	指定名称	指定法令等
石狩浜	すぐれた自然地域	北海道自然環境保全指針
はまなすの丘公園 -1	都市緑地	都市公園法
河口地区	河口地区	石狩市石狩川河口海浜植物等保護条例
海岸保全地区 -2	海岸保全地区	海岸法
海岸林 -3	保安林	森林法
花川・生振地区等防風林		
石狩防風林	身近な自然地域	
石狩川下流部湿原	すぐれた自然地域	
真駒別河畔林		北海道自然環境保全指針
紅葉山砂丘林		
八の沢自然林		
茨戸川		
紅葉山公園		
記念保護樹木		
了恵寺「くりの二本木」 -1		
立江寺「ヤナギの一本木」 -2		
花川小学校「イチョウの二本木」 -3	石狩市記念保護樹木	石狩市自然保護条例
石狩市農協「赤だもの一本木」 -4	北海道記念保護樹木	北海道自然環境等保全条例
実田神社	北海道環境緑地保護地区	
暑寒別・雄冬地区	暑寒別天売焼尻国定公園	自然公園法
送毛・濃昏・安瀬地区	すぐれた自然地域	北海道自然環境保全指針

図3-2 石狩市の自然保護地区等

(図中の番号は、表3-1に対応)



2 法令等で指定する自然保護地区等の状況

(1) 石狩浜

石狩川河口部

石狩灯台から石狩川河口までの延長約1.5kmの石狩川と日本海に挟まれた地域は、この100年の間に砂が堆積して形成された砂嘴です。この地域の海側16.5haは、昭和53年施行の石狩川河口海浜植物等保護規則（現石狩川河口海浜植物等保護条例）により、植物の採取や車の乗り入れなど、生態系に影響を及ぼす行為が禁止されています。また、全域が「はまなすの丘」として、都市公園に指定されています。

この地域は、ハマナスやハマボウフウなど海浜植物の群生地となっているほか、一部にノハナショウブなど湿地性の植物が生育し、ヒバリやノビタキなどの草原性の鳥が数多く見られます。また、シギ・チドリ類、カモ類、アオサギやウミウなどの水辺の鳥が数多く訪れ、野鳥の貴重な生息地、中継地となっています。

全国で河川河口部の自然が消失しつつある中、この地域は貴重な自然財産であるとともに、石狩市の重要な観光資源となっています。

海岸草原・海岸林

小樽市銭函から厚田区無煙浜まで、石狩湾に沿って弧状に連なる砂丘には、一部、石狩湾新港によって分断されますが、海岸草原と海岸林が一体となって自然の状態で広く残っています。

ていせん 汀線から100mほど陸側に標高約6mの第一砂丘、さらに100mほど陸側には、標高約10mの第二砂丘が連なります。第一砂丘にはハマニンニクやコウボウムギなど、不安定な砂地に適応した海浜植物群落、第一砂丘の陸側から第二砂丘海側斜面には、ハマナス、ススキが優占し、エゾスカシユリやエゾカラナデシコなどが混じる海岸草原が広がります。この海岸草原は、ヒバリなど草原性の鳥類の重要な生息環境となっているほか、世界的にも大規模なエゾアカヤマアリの営巣地が分布しています。

しかし、この地域は、海水浴やマリンスポーツなどのレジャーのために、海岸草原を横断して砂浜まで乗り入れる車やサンドバギー車が砂丘を走行し、踏みつけによる植生や砂丘地域の破壊が進みました。

第二砂丘の頂を境に陸側は、カシワとチマキザサが優占する海岸林が分布しています。このカシワが優占する海岸林は、カッコウなどの森林性の野鳥、シジミチョウ類などの昆虫類が多数生息します。

海岸の自然が全国各地で減少、消失しつつある中で、この地域は、東北・北海道地方における典型的な自然砂丘海岸として、貴重なものとなっています。

(2) 花川・生振地区等の防風林

市内に帯状に分布する防風林のうち、花川地区、生振地区には、ハルニレ・ヤチダモが優占する自然林がまとまって残っています。これらの林には、胸の高さの幹周が3m以上の巨木が生育し、原生の面影を伝えています。林床には、オオバナノエンレイソウやオオウバユリなど、かつて石狩平野で広く見られた植物を多く見ることができます。アカゲラやシジュウカラなどの森林性の野鳥も多く、動物の生息環境として重要なものとなっています。

(3) 石狩川下流部湿原

石狩川下流部の氾濫原には、ヨシ-イワノガリヤスが優占する湿性草本群落、ヤナギ低木林とともに、ハンノキ林が発達し、その林床にはミズバショウが群生しています。川、森林、草原が隣接するこの地域は、カモ類などの水鳥、アカゲラなどの森林性の野鳥、ヒバリやコヨシキリ等の草原性の野鳥、それらを狙うワシタカ類など、季節を通して多様な種類の野鳥が生息しています。道内有数のミズバショウ群生地となっているマクンベツ湿原は、平成19年3月に湿原を横断する木道が整備され、早春から多くの人が訪れて植物鑑賞や野鳥観察など、自然に親しんでいます。

(4) 紅葉山砂丘林

5千年前の海岸線だったこの地域は、今なお一部に砂丘の地形を残し、石狩の地史を知る上で貴重なものとなっています。砂丘上には、ミズナラ-イタヤカエデが優占する自然林が分布し、林床にはクマイザサが優占しています。砂丘の一部は紅南公園、紅南小学校等に含まれ、砂丘の南側では遺跡の発掘調査も進み、市民にとって身近な自然地域となっています。

(5) 八の沢自然林

かつて石油採掘で栄えたこの地域は、昭和35年頃を最後に生活の灯火は消え、その後ミズナラ-イタヤカエデが優占する自然林が発達してきました。沢筋には春先、エゾノリュウキンカやミズバショウ、カタクリなどが見られます。高岡・八幡地区の農業用水の水源となっているとともに、野生動物の生息環境としても重要な地域となっています。

(6) 茨戸川

茨戸川は、石狩川の治水工事によりショートカットされてできた三日月湖状の川で、コイやフナなどが生息し、また、ワカサギの孵化、放流がされています。河畔の広い部分がヨシやヤナギが茂る自然植生となっています。ここは魚類の産卵場所、ヌマエビなど水生生物や稚魚等の生息の場であるとともに、それらを狙うアオサギなどにとっても重要な生息環境となっています。

(7) 紅葉山公園

花川北地区の中央に位置する紅葉山公園は、カエデ類など多くの木が植えられるとともに、公園の池にはマガモやカルガモが訪れ、市民の憩いの場となっています。

(8) 記念保護樹木

市及び北海道は、由緒、由来がある、又は住民に親しまれている樹木を、郷土の樹木として末永く保存するよう記念保護樹木として指定しています。道が指定する「赤だも」は樹齢300年以上と推定され、巨木としても貴重なものです。

(9) 実田神社

北海道は、市町村の市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持又は造成することが必要な地区を環境緑地保護地区として指定しています。実田神社周辺の12.13haに広がる森は、シナノキ、エゾエノキ等の樹林地となっており、国蝶のオオムラサキが生息しています。

(10) 暑寒別天売焼尻国定公園

自然公園（国立公園・国定公園・道立自然公園）とは、すぐれた自然の風景地を永久に保護し、その中でだれでも自由に風景を楽しみ、休養し、レクリエーションを行い、また動植物や地質などの自然を学べるように自然公園法に基づいて指定、管理されるものです。国定公園は、国立公園に準ずる自然の風景地で、北海道の申請を受けて環境大臣が指定しますが、管理は北海道が行っています。暑寒別天売焼尻国定公園は、平成2年8月1日に全国で55番目、道内では5番目に指定され、石狩、空知、留萌の3（総合）振興局の1市5町（石狩市、新十津川町、雨竜町、北竜町、増毛町、羽幌町）にまたがり、面積は43,559haに及びます。暑寒別山系とその海岸部、送毛（おくりげ）、濃昏（ごきびる）地区の海岸部及び日本海に浮かぶ天売島、焼尻島の3つの地域で構成されています。

3 希少動植物

市内及び石狩湾新港地域の小樽市域で確認されている動植物種及びレッドリスト 記載種は、表3-2のとおりです。レッドリスト 記載種は山地、防風林、海岸草原、河畔湿地等、自然性の高い地域が主な生育・生息場所となっています。

表3-2 石狩市及び石狩湾新港地域の小樽市域で確認されている植物・動物

平成21年3月現在

分類		種	北海道指定 レッドリスト 記載種	環境省指定 レッドリスト 記載種
植物 (シダ植物・種子植物)		998	31	32
動物	哺乳類	18	1	0
	鳥類	209	32	23
	爬虫類	7	0	0
	両生類	3	1	0
	魚類	27	2	1
	昆蟲類	1223	4	2

資料：石狩湾新港地域に係る環境影響評価書（北海道、平成9年）、石狩町植生概況調査報告書（石狩町、平成7年）、平成15年度 石狩市自然環境調査報告 花川南・生振基線・生振筋交防風林編（石狩市、平成15年）、平成18・19年度 石狩市自然環境調査報告 兼平沢林道及び黄金山登山道（浜益区）周辺（石狩市、平成19年）、厚田区発足左股林道植物目録（石狩市、平成20年）、石狩市野鳥生息概況調査報告書（石狩市、平成8年）、石狩鳥報2002（石狩鳥類研究会、平成14年）、北海道レッドデータブック（北海道、平成13年）、環境省レッドデータブック（平成12年）他

魚類については、平成6年以降の確認種とした

鳥類については、文献等にもとづき、平成14年の確認種とした

4 自然環境保全の推進

(1) 海浜地

石狩浜海浜植物保護センター

センターは、石狩浜の豊かな自然を市民共有の財産として後世へ残していくことを目指し、市民と協働で保全活動に取り組む拠点として、平成 12 年 4 月にオープンしました。

市民が浜の自然に親しめるよう、また、自然への関心を喚起するため、自然情報を収集し、展示や情報誌、ホームページ等で発信するとともに、表 3-3 のとおり、自然観察会等の行事や講座を開催しました。平成 21 年度は約 7,800 名の来館があり、ホームページへのアクセス数は年間約 14,600 件、行事等の参加者数は 250 人でした。また、NPO 団体や大学、研究機関、市民活動グループが、海浜植物の保護・回復に関する試験や動植物に関する調査研究を行っているほか、はまなすの丘の海浜植物群落の景観維持のため、市民ボランティアと共に灯台周辺園路のごみ拾いや外来植物等を除去する景観保全作業に取り組みました（表 3-4）。これらの活動を通してセンターを活用した市民ボランティア数は、241 名でした。

さらに、小中学校、幼稚園への石狩浜の自然環境に関する学習支援を行い、延べ 8 件、353 人が学習に取り組みました。

表 3-3 平成 21 年度 石狩浜海浜植物保護センター行事

行事・講座名	開催日
石狩浜野鳥観察会	5月16日(土) 9月 5日(土)
石狩浜自然観察会	5月30日(土) 6月13日(土) 7月11日(土)
夏休みミニ自然教室	7月25・26日(土日) 8月 1・ 2日(土日) 8月 8・ 9日(土日)
夏休みこども自然教室	7月30日(木) 8月 6日(木)
石狩浜こども自然教室	9月19・26日(土)
海辺の自然塾	2月17日(水) 3月20日(土)

表 3-4 平成 21 年度 はまなすの丘景観保全作業活動状況

開催日	参加団体
4月24日(金)	石狩市緑化推進協議会 石狩浜定期観察の会 ふるさと自然塾 石狩観光協会
10月16日(金)	石狩植物愛好会 石狩ライオンズクラブ 他

はまなすの丘の監視

はまなすの丘の植生を保護するため、市では監視員を配置し、4 月 1 日から 10 月 31 日までの間、車の乗り入れや植物採取等がないよう監視するとともに、自然の状態や利用状況を把握しました。

植生保護のための車乗り入れ防止対策

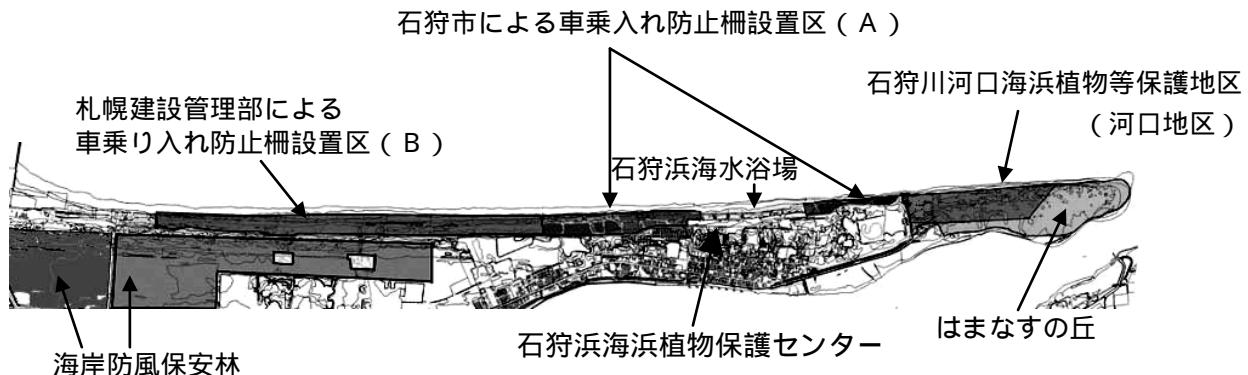
はまなすの丘と海水浴場以外の海浜地域延長約2km、約15.4haでは、車の乗り入れから植生を保護するため、杭とロープにより、植生域への車の乗り入れを規制しました（図3-3）。

この規制は平成4年から行っており、現在では区域内の植生が回復しつつありますが、一部では杭やロープが壊され、車の乗り入れが止まない箇所もありました。平成21年度は、このような侵入されやすい箇所にワイヤーロープを設置したこともあります、侵入がほとんどなくなりました。

また、「石狩湾沿岸海岸保全基本計画」（平成15年、北海道）で示された、石狩浜地域における車乗り入れ規制等による植生保護の方針に基づき、石狩湾新港側延長約2.6km、約33.7haの範囲に、平成17年8月より北海道空知総合振興局札幌建設管理部（旧、北海道札幌土木現業所。以下、札幌建設管理部）が車乗り入れ防止柵の設置、維持管理を行っています（図3-3）。

平成22年2月、総務省行政評価局は、総務大臣の委嘱を受けた行政相談員から「石狩浜の海浜植物が車の乗り入れ等により荒らされている現状に対して、何らかの手段を講じて保護を進めるべき」との意見が寄せられたのを受け、海岸管理者である札幌建設管理部へ海浜植物の保全に関する「あっせん」を行いました。札幌建設管理部では、平成21年6月に設置した関係行政機関による「石狩浜環境保全連絡会議」での協議を踏まえ、柵の補修や看板の設置等効果的な対策を講じる、関係機関との連携による安全な海岸利用区域のすみわけの検討と効果的な啓発活動に努める、法令等による規制の検討を行うこととして、ほぼあっせんに沿った内容で、3月に行政評価局へ回答しました。

図3-3 石狩浜における車乗り入れ防止柵の設置区域等



環境基本計画における環境の目標の達成状況と今後の対策

現在、石狩川河口の保護地区（河口地区）面積は約16.5haです。今後も、監視や自然情報を把握することで、はまなすの丘の植生保護を図るとともに、車乗り入れ防止柵設置区域についても、関係行政機関と連携し、ナイロンロープからワイヤーロープに替えるなど、柵の維持管理を強化してバギー車等の進入防止に努めます。

（2）森林

石狩市の森林面積は表3-5のとおり、国有林・市有林・民有林を合わせ53,080haで、行政区域の約74%を占めています。森林に占める市有林の割合は約4%ですが、国有林の割合は約78%と広大な面積を有しています。

市内には、花川南地区・花川北地区にある防風保安林、新港地区と樽川地区の遮断緑地、天然のカシワが主体の海岸線に伸びる海岸林、厚田区・浜益区の国有林等がありますが、市街地区の国有林の大部分が防風保安林となっており、その他の国有林の一部も川に流れる水量を調整する

水源かん養保安林、土砂崩壊防備保安林、水害防備保安林に指定されています。

表3-5 石狩市森林面積の内訳とその経年変化 各年度末現在

区分	面積(ha)				
	H17	H18	H19	H20	H21
国有林	41,178	41,178	41,194	41,194	41,194
道有林	-	-	-	-	-
市有林	2,088	2,088	2,089	2,093	2,094
民有林	9,737	9,738	9,749	9,749	9,792
合計	53,004	53,005	53,033	53,037	53,080

注) 単位未満を四捨五入して表示しているため、合計と内訳の計が一致しない場合があります。

(資料: 北海道林業統計)

環境基本計画における環境の目標の達成状況と今後の対策

市有林・民有林において施業を行っており、森林面積・蓄積量ともに微増しています。引き続き、森林の維持、育成に努めています。

また、市民ボランティア団体との協働により、森林観察会・学習講座等を開催し、森林が持つ豊かな自然環境を保全しながら保健休養機能に活用するなど、今後も、そこに生息・生育する動植物と人との共生を図りながら、地域の良好な環境を保全します。

(3) 河川

市域を流れる河川は、治水事業の河川改修に併せて環境整備を進めた結果、後に定着、生育した河畔植生が発達している箇所も多くなっています。これらの場所は野鳥など、野生生物の生息地域になり、さらにその豊かな自然は散策・釣り・自然観察の心安らぐ場として、貴重な水辺空間となっています。

環境基本計画における環境の目標の達成状況と今後の対策

土地改良事業の一環として、これまでの排水整備に当たっては、可能な限り環境への負荷や影響を回避・低減する工法を取り入れています。今後も河川等の整備に当たっては、野生動植物の生育・生息環境に十分考慮し、環境との調和に配慮した維持・管理に努めています。

(4) 記念保護樹木の保全

市は、記念保護樹木を良好な状態で保存するための剪定、施肥などの維持管理を行っています。

平成21年度は、ヤナギの一本木の剪定及び支柱の補修を行いました。

今後も、記念保護樹木の保全に加え、市民とのふれあいの機会を創出します。

(5) 自然環境調査

市内の自然環境を良好な状態で保護していくために、平成13年度から自然環境データベースの作成に向けた自然環境調査を行っており、平成21年度は濃昏山道の植生調査を行いました。

環境基本計画における環境の目標の達成状況と今後の対策

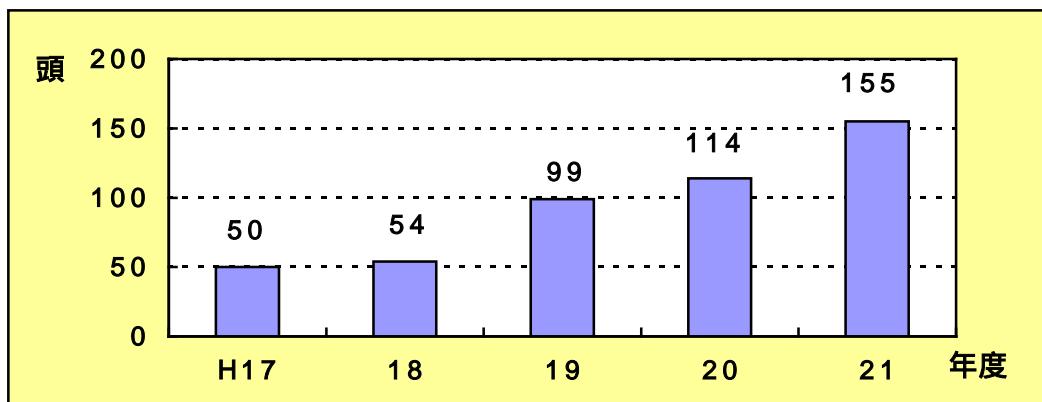
今後も自然地域の動植物の生育状況の調査を進めるとともに、調査結果を植生データベースに加え、石狩市の自然環境保全指針の策定及び環境アセスメント等における基礎資料として、開発等が行われる場合に自然環境への配慮を促します。また、広くその分布、生息状況を公表し、市民の意識啓発に活用します。

5 野生動物

ヒグマ対策では、平成 21 年 9 月に浜益区幌において目撃情報が寄せられたため、関係各方面への連絡、周知、北海道猟友会札幌支部石狩部会と合同のパトロールなどを行いました。

また、特定外来生物のアライグマは、農作物を食い荒らすなどの被害の顕在化や生物多様性保全のため、北海道アライグマ・アメリカミンク防除実施計画に基づき、平成 17 年度から農林水産課が中心となり、捕獲による防除を行っています。捕獲数は図 3-4 のとおり年々増加しており、一掃に努めます。

図 3-4 アライグマ捕獲数の推移（各年度末現在）



（市農林水産課調べ）

6 飼養動物

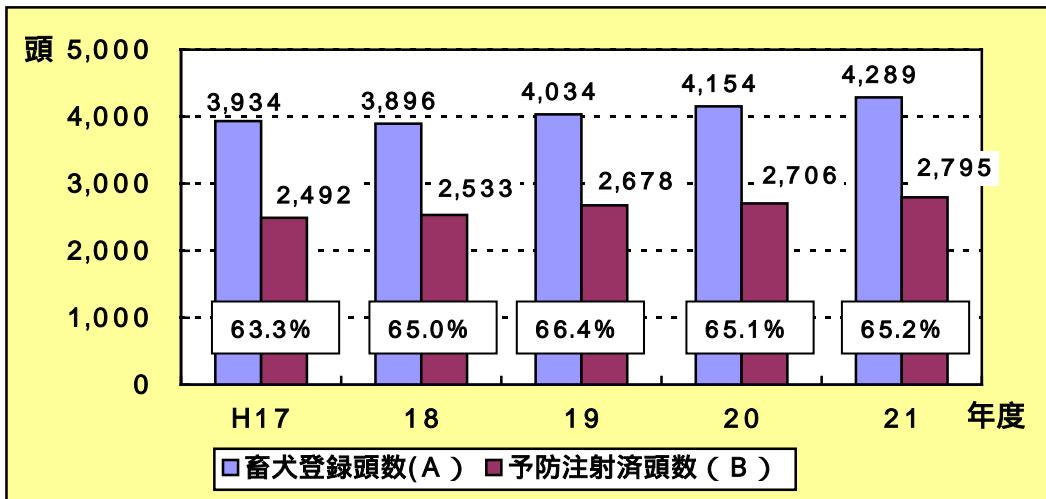
近年、犬や猫などの愛玩動物（ペット）を飼う家庭が増えています。

動物愛護法及び北海道動物愛護条例では、ペット類を飼う人の飼い主責任が規定されています。

また、犬を飼う場合、飼い主は狂犬病予防法により生涯一度の登録と毎年の予防注射をしなければなりません。

平成 21 年度末の畜犬登録頭数と狂犬病予防注射済頭数の状況は、図 3-5 のとおりです。登録及び予防注射済頭数とも増加していますが、登録頭数に占める予防注射済頭数の割合は、横ばい傾向にあります。

図 3-5 畜犬登録と予防注射の推移（各年度末現在）



注) 各年度の棒グラフの中央部にある囲み数字は、予防注射実施率。 (B/A)

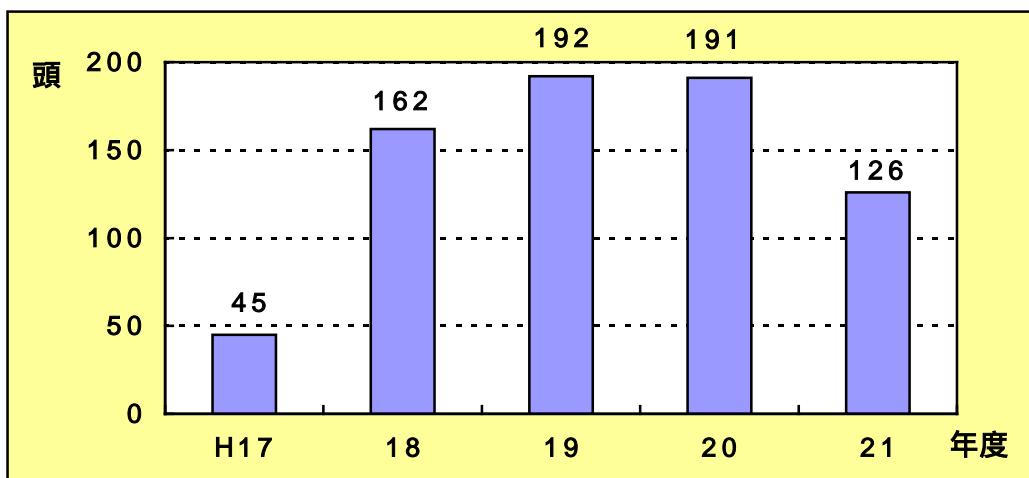
(市環境課調べ)

市では、畜犬登録と狂犬病予防注射接種の周知及びペットの飼い方マナー向上につながる啓発活動等を行っています。

「ワンニャンBANK」は、事情により犬猫を飼えなくなる飼い主と新たな飼い主を、市の仲介で縁結びを図る事業です。平成21年度は犬の提供が4件あり、うち1件について成立しました。今後も動物の命を救うため、制度の浸透を図ります。

また、平成17~21年度の野犬捕獲頭数は、図3-6のとおりです。平成18年度以降の捕獲頭数が高いのは、厚田区で顕在化していた野犬の一斉捕獲を行ったことによるものです。平成21年度に減少したのは、一斉捕獲及び周辺で飼育する犬の管理の指導を徹底した効果と考えられます。区内に不要犬が捨てられることも多いことから、野犬化防止のため、引き続き一掃に努めます。

図 3-6 野犬捕獲頭数の推移（各年度末現在）



(市北石狩衛生センター、環境課調べ)

1 大気環境

環境基本計画に定める環境の目標

施策の基本的方向 さわやかな空気の下での暮らし

環境の目標：大気汚染物質濃度を現状（環境基準値以下）に維持します。

(1) 概況

良好な大気環境は、人間が健康に生活し、動植物が生命を維持していく上で大切なものです。

大気汚染の原因としては、主に工場・事業場、家庭の暖房などの固定発生源や自動車などの移動発生源から排出される汚染物質があげられます。

固定発生源から排出される汚染物質は、規制措置が進められたことから改善の方向にあります。また、自動車は、窒素酸化物、一酸化炭素、粒子状物質等の大気汚染物質の発生源として大きな影響を及ぼしています。

大気汚染物質の環境基準は、環境基本法に基づき定められており、良好な大気環境を維持する上での物差しとなっています。

(2) 発生源の状況

固定発生源には、主にボイラーや廃棄物焼却炉等のばい煙を発生する施設と、土石の堆積場や破碎機等の粉じんを発生する施設があります。これらのうち、一定規模以上の施設については、大気汚染防止法、北海道公害防止条例、石狩市公害防止条例に基づく届出義務があり、汚染物質についても、排出基準が定められています。

大気汚染防止法等に基づく特定施設の届出状況は、表4-1のとおりです。

表4-1 大気汚染防止法等に基づく届出状況 平成21年度末現在

区分	施設名	施設数	
ダイオキシン類対策特別措置法	廃棄物焼却炉	8	
	小計	8	
ばい煙 発生 施設	ボイラー	116	
	乾燥炉	8	
	廃棄物焼却炉	6	
	ガス発生炉	2	
	加熱炉	2	
	ガスターイン	3	
	ディーゼル機関	10	
	小計	147	
	ボイラー	88	
	廃棄物焼却炉	13	
石狩市公害防止条例	乾燥炉	0	
	小計	101	
	粉じん 発生 施設	堆積場	22
		ベルトコンベア	17
		破碎機	0
		ふるい	2
		小計	41
		原材料等置場	3
		破碎機・磨砂機	8
		ベルトコンベア等	30
ふるい		16	
チッパー等		7	
北海道公害防止条例	小計	64	
	堆積場	7	
	かんな盤・丸のこ盤等	203	
	小計	210	
	合計	571	

(市環境課調べ)

(3) 監視体制

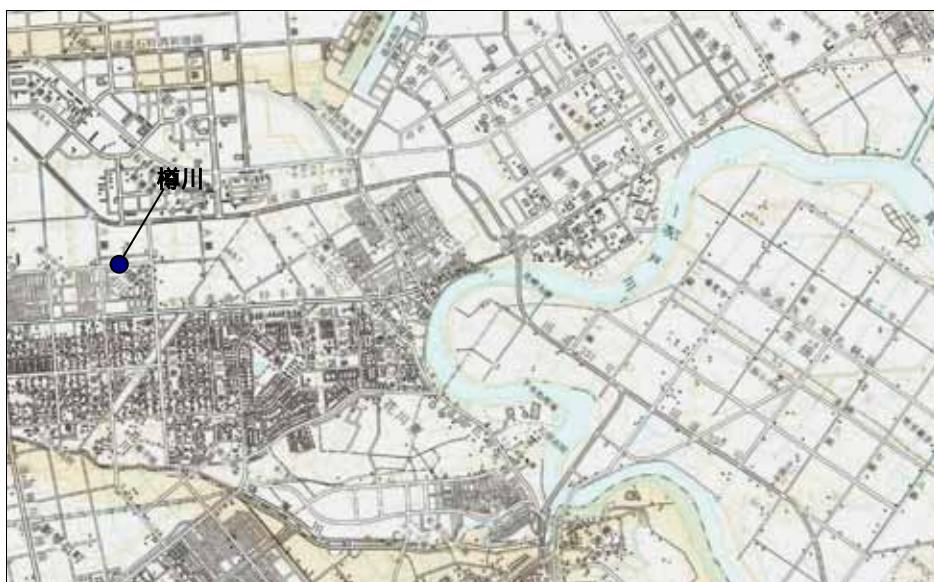
市域内の大気状況は、北海道が一般環境大気測定局を樽川に設置し、通年監視しており、測定項目と位置は、表4-2及び図4-1のとおりです。

表4-2 大気汚染測定局の調査項目

調査項目 調査地点	二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊粒子状物	光化学オキシダント
樽川				

(資料：北海道の大気環境)

図4-1 大気汚染測定局位置図



(4) 大気汚染測定結果

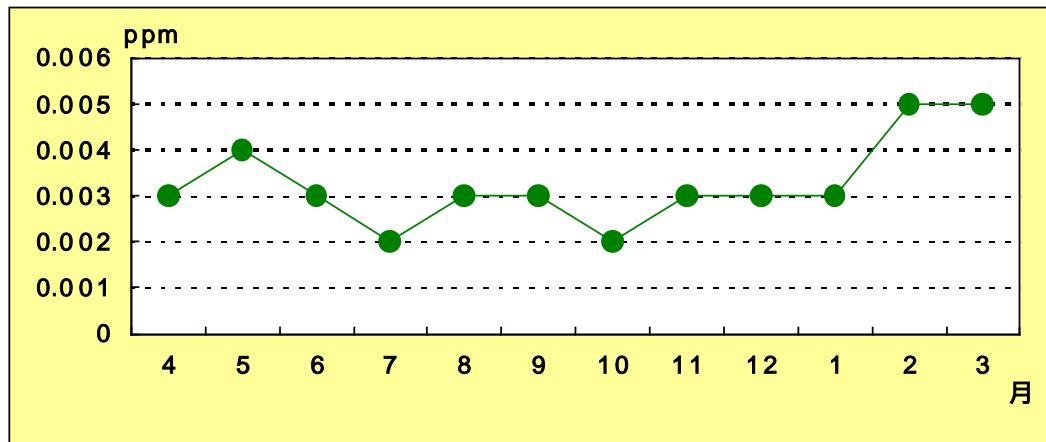
二酸化硫黄

二酸化硫黄は、主に石油や石炭などの化石燃料に含まれる硫黄分の燃焼に伴い発生するもので、刺激臭があり、高濃度になると人の粘膜質や気道等に呼吸器障害を引き起こすと言われています。

樽川の一般環境大気測定局で測定した経月変化(図4-2)では、冬期に高い傾向が見られます。

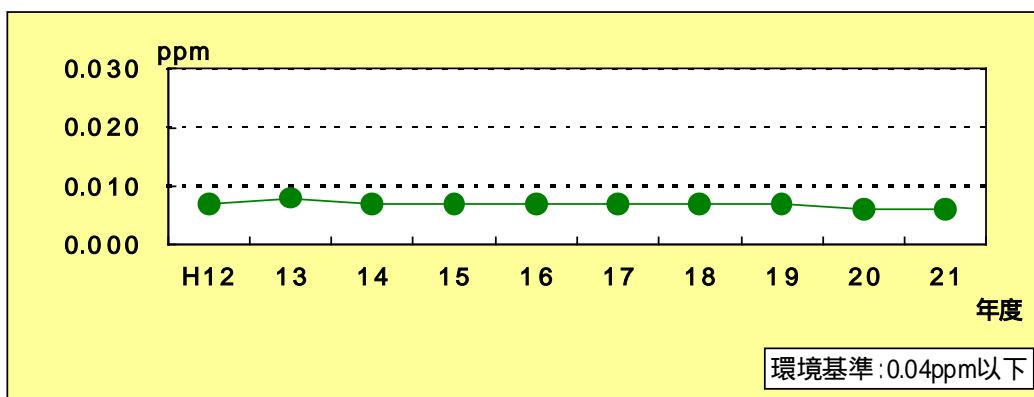
また、年間日平均値の2%除外値の経年変化は、図4-3のとおり、ここ数年は横ばいから下降ぎみで推移しています。

図4-2 二酸化硫黄の経月変化(月平均値)



(北海道環境生活部調べ)

図4-3 二酸化硫黄の経年変化(日平均値の2%除外値)



(北海道環境生活部調べ)

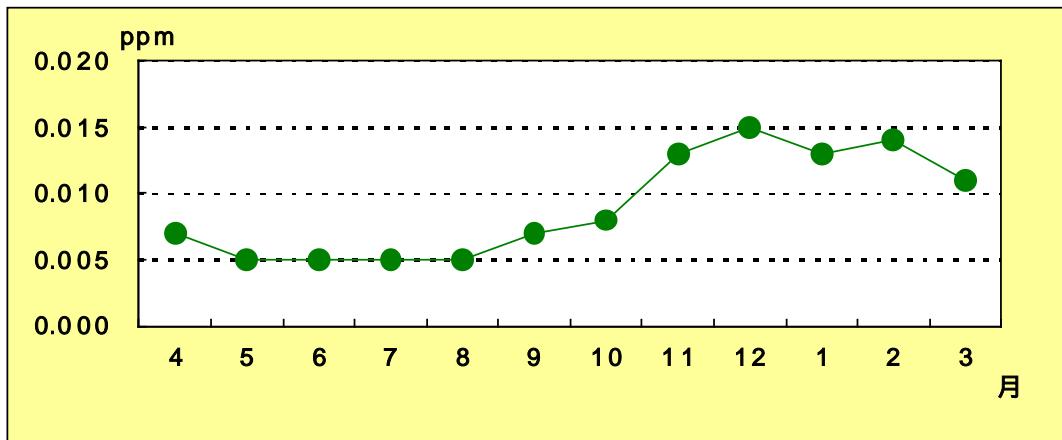
二酸化窒素

二酸化窒素は、焼却物や空気中の窒素の燃焼に伴い発生するほか、燃焼により発生した一酸化窒素が、大気中で酸化されることによっても発生し、光化学オキシダントの生成や酸性雨に関係する物質として知られ、人の呼吸器等に障害をもたらします。

発生源は、工場・事業場及び家庭の暖房などの固定発生源や、また自動車など移動発生源の影響も大きいと考えられています。

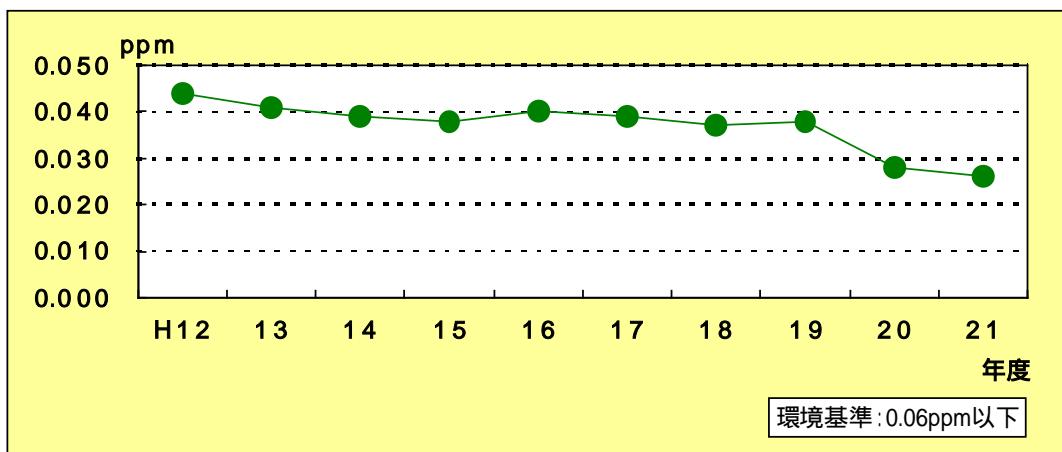
樽川測定局で測定した経月変化(図4-4)では、冬期に濃度が高くなる傾向が見られ、暖房等の影響が考えられます。経年変化は、図4-5のとおり最近2年間は下降ぎみに推移しています。

図 4-4 二酸化窒素の経月変化(月平均値)



(北海道環境生活部調べ)

図 4-5 二酸化窒素の経年変化(日平均値の年間 98% 値)



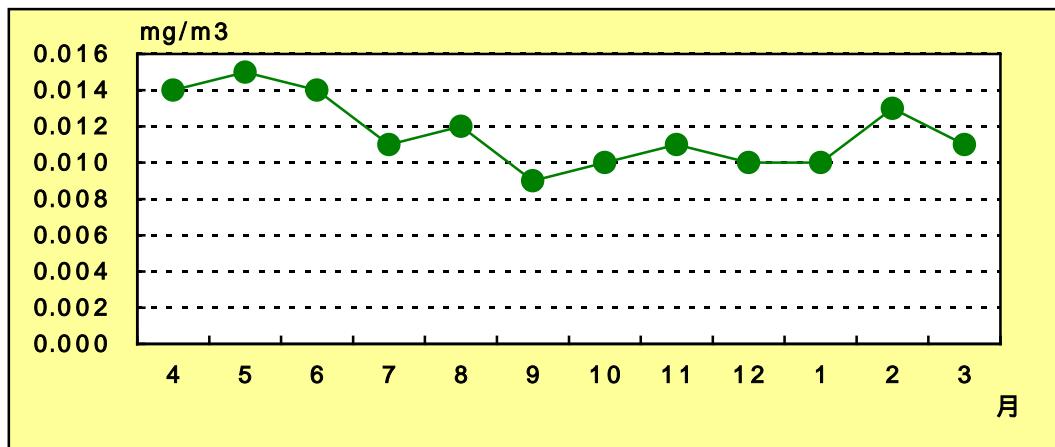
(北海道環境生活部調べ)

浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は、粒径 10 ミクロン (0.01mm) 以下の浮遊粉じん のことで、大気中に比較的長く滞留するため、呼吸により肺の奥にまで入りやすく、人の健康に影響を及ぼします。発生源は、工場・事業場からのばい煙 や自動車の排気ガス（特にディーゼル車）の他、土壌、海塩粒子などの影響が考えられます。

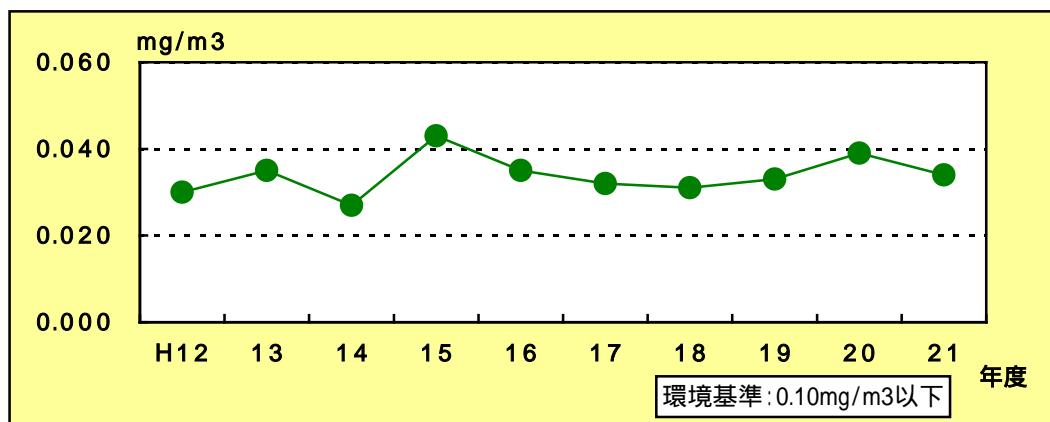
樽川測定局で測定した経月変化（図 4-6）では、冬から春にかけて濃度が高い傾向が見られました。経年変化（図 4-7）では、前年と比較して低下しました。

図 4-6 浮遊粒子状物質の経月変化（月平均値）



(北海道環境生活部調べ)

図 4-7 浮遊粒子状物質の経年変化（日平均値の 2%除外値）



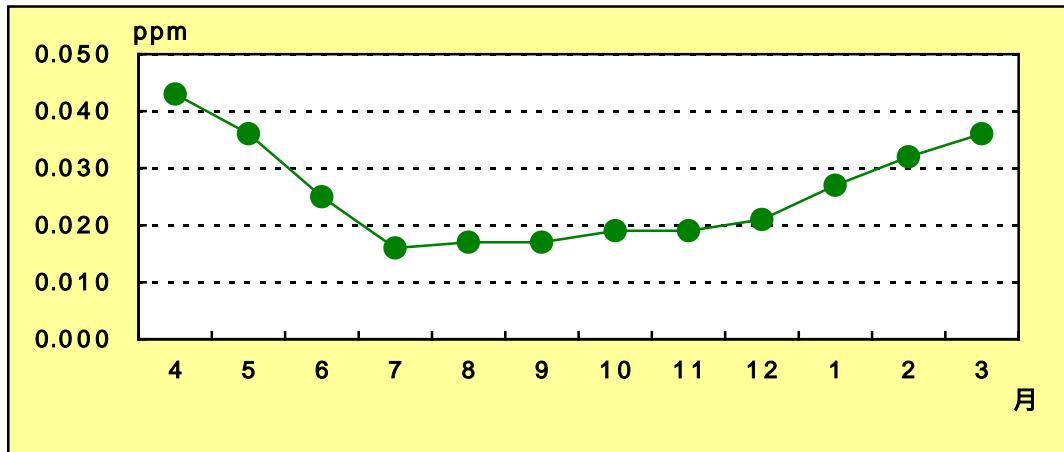
(北海道環境生活部調べ)

光化学オキシダント

光化学オキシダントとは、大気中の窒素酸化物 や炭化水素などの物質が太陽光による光化学反応によって、二次的に生成される酸化性物質のうち、二酸化窒素を除く、オゾン、PAN(パーオキシアセチルナイトレート)等のことを言います。光化学オキシダントは、光化学スモッグの発生原因となっており、目や喉などの粘膜に刺激を与えます。

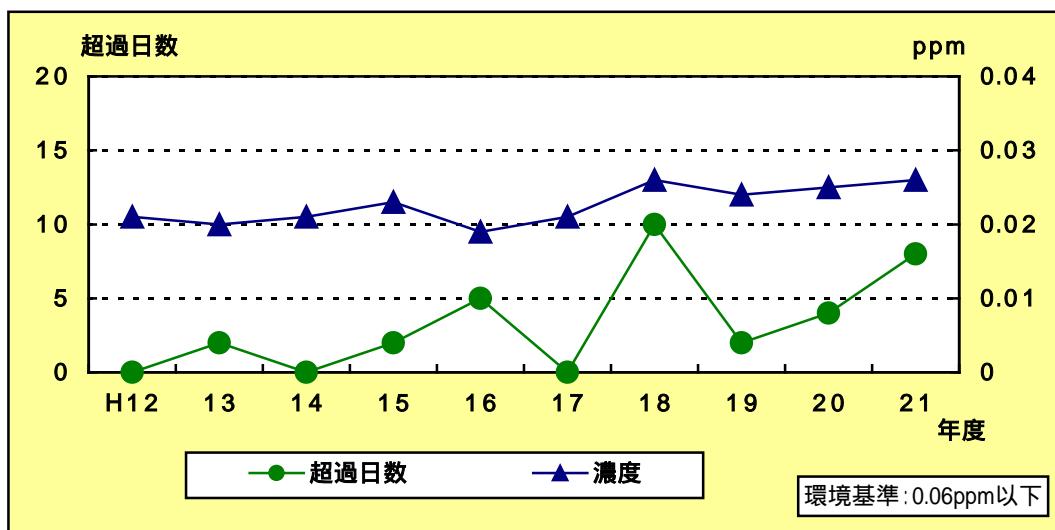
樽川測定局で測定した経月変化(図 4-8)では、冬から春にかけて濃度が高くなる傾向がありますが、これは、気象条件や成層圏のオゾン沈降などによる影響が考えられています。平成 21 年度は、環境基準を超えた日が 8 日(前年度 4 日)ありました。年平均値は、図 4-9 のとおり、近年は、横ばい傾向にあります。

図 4-8 光化学オキシダントの経月変化(月平均値)



(北海道環境生活部調べ)

図 4-9 光化学オキシダントの経年変化(年平均値)



(北海道環境生活部調べ)

環境基本計画における環境の目標の達成状況と今後の対策

二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、前年に引き続き環境基準を達成しましたが、光化学オキシダントは前年同様、基準を超過した日がありました。

気象条件に影響を受けやすい光化学オキシダントを除き、環境基準を達成した項目は、引き続き現状を維持するよう努めるとともに、工場・事業場からの汚染物質の監視の強化、ごみの野外焼却の防止、車両からの排出ガス抑制のための啓発（アイドリングストップ）等を推進することにより、基準の維持達成を図ります。

2 水環境

環境基本計画に定める環境の目標

施策の基本的方向：清らかな水環境の下での暮らし

環境の目標：環境基準を達成している水域では、水質汚濁物質濃度を現状に維持します。
環境基準を未達成の水域では、水質汚濁物質濃度を環境基準値以下にします。

(1) 概況

水は、日常生活や事業活動等、様々な目的で使用され、私たちの暮らしに欠くことはできません。また、川や海等は、多くの動植物が生息する場であり、その水辺は、住民のレクリエーションの場としても、うるおいと安らぎを与えてくれます。

川や海等の水環境を良好な状態に維持することは、私たちが生存していく上で、空気と同様必要不可欠なことです。

水質汚濁は、人が自然の持つ浄化能力以上に有機物や有害物質などの汚濁物質を川や海に排出することで発生します。

河川、湖沼、海域等の公共用水域には、水質汚濁を防止するための環境基準として、全公共用水域に適用する「人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）」と利水目的等に応じて指定する「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」が定められています。

市域内の主な公共用水域として、石狩川、茨戸川、石狩海域等があり、石狩川（雨竜川合流地点より下流）と茨戸川がB類型、石狩海域は、石狩湾新港港湾区域のうち、防波堤の外の港外がA類型、掘込水路を除く港内がB類型、掘込水路がC類型に指定されています（P.83 生活環境の保全に関する環境基準 参照）。

(2) 発生源の状況

工場・事業場排水による汚濁は、水質汚濁防止法等の排水規制により、また、生活排水は、都市部への人口集中、生活様式の高度化等により、汚濁物質の多様化や負荷の増大が見られましたが、公共下水道の普及等により一時より改善されました。さらに、市では、事業者が開発行為等を行う場合「開発行為等における汚水放流の指導要綱」に基づいて指導しています。

表4-3に水質汚濁防止法等に基づく特定施設の届出状況を示します。

表 4-3 水質汚濁防止法等に基づく届出状況 平成 21 年度末現在

区分		施設数	
		50m ³ /日以上	50m ³ /日未満
ダイオキシン類対策特別措置法	下水道終末処理施設	2	0
	小計	2	0
水質汚濁 防止法	畜産農業又はサービス業	0	9
	水産食料品製造業	0	3
	豆腐又は煮豆の製造業	0	2
	セメント製品又は生コンクリート製造業	2	11
	有機質砂かべ材製造業	0	1
	金属製品製造業又は機械器具製造業	0	2
	酸又はアルカリによる表面処理施設	1	20
	電気めっき施設	0	6
	旅館業	0	3
	飲食店に設置されるちゅう房施設	2	6
	洗たく業	0	15
	自動式車両洗浄施設	0	8
	し尿処理施設	7	0
	下水道終末処理施設	4	0
	廃棄物処理施設	1	1
	小計	17	87
	石材加工業	1	1
	し尿浄化槽	9	18
	油水分離施設	0	1
	小計	10	20
合計		29	107

(市環境課調べ)

(3) 水質調査結果

河川

石狩川、茨戸川、中小河川では、定期的に水質調査を行っており、石狩川と茨戸川は、環境基準 の B 類型に指定されています。

調査は、国が石狩川と茨戸川で、市が石狩川、茨戸川及び中小河川でそれを行っています。
調査地点（以下「地点」）は、図 4-10 のとおりです。

図 4-10- 水質調査地点図（カッコ内は、調査実施主体）



図 4-10- 厚田区内 水質調査地点図 (カッコ内は、調査実施主体)



図 4-10- 浜益区内 水質調査地点図 (カッコ内は、調査実施主体)

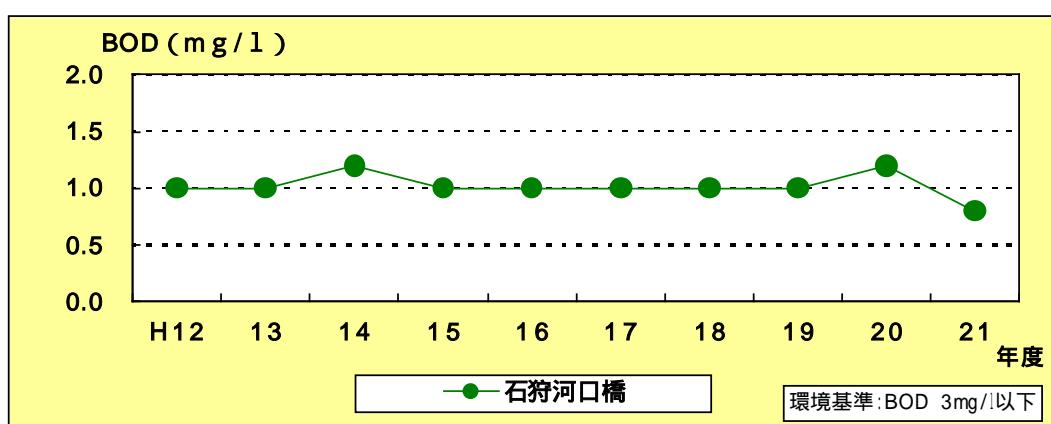


『石狩川』

石狩川の流域は、札幌市、旭川市をはじめ 46 市町村に及び、石狩市はその最下流部に位置しています。そのため、市域内の石狩川の水質は流域で排出された汚濁物質の影響が反映されます。

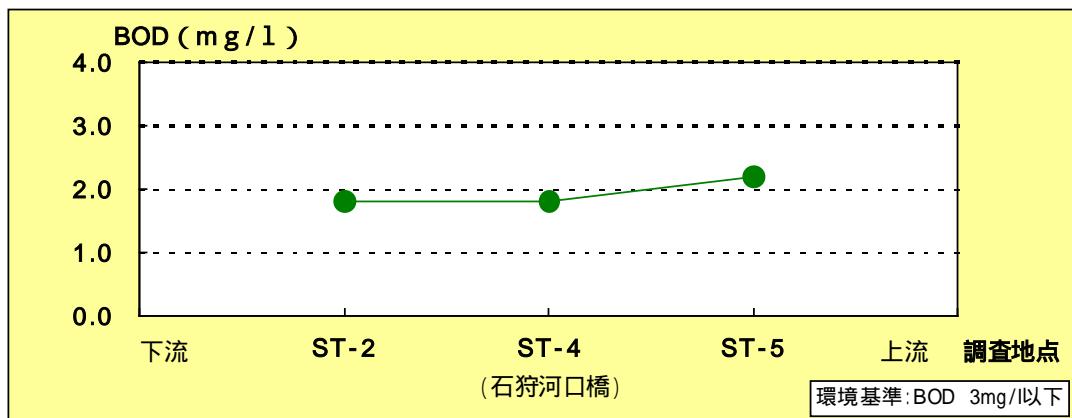
図 4-11 の石狩河口橋での BOD の経年変化は 0.8~1.2 mg/l で推移しており、ほぼ横ばいの状態が続いている。また、地点別の BOD の変化は図 4-12 のとおり、地点間での大きな差は見られません。

図 4-11 石狩川の BOD 経年変化 (75% 値)



(北海道開発局調べ)

図 4-12 石狩川のBOD調査地点別変化(75%値)



(市環境課調べ：参考値)

環境基本計画における環境の目標の達成状況と今後の対策

石狩川のBODは、全ての地点で環境基準を達成しました。今後も、石狩川の水質を良好に保つために、北海道や流域市町村の協力のもと、連携して取り組む必要があります。また、生活排水処理施設未整備地区の整備推進を図ります。

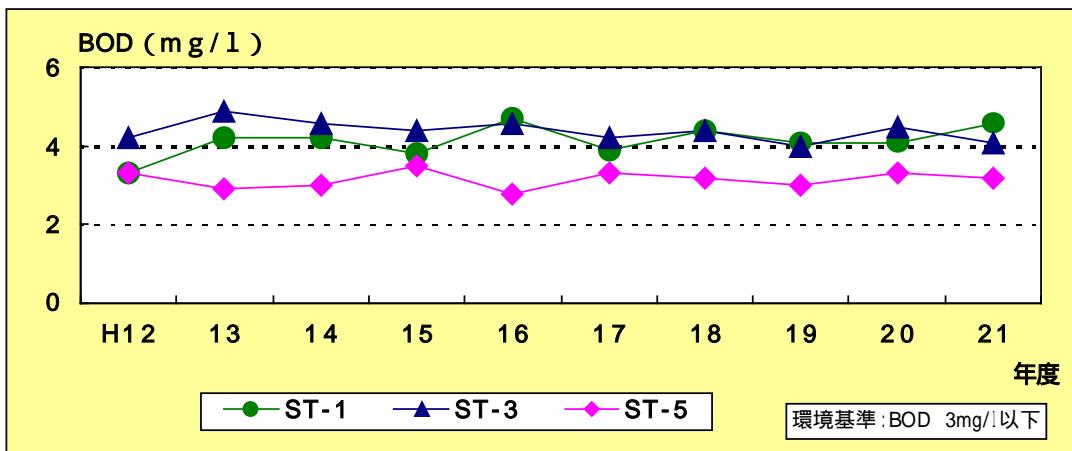
『茨戸川』

茨戸川は閉鎖性水域のため、下水処理場の処理水や都市河川の影響を強く受けています。過去には、富栄養化が進み、夏にアオコが発生するなど水質の悪化が見られましたが、昭和48年に国、道、札幌市及び石狩市で構成する「茨戸川環境保全対策連絡協議会」が「茨戸川環境保全総合計画」を策定し、総合的な水質浄化対策を行ってきました。その後、国土交通省の「石狩川水系茨戸川及び札幌北部地区河川水環境改善緊急行動計画書(茨戸川清流ルネッサンス)」が平成15年3月に策定され、関係行政機関及びNPOらとともに目標達成に努めています。

BODの水質調査結果は図4-13のとおり、横ばい傾向にあります。

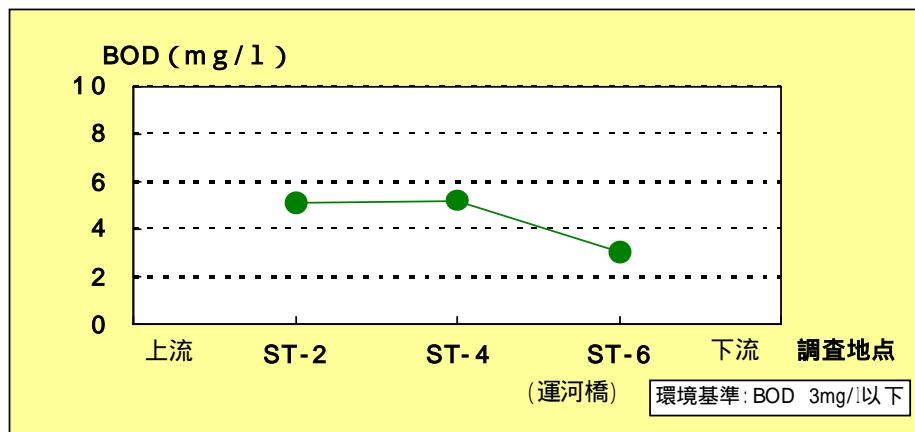
また、5~11月に市が調査している地点別変化(図4-14)では、運河橋を除いて、高い傾向にあります。

図 4-13 茨戸川のBOD経年変化(75%値)



(北海道開発局調べ)

図 4-14 茨戸川のBOD調査地点別変化(75%値) 調査期間 5~11月



(市環境課調べ:参考値)

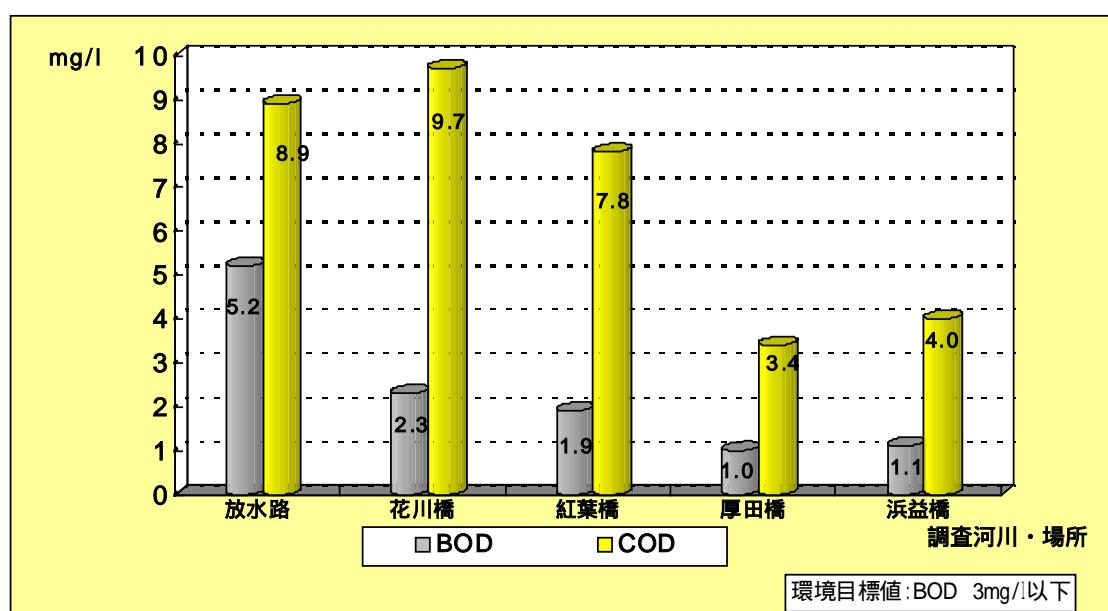
環境基本計画における環境の目標の達成状況と今後の対策

茨戸川のBODは、全点環境基準が未達成でした。今後も茨戸川に流入する中小河川の清掃や汚濁物質の監視に努めるとともに、「茨戸川清流ルネッサンス」に基づき、石狩川本流からの浄化用水の導水や河川・下水道整備・清掃・美化活動、環境学習などの流域対策を講じ、水質浄化を図ります。

『中小河川』

中小河川は、石狩放水路、花川橋（樽川下流）、紅葉橋（発寒川）、厚田橋（厚田川）、浜益橋（浜益川）の5地点で調査を実施し、図4-15のとおり放水路を除く4地点でBODが3mg/lを下回りました。

図 4-15 中小河川のBOD・COD 調査結果(75%値)



(市環境課調べ:参考値)

環境基本計画における環境の目標の達成状況と今後の対策

中小河川は、環境基準が設定されていませんが、4地点で市環境基本計画におけるBODの環境目標値(3mg/l)を達成しました。市では、今後も流入する排水及び発生源の監視に努めます。

海域

石狩海域は、北海道と市が図4-10(P29)の地点で調査しており、結果は表4-4のとおりです。

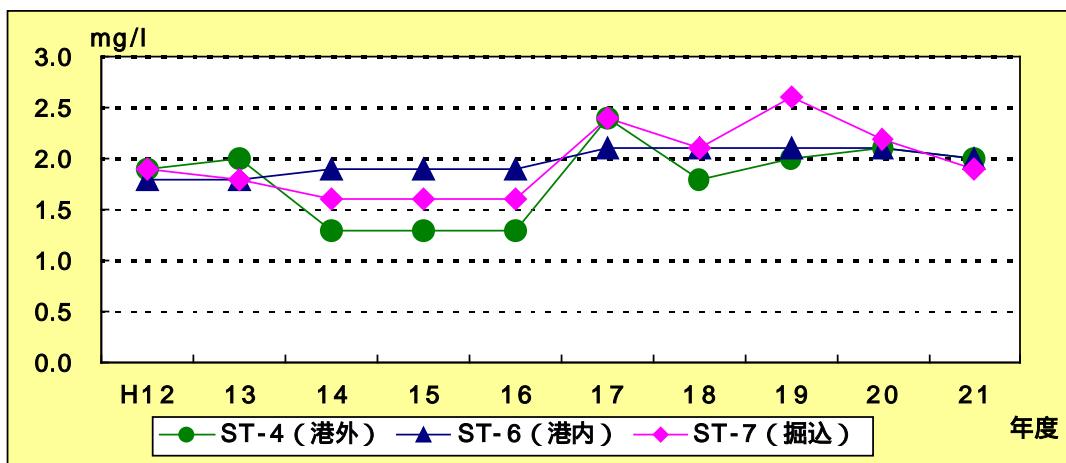
CODの経年変化については図4-16のとおり、港内、掘込水路とも変動はあるものの、過去10年間をとおして環境基準を達成しています。また、港外も、21年度は調査4地点すべてにおいて環境基準を達成しました。

表4-4 石狩海域のCOD調査結果

調査地点名		環境基準		COD75%値 (mg/l)	判定
		類型	COD(mg/l)		
ST-1	港外	A	2以下	2.0	
ST-2	港外	A	2以下	1.8	
ST-3	港外	A	2以下	2.0	
ST-4	港外	A	2以下	2.0	
ST-5	港内	B	3以下	1.9	
ST-6	港内	B	3以下	2.0	
ST-7	掘込	C	8以下	1.9	

(北海道環境生活部調べ)

図4-16 石狩海域のCOD経年変化(75%値)



(北海道環境生活部調べ)

環境基本計画における環境の目標の達成状況と今後の対策

石狩川の流入の影響からか、港外は、変動の幅が大きいですが、21年度は7地点すべてでCODの環境基準を達成しました。今後もすべての調査地点において目標を達成するべく北海道等関係機関と協力して監視を続けます。

有害物質等

市では、石狩川及び茨戸川の有害物質等について図 4-17 の地点で調査を行っており、平成 21 年度の結果は、表 4-5 のとおり、水質ではすべての水域で環境基準を達成しました。底質では環境基準が定められていませんが、茨戸川では、鉛、ひ素、全窒素、全リン等が他の水域に比べて全般的に高い値が検出されています。

表 4-5 有害物質等調査結果

(1) 底 質 (各水域の平均値)

項目	水域 石狩川	茨戸川
p H	6.8	6.9
含水率 (Wt%)	40.0	80.9
強熱減量 (Wt%)	5.8	15.4
C O D (mg/g)	11.9	56.6
硫化物 (mg/g)	ND	3.5
カドミウム (mg/kg)	0.35	1.03
鉛 (mg/kg)	15.4	50.6
六価クロム (mg/kg)	ND	ND
ひ素 (mg/kg)	10.8	115.2
総水銀 (mg/kg)	0.09	0.26
全窒素 (mg/kg)	1300	5840
全リン (mg/kg)	750	4890

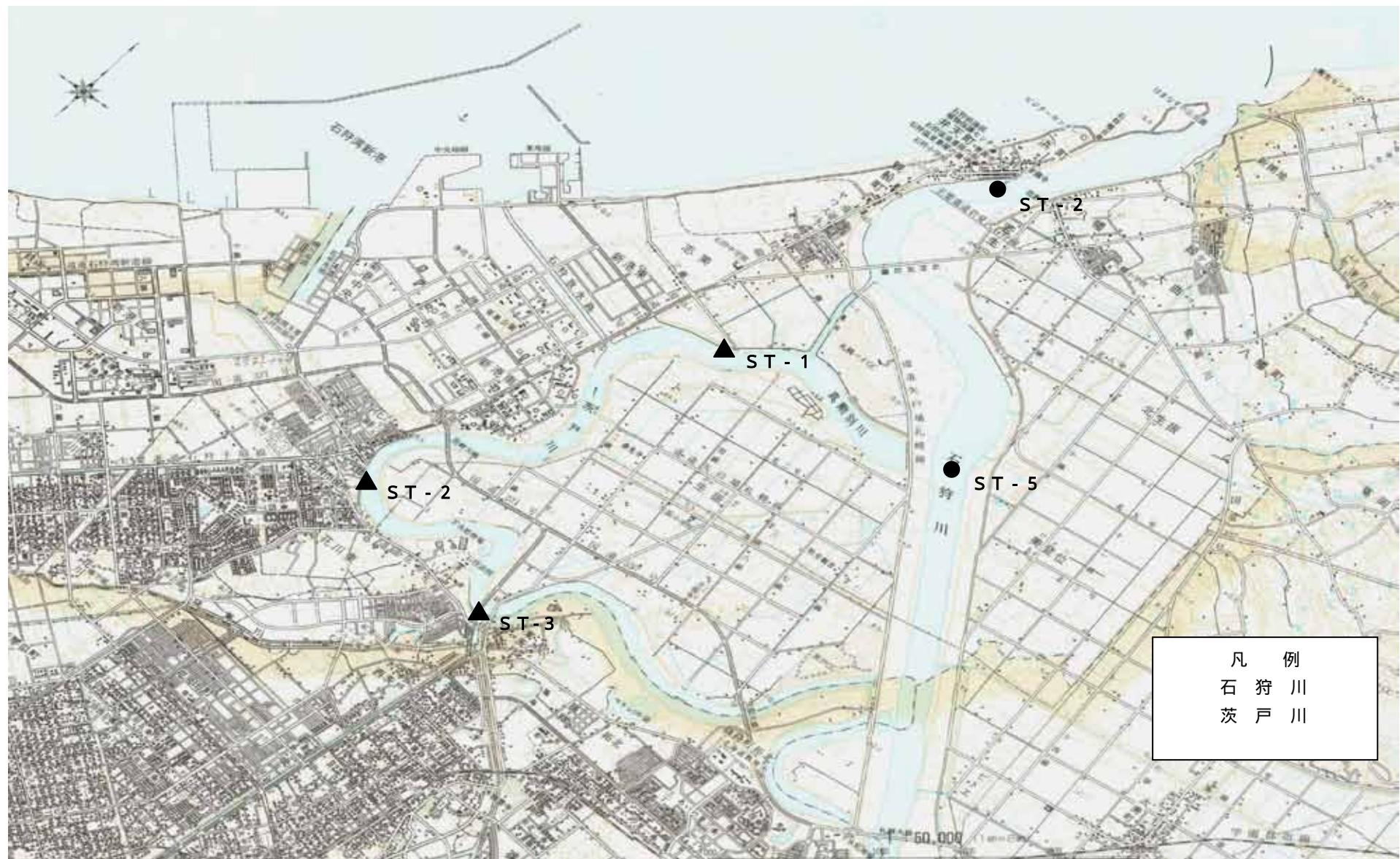
ND：定量下限値未満

(2) 水 質 (各水域の平均値)

項目	水域 石狩川	茨戸川	石狩海域
シアノ (mg/l)	< 0.1	< 0.1	< 0.1
カドミウム (mg/l)	< 0.005	< 0.005	< 0.005
鉛 (mg/l)	< 0.005	< 0.005	< 0.005
六価クロム (mg/l)	< 0.02	< 0.02	< 0.005
ひ素 (mg/l)	< 0.005	0.005	< 0.005
総水銀 (mg/l)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
全窒素 (mg/l)	1.30	3.33	0.3
全リン (mg/l)	0.135	0.104	0.124

(市環境課調べ)

図 4-17 有害物質等調査地点図（実施主体は市）



3 騒音

環境基本計画に定める環境の目標

施策の基本的方向：静かな音環境の下での暮らし

環境の目標：自動車騒音を環境基準値以下にします。

(1) 概況

騒音等は、直接人間の感覚を刺激し、日常生活の快適さを損なう感覚公害は、公害の苦情の中でも高い割合を占めています。その発生源としては、主に工場・事業場、建設作業、自動車などがあげられますが、近年は、生活様式の多様化により、ペットの鳴き声、家庭生活による近隣騒音など広範に渡っています。

市では、騒音規制法等に基づき、発生源に対する届出、監視、規制などの措置を講じています。

(2) 工場・事業場騒音

工場・事業場に設置する施設のうち、著しい騒音を発生する施設については、騒音規制法、北海道公害防止条例、石狩市公害防止条例により、その新設や変更に際して事前の届出が義務づけられています。また、時間区分及び地域区分ごとに騒音の規制基準が定められています。

騒音発生施設の届出状況は、表 4-6 のとおりです。

表 4-6 騒音規制法等に基づく施設の届出状況 平成 21 年度末現在

	施 設 名	施 設 数
騒音規制法	空気圧縮機及び送風機	17
	木材加工機械	0
	小 計	17
北海道公害 防止条例	金属加工の用に供する施設	146
	空気圧縮機及び送風機	374
	土石用破碎機等	26
	建設用資材の製造の用に供する施設	12
	木材加工の用に供する施設	153
	印刷機械	17
	小 計	728
石狩市公害 防止条例	金属加工の用に供する施設	456
	木材加工の用に供する施設	112
	空気圧縮機及び送風機	381
	冷凍機	77
	小 計	1,026
合 計		1,771

(市環境課調べ)

(3) 建設作業騒音

建設作業による騒音は、一時的なものですが、その騒音レベルが高く、住居地区などで行われた場合、生活環境を阻害し、苦情の原因となることもあります。

騒音規制法では、建設作業のうち、著しい騒音を発生させる作業を特定建設作業として定め、事前の届出を義務づけ、区域の区分ごとに騒音の大きさ、作業時間、作業期間などを規制しています。

市では、これらの作業の実施にあたっては、周辺住民に対する事前の説明、周辺に配慮した工法の採用、作業時間、作業期間などへの配慮を指導しています。

特定建設作業の届出状況は、表 4-7 のとおりです。

表 4-7 特定建設作業の届出状況 平成 21 年度分

作業の種類	法に基づく届出	その他による届出
1 くい打機等を使用する作業	2	5
2 びょう打機を使用する作業	0	0
3 さく岩機を使用する作業	0	1
4 空気圧縮機を使用する作業	0	0
5 コンクリートブロック等を設けて行う作業	0	0
6 バックホウを使用する作業	0	0
7 ブルドーザーを使用する作業	0	0
合計	2	6

注) その他による届出は、規制区域外での届出を指す。

(市環境課調べ)

(4) 自動車騒音

自動車交通の発達は、豊かな生活、経済を支えていく上で欠くことのできないものですが、反面、交通量の多い場所では深刻な騒音公害を引き起こしています。

市域における自動車騒音調査は、面評価方式に基づいて、図 4-18 に示す市道花川南 3 丁目通で実施し、評価結果については表 4-8 のとおりです。

図 4-18 自動車騒音調査地点図



表 4-8 交通騒音評価結果 (測定期間 H21.10.28～H21.10.29 場所:花川南浄水場前)

		近接空間		非近接空間		近接・非近接の計	
昼間 (午前 6 時～ 午後 10 時)	65 dB 以下	252 戸	100.0%	506 戸	100.0%	758 戸	100.0%
	65 超過 70 dB 以下	0 戸	0.0%	0 戸	0.0%	0 戸	0.0%
	70 dB 超過	0 戸	0.0%	0 戸	0.0%	0 戸	0.0%
	昼間の計	252 戸	100.0%	506 戸	100.0%	758 戸	100.0%
夜間 (午後 10 時～ 午前 6 時)	60 dB 以下	252 戸	100.0%	506 戸	100.0%	758 戸	100.0%
	60 超過 65 dB 以下	0 戸	0.0%	0 戸	0.0%	0 戸	0.0%
	65 dB 超過	0 戸	0.0%	0 戸	0.0%	0 戸	0.0%
	夜間の計	252 戸	100.0%	506 戸	100.0%	758 戸	100.0%

注) 1. 近接空間: 道路端から 15m 以内の区間 非近接空間: 道路端から 15m 超過～50m 以内の区間

2. 環境基準 : (昼間) 65 dB (夜間) 60 dB

3. 要請限度 : (昼間) 70 dB (夜間) 65 dB

(市環境課調べ)

環境基本計画における環境の目標の達成状況と今後の対策

市道花川南 3 丁目通に面した 50m 以内では、評価対象とした住居、計 758 戸の全てについて、
昼・夜間とも環境基準を達成しました。今後も環境基準の維持に努めます。

4 振動

(1) 概況

振動は、多くの場合、騒音とともに発生し、日常生活の快適さを脅かすもので、その原因としては、建設作業や大型車両などの自動車交通などがあげられます。

(2) 工場・事業場振動

工場・事業場に設置する施設のうち著しい振動を発生する施設は、振動規制法、北海道公害防止条例により、その新設や変更に際して事前の届出が義務づけられています。また、時間及び区域の区分ごとに振動の規制基準が定められています。振動発生施設の届出状況は、表 4-9 のとおりです。

表 4-9 振動規制法等に基づく施設の届出状況 平成 21 年度末現在

施設名		施設数
振動規制法	圧縮機	6
	小計	6
北海道公害 防止条例	金属加工の用に供する施設	144
	圧縮機	197
	遠心分離機	4
	土石用破碎機等	28
	コンクリート製品の製造の用に供する施設	10
	印刷機械	15
	木材加工の用に供する施設	3
	ゴム練用又は合成樹脂のロール機	1
	小計	402
合計		408

(市環境課調べ)

(3) 建設作業振動

建設作業による振動は、一時的なものですが、使用する機械によっては強い振動を発生させるものもあり、住居地区などでは、生活環境を阻害し、苦情の原因となります。

振動規制法では、建設作業のうち、著しい振動を発生させる作業を特定建設作業として定め、事前の届出を義務づけ、区域の区分ごとに振動の大きさ、作業時間、作業期間などを規制しています。

特定建設作業の届出状況は、表 4-10 のとおりです。

表 4-10 特定建設作業の届出状況 平成 21 年度分

作業の種類	法に基づく届出	その他による届出
1 くい打機等を使用する作業	2	5
2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	0	0
3 舗装盤破碎機を使用する作業	0	0
4 ブレーカーを使用する作業	1	1
合計	3	6

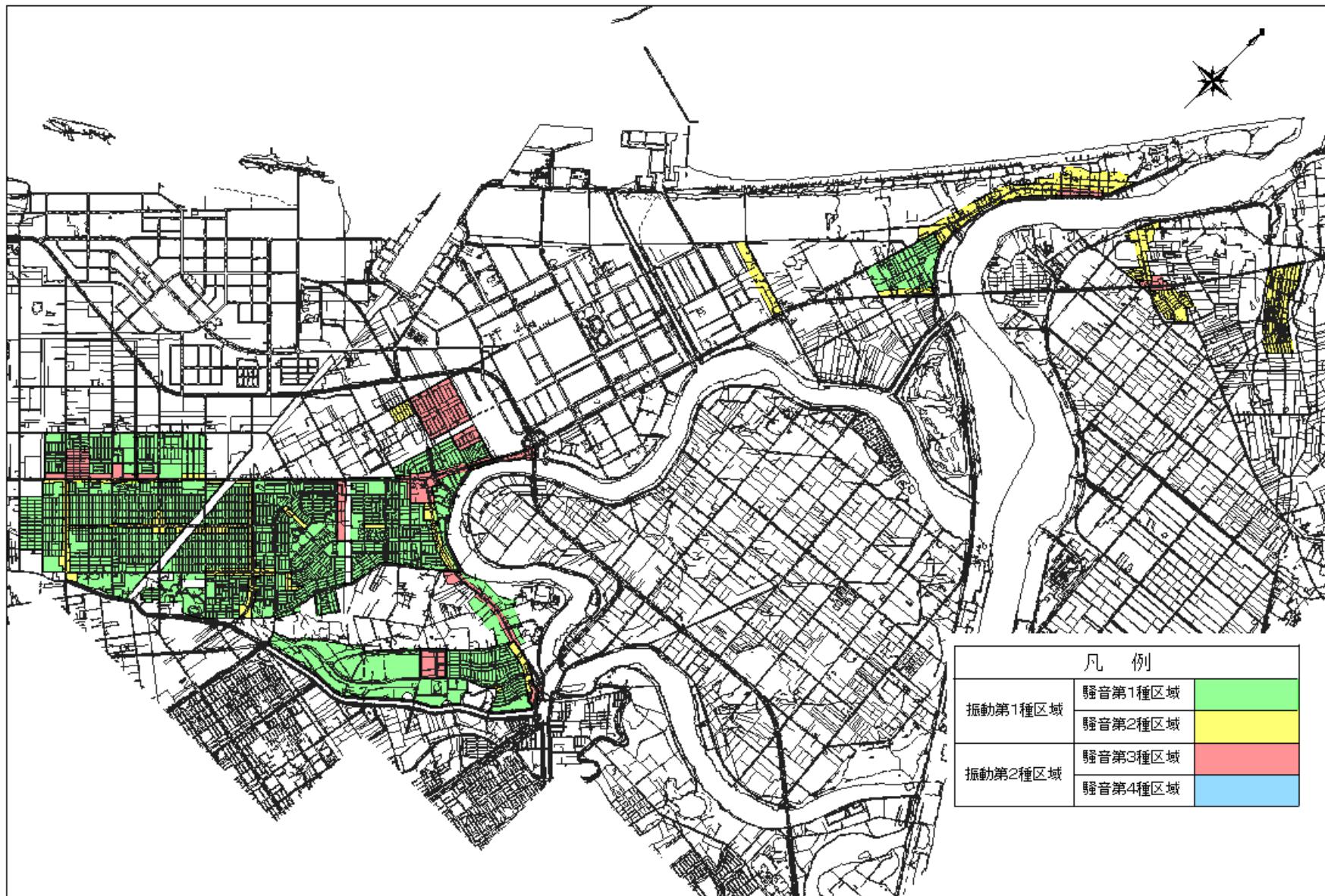
注) その他による届出は、規制区域外での届出を指す。

(市環境課調べ)

(4) 今後の対策

市では、振動に関する問題は発生していませんが、今後も振動規制法等に基づき、発生源に対する届出、監視や作業の実施に当たっては、周辺住民に対する事前の説明、低振動工法の採用、作業時間、作業期間等への配慮、指導等の措置を講じます。

図 4-19 騒音・振動規制地域図



5 悪臭

(1) 概況

悪臭は、においの質やその継続時間などの外的要因と、人間の感覚などの要因が絡み合う複雑な感覚公害です。悪臭物質は、微量でも直接人間の嗅覚を刺激し、不快感を与えるため、快適な生活環境を損ないます。

現在、悪臭防止法で22物質が特定悪臭物質に指定され、規制されています(資料編P.91参照)。

(2) 悪臭発生施設の状況

悪臭防止法では、図4-20に示した規制地域ごとに悪臭発生物質の規制基準を設定しており、規制地域内では、全ての発生源が規制の対象となります。また、北海道公害防止条例及び石狩市公害防止条例により悪臭発生施設の届出が義務づけられています。

悪臭発生施設の届出状況は、表4-11のとおりです。

表4-11 悪臭発生施設の届出状況 平成21年度末現在

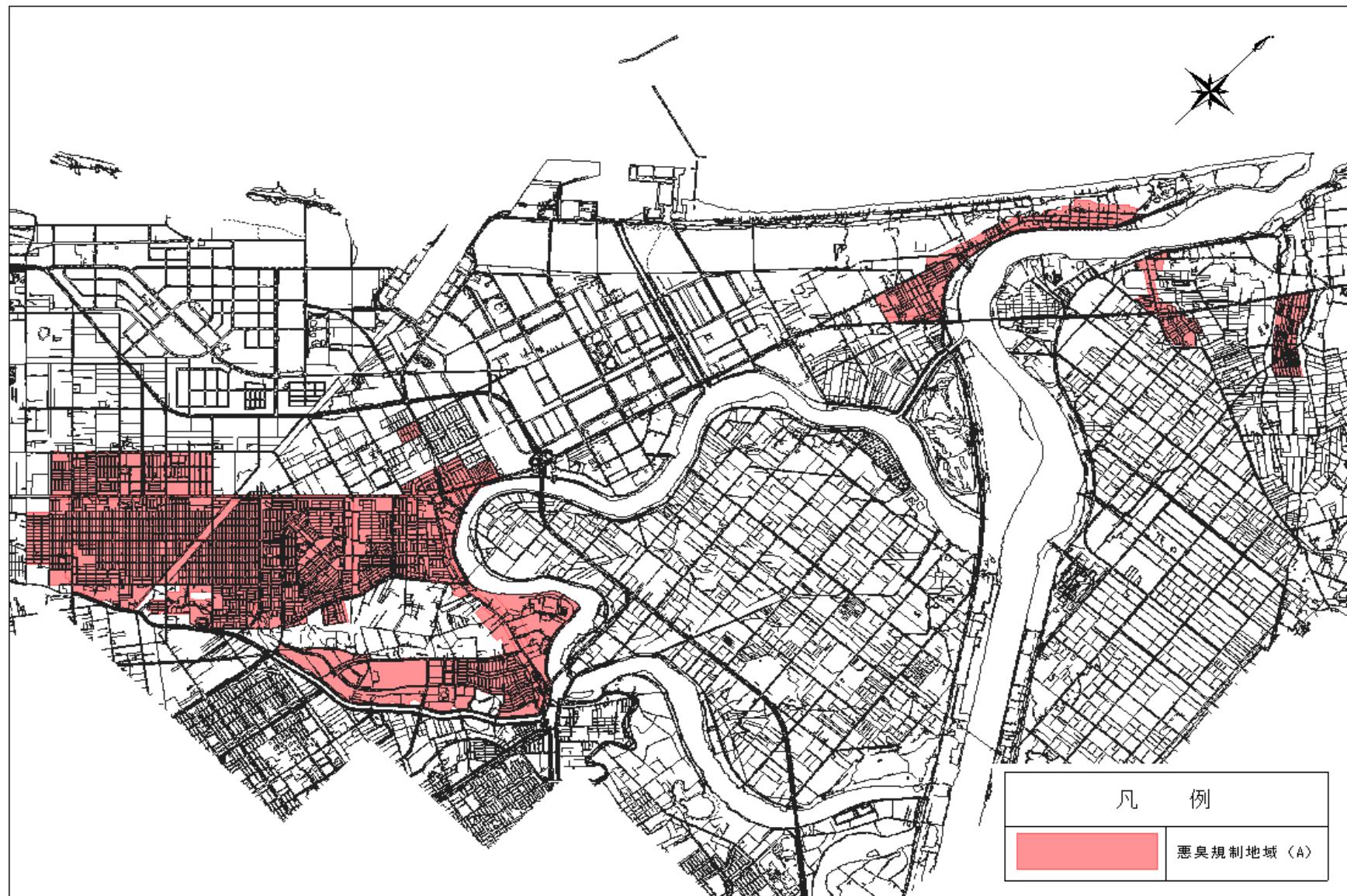
	施設名	施設数
北海道公害 防止条例	飼料又は肥料(化学製品を除く)の製造の用に供する原料置場、蒸解施設、分離施設、濃縮混合施設及び乾燥施設	8
	小計	8
石狩市公害 防止条例	動物の飼養又は収容の用に供する施設	8
	小計	8
合計		16

(市環境課調べ)

(3) 今後の対策

近年、公害の苦情に占める悪臭の割合が増えています。恒常に悪臭を発生する事業所に対しては、事前に悪臭防止設備の設置や事業工程の改善等の指導を行い、対策を強化します。

図 4-20 悪臭規制地域図



6 公害苦情の状況

過去5年間に受理した公害に関する苦情件数は、表4-12のとおりです。

平成21年度の苦情件数は、46件でした。

表4-12 公害の苦情件数 (延べ件数)

年度 区分	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21
大気汚染	5	6	3	1	3
水質汚濁	1	1	2	1	3
騒音	6	6	2	5	3
振動	2	1	0	2	1
悪臭	7	8	11	11	4
不法投棄	14	9	14	26	22
野外焼却	11	15	15	19	8
その他	1	2	0	0	2
合計	47	48	47	65	46

(市環境課、ごみ対策課調べ)

7 化学物質

環境基本計画に定める環境の目標

施策の基本的方向：**安全で安心な環境の下での暮らし**

環境の目標：環境汚染物質を現状（環境基準値以下）に維持します。

現在、化学物質は、工業用の原料や日常生活における製品など様々な用途で使用され、その数は、世界で約10万種、国内でも数万種といわれています。これらの化学物質は、使用や廃棄の過程で環境中に放出され、その中には、人や動植物に悪影響を与え、環境汚染の原因となるものもあります。

近年では、特に、発がんを促進する作用が指摘されているダイオキシン類、生態系や人の健康への影響に関してその有害性など未解明な点が多い化学物質等が問題となっています。

(1) ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法で定義されているポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 及びコプラナー・ポリ塩化ビフェニール (コプラナー-PCB) の化学物質群を指します。

ダイオキシン類は、物の燃焼や化学物質の製造過程で非意図的に生成され、発がん促進作用や甲状腺機能の低下、生殖器官の重量、精子形成の減少、免疫機能の低下を引き起こすことが報告されています。しかし、人への影響について、まだよくわかっていないため、国は、研究を続けていくこととしています。

主な発生源としては、ごみの焼却があげられます。

北海道及び市が実施した、大気、水質のダイオキシン類調査結果は、表4-13のとおりです。

表4-13 ダイオキシン類濃度 環境調査結果

(大気)

(単位：pg TEQ / m³)

地 域	調査回数	平均値	環境基準 (年間平均値)
道調査：新港地区	2	0.037	0.6 以下
市調査：花川地区 (花川北2条3丁目)	2	0.012	

(北海道、市環境課調べ)

(水質)

(単位：pg TEQ / l)

地 域	調査回数	平均値	環境基準 (年間平均値)
市調査：石狩川 (石狩河口橋下)	1	0.13	1 以下
市調査：茨戸川 (樽川合流前)	1	0.071	

(市環境課調べ)

(2) ゴルフ場使用農薬

ゴルフ場で使用される農薬などが環境汚染を引き起こし、大きな社会問題となったことから、国や北海道では、平成2年に「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」(環境庁)、「ゴルフ場で使用される農薬等に関する環境保全指導要綱」(北海道)を制定しました。

市においても、平成3年に「石狩市ゴルフ場における農薬等の安全使用に関する指導要綱」を定めて、ゴルフ場事業者と「農薬等の安全使用に関する協定」を締結し、ゴルフ場排出水の監視、使用農薬等の規制を行い、生態系への汚染と人体への健康被害の防止を図っています。

平成21年度の市内7ヶ所のゴルフ場排出水に含まれる農薬成分は、表4-14のとおりです。

表4-14 ゴルフ場農薬調査結果

農薬成分 ゴルフ場	トルクロホスメチル	有機銅	イプロジオン	プロピコナゾール	アゾキシストロピン
A		0.001 mg /l未満			
B	0.001 mg /l未満				
C	0.001 mg /l未満				0.001 mg /l未満
D	0.004 mg /l	0.001 mg /l未満	0.005 mg /l	0.002 mg /l	0.005 mg /l
E	0.001 mg /l未満		0.001 mg /l未満		
F	0.001 mg /l未満		0.001 mg /l未満	0.001 mg /l未満	
G	0.001 mg /l未満				
環境省指針値	0.8 mg /l	0.4 mg /l	3 mg /l	0.5 mg /l	5 mg /l

注) 検体採取は、農薬散布後1週間以内、2ヶ所以上調査の場合は、検出最高値を示す。

(市環境課調べ)

環境基本計画における環境の目標の達成状況と今後の対策

ダイオキシン類の調査は、昨年と同程度であり、各調査地点のいずれも環境基準を達成しました。ダイオキシン類は、今後も調査を継続して、環境中のダイオキシン類の把握に努めます。また、廃棄物焼却施設周辺のパトロールを実施し、適正管理を指導するとともに、市民や事業者にごみの野外焼却をしないよう啓発します。

ゴルフ場使用農薬は、すべてのゴルフ場で環境省指針値以下でした。今後もゴルフ場事業者に対し、農薬の適正使用と管理の徹底を指導していきます。

8 その他の公害

(1) 地下水汚染

地下水は、自然界の水循環において重要な役割を果たしており、また、一般的に水質が良好で水温の変動が少ないなどの特徴を持つ、大切な水資源です。

しかし、有害物質等に汚染されると、浄化することが困難であるため、未然に汚染を防がなければなりません。

地下水の水質調査は、道及び市がトリクロロエチレン 等の有害物質について、表 4-15 のとおり、市内 10 地点の井戸で行いました。平成 21 年度は、市が調査した井戸 4 カ所中 1 カ所でひ素濃度が環境基準 を超えたので、飲用、菜園等の利用を控える、又は検査するなど、注意を促しました。

また、市の調査で環境基準を超えた井戸については、最長 3 年間、超過項目のモニタリングを行なっています。

表 4-15 地下水水質調査結果（年間平均値） 単位：mg/l

地区 項目	花川東	樽川	美登位	厚田区 聚富	厚田区 望来	厚田区 望来	環境 基準
鉛	-	-	# N D	N D	-	-	0.01 以下
1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	N D	-	-	1 以下
トリクロロエチレン	-	-	-	N D	-	-	0.03 以下
テトラクロロエチレン	-	-	-	N D	-	-	0.01 以下
ひ素	N D	# 0.007	-	N D	-	-	0.01 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	-	-	-	5.4	# 7.7	# 12.5	10 以下

地区 項目	* 八幡	* 花川南	*厚田区 厚田	*厚田区 望来	環境 基準
1,1,1-トリクロロエタン	N D	-	N D	N D	1 以下
トリクロロエチレン	N D	-	N D	N D	0.03 以下
テトラクロロエチレン	N D	-	N D	N D	0.01 以下
ひ素	N D	0.053	N D	N D	0.01 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	1.9	-	2.1	7.1	10 以下

ND:定量下限値未満 # は 2 回以上測定、その他は 1 回測定。 (* は市環境課、他は北海道調べ)

(2) 地盤沈下

地盤沈下は、主に深部地下水の過剰な汲み上げや自然の地盤収縮などによって引き起こされます。

市では、石狩湾新港地域において各事業場に対し、工業用水道を利用し、地下水を汲み上げないよう指導しています。

これまで市域において、地盤沈下による被害は発生していません。

1 公園・緑地

環境基本計画に定める施策の基本的方向と環境の目標

施策の基本的方向 緑に囲まれた暮らし

環境の目標：市民一人当たりの都市公園面積を 27m²とします。
市民参加による公園・緑地等への 10 万本植樹を実施します。

(1) 公園・緑地の状況

公園や緑地は、安全で快適な都市環境を形成し、人々に安らぎや潤いを与える生活の場として、重要な役割を担っています。また、都市の環境改善、防災機能の強化、スポーツ、交流など様々な機能に加え、公園緑地内の木や花々からは四季の変化を実感し、自然に親しむこともできます。

石狩市には、平成 22 年 3 月末現在で、135 ケ所の都市公園があります(表 5-1)。総面積は 122.3ha で、市民一人当たりの都市公園面積は、21.9 m²になります。

表 5-1 都市公園の開設状況 各年度末現在

公園の種類		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
街区公園	ケ所	112	113	113	113	113
	面積(ha)	17.1	17.2	17.2	17.2	17.2
近隣公園	ケ所	7	7	7	7	7
	面積(ha)	22.2	30.0	30.0	30.0	30.0
地区公園	ケ所	2	2	2	2	2
	面積(ha)	7.8	8.5	10.2	10.2	10.2
運動公園	ケ所	1	1	1	1	1
	面積(ha)	13.1	13.1	13.1	13.1	13.1
都市緑地	ケ所	11	11	12	12	12
	面積(ha)	33.1	51.7	51.8	51.8	51.8
合計	ケ所	133	134	135	135	135
	面積(ha)	93.4	120.5	122.3	122.3	122.3

注) 単位未満を四捨五入して表示しているため、合計と内容の計が一致しない場合があります。

(市管理課調べ)

ア 街区公園 主に街区内外に居住する人を利用対象とする最も身近に利用できる公園で、子どもの利用に加え、お年寄りの利用も多くなっています。また、コミュニティの形成に果たす役割も注目されています。誘致距離は 250m 程度、面積は 0.25ha を標準としています。

イ 近隣公園 近隣住区に居住する人を利用対象とし、子どもからお年寄りまで、全ての年齢層に利用される公園です。近隣公園は、一つのコミュニティ形成の役割を担う都市計画上、もっとも基本的な公園で、誘致距離 500m 程度とし、1 近隣住区当たり 1 ケ所を目標に、面積 2ha を標準として配置されています(表 5-2)。

表 5-2 近隣公園一覧

名称	場所	施設
彩林公園	花川南 8 条 3 丁目 153 番地 1	大型遊具、パークゴルフ場、ゲートボール場
若葉公園	花川北 4 条 3 丁目 2 番地	芝生広場、野球場、テニスコート
紅葉山公園	花川北 2 条 3 丁目 210 番地	池、噴水、芝生広場、野球場、テニスコート
花川南公園	花川南 6 条 5 丁目 94 番地	芝生広場、野球場、テニスコート
ヤウスバ運動公園	船場町 1 番地	野球場
紅葉山南公園	緑苑台中央 3 丁目 601 番地	テニスコート、徒歩池、芝生広場
紅南公園	花川北 1 条 6 丁目 2 番地 1	ミニパークゴルフ場、バスケットコート

ウ 地区公園 近隣の上位コミュニティ単位である「地区」を利用圏域として設けられる公園です。地区公園は、徒歩距離圏内における運動、休養等のレクリエーションのために設けられ、誘致距離 1,000m程度とし、面積 4ha を標準として配置されています(表 5-3)。

表 5-3 地区公園一覧

名称	場所	施設
樽川公園	新港西 2 丁目 784 番地	ドッグラン、テニスコート、野球場、芝生広場
石狩ふれあいの杜公園	樽川 4 条 1 丁目 600 番地 1	フラワーガーデン、遊具広場

エ 運動公園 各種のスポーツ施設を集めた動的レクリエーションのための公園です。運動公園は都市住民が自らスポーツを楽しむとともに、各種の競技会にも利用されています(表 5-4)。

表 5-4 運動公園一覧

名称	場所	施設
青葉公園	新港南 3 丁目 706 番地	築山、運動遊具、野球場、テニスコート、陸上競技場

オ 都市緑地 主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景觀の向上を図るために設けられます。都市緑地は、0.1ha 以上を標準として配置しますが、既成市街地等において良好な植林地等がある場合、あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合は、面積を 0.05ha 以上とします(表 5-6)。

表 5-6 都市緑地一覧

名称	場所等
はまなすの丘公園	石狩川河口にあり、ハマナスなどの海浜植物が鮮やかに咲き乱れます。
花川北緑地	道道石狩手稲線沿いにあるポプラ並木です。
花川南緑地	花川南 2 条 5 丁目にあります。
緑苑台東緑地	緑苑台と花川東地区の間にあります。
サスイシリの森	花川北 7 条 2 丁目にあります。市民参加の植樹で緑のネットワークを作ります。
花川北 3 条緑地	花川北 3 条 6 丁目にあるシラカバ並木です。
花川北 2 条緑地	花川北 2 条 6 丁目にある雑木林です。
花川北コモンガーデン	花川北 2 条 5 丁目の緑の遊歩道です。
花川東大緑地	花川東にある芝地です。
花川東小緑地	花川東にある芝地です。

力 その他の公園 石狩市には都市計画区域外にもたくさんの公園があります。厚田区の厚田公園をはじめ 15箇所、面積は 62.6ha あります。

水とみどりの基本計画

市は、みどりの保全と創出をさらに推進する「水とみどりの基本計画」を、平成 13 年 10 月に策定しました。

現代の日常生活においては、ゆとりと安らぎのある市民生活を実現することが求められていることから、市では、森林や水辺の保全、公園緑地の整備、公共施設や民有地の緑化など、自然と人間が共生する豊かでうるおいのある都市環境を形成し、市民とともに良好な環境の維持、創出を図ります。

(2) 緑化の推進

アンケート調査や近年のガーデニングなど緑化意識の高まりから、身のまわりや各地にみどりを求める声が多くなっています。市では、公園や公共地の緑化に市民参加で取り組み、併せて緑化意識の普及を進めています。

花いっぱい運動

住み良いまちづくりを推進するために、市が花の苗を助成し市民が道路植樹帯や公園などに植栽して、緑化意識の高揚を図りました。

平成 21 年度は、ペチュニアやマリーゴールドなど 41,756 株を植栽しました。

「石狩川歴史の森」植樹祭

先人の偉業をたたえるとともに、人と自然のふれあいの場となる「石狩川歴史の森」をつくるため、札幌河川事務所などと協力して茨戸川河川敷地で植樹を行っています。この計画では 20 万本の植樹を目指しており、平成 21 年度は、小学生など 71 人が参加して、30 種 250 本の植樹を行いました。

環境基本計画における環境の目標の達成状況と今後の対策

平成 21 年度における市民一人あたりの都市公園面積は 21.9 m²、市民参加による公園・緑地等への植樹は、平成 12 年からの累計が 8,363 本になりました。

今後も、引き続き、石狩の地域性や特性を活かし、子どもからお年寄りまで楽しめる公園緑地の整備を進めます。

2 上下水道

環境基本計画に定める施策の基本的方向と環境の目標

施策の基本的方向　清らかな水環境の下での暮らし

環境の目標：生活排水処理施設普及率を100%とします。

(1) 上水道等の状況

石狩市の上水道は、旧市域の「上水道事業」(計画給水人口が5,001人以上の水道)と、厚田区及び浜益区の「簡易水道事業」(計画給水人口が101人以上5,000人までの水道)により、各種施設整備を進めています。表5-7と表5-8に示したとおり、平成21年度末の普及率は上水道事業で99.6%、簡易水道事業で97.7%に達しています。

簡易水道事業における水源が表流水(幌内川や群別川など)であるのに対し、上水道事業における水源の大部分は地下水であり、地盤沈下や塩水化などの不安を抱えています。そのため、上水道事業区域内の市民生活における安心の確保と、次代に責任を持てる水源の確保という観点から、市ではその恒久水源を石狩西部広域水道企業団からの用水供給(水源:当別ダム)に求める計画です。

表5-7 上水道事業(旧市域)の普及状況 各年度末

単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
給水区域内人口(A)	人	57,272	57,451	57,400	57,441
給水人口(B)	人	56,837	57,102	57,102	57,217
給水区域内普及(B/A)	%	99.2	99.4	99.5	99.6
1日平均配水量	m ³ /日	14,214	14,216	14,054	14,232
1日最大配水量	m ³ /日	16,779	16,735	16,399	16,439
1人1日当たり平均配水量	リッル/人・日	250	249	246	249
1人1日当たり最大配水量	リッル/人・日	295	293	287	287

注)給水区域内人口、給水人口には、厚田区虹が原地区の人口を含んでいます。

(市工務課調べ)

表5-8 簡易水道事業(厚田区、浜益区)の普及状況 各年度末

単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
給水区域内人口(A)	人	4,088	3,977	3,860	3,762
給水人口(B)	人	4,017	3,881	3,765	3,676
給水区域内普及(B/A)	%	98.3	97.6	97.5	97.7
1日平均配水量	m ³ /日	1,584	1,508	1,318	1,337
1日最大配水量	m ³ /日	2,837	2,728	2,381	2,655
1人1日当たり平均配水量	リッル/人・日	394	389	350	364
1人1日当たり最大配水量	リッル/人・日	706	703	632	722

(市工務課調べ)

(2) 下水道の状況

市では、生活環境の快適性向上、浸水の防除、公共用水域 の水質保全のため、公共下水道の整備を進めています。手稲処理区、茨戸処理区については、下水処理を札幌市に委託し、手稲水再生プラザと茨戸水再生プラザで行っています。また、八幡処理区は平成 20 年 3 月末に第 1 期工事が完了し、供用を開始しています。なお、特定環境保全公共下水道は厚田浄化センターと望来浄化センターで行っています。

表 5-9 公共下水道普及状況 各年度末

	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
管渠延長（汚水）	km	270 (12)	270 (12)	270 (12)	271 (12)
管渠延長（雨水）	km	169	170	171	173
許可済予定処理区域面積	ha	1,243.1 (59)	1,243.1 (59)	1,243.1 (59)	1,243.1 (59)
処理区域面積	ha	1,116.1 (58)	1,147.3 (58)	1,147.3 (58)	1,150.7 (58)
行政区域内人口（A）	人	61,328 (2,653)	61,367 (2,564)	61,191 (2,484)	61,109 (2,433)
処理区域内人口（B）	人	53,703 (1,179)	54,960 (1,133)	54,929 (1,107)	55,011 (1,046)
普及率（B/A）	%	87.6 (44.4)	89.6 (44.2)	89.8 (44.6)	90.0 (43.0)
処理水量	万 m ³	581 (8)	542 (8)	538 (9)	528 (9)

注) 表の下段()書きは、特定環境保全公共下水道に係る数値(内数)

(市下水道課調べ)

(3) 個別排水処理施設設置事業の状況

市では、生活環境の快適性向上、浸水の防除、公共用水域 の水質保全のため、公共下水道区域外において個別排水処理施設(合併浄化槽)整備を進めています。平成 21 年度は浜益地区において 3 基設置し、計 137 基となりました。また、個人での設置分を合わせた 158 基を管理しています。

環境基本計画における環境の目標の達成状況と今後の対策

公共下水道整備済地区については、水洗化率の向上を進め、水質汚濁を防止します。下水道区域外については合併浄化槽による整備を進めます。

第6章 廃棄物対策

廃棄物は、「廃棄物の処理と清掃に関する法律」の中で、産業廃棄物及び一般廃棄物の二つに分類されています。産業廃棄物は、事業活動に伴って発生する廃棄物の内、法律で定める20種類の廃棄物をいいます。一般廃棄物は、日常生活で一般家庭から排出される「家庭系ごみ」と、事業活動に伴って事業所から排出される、産業廃棄物以外の「事業系ごみ」に分類されます。また、事業系ごみと産業廃棄物を合わせて、「事業系廃棄物」といいます。

廃棄物対策は、私たちにとって最も身近な環境の1つです。多くの廃棄物は再利用が可能であるにも係わらず処分されており、焼却・埋め立てを中心としたこれまでの処理から、より3Rを推進する処理に努めが必要になっています。

市は、「石狩市環境基本計画」に基づき、平成15年3月に5力年を計画期間とする「石狩市ごみ減量化計画」を策定し、市民、事業者、行政の役割の明確化、ごみの減量と分別の徹底、リサイクルの推進など、ごみの減量に努めてきました。なお、平成19年度で第1期計画が終了したことから、平成20年4月に「第2期石狩市ごみ減量化計画」を策定しました。

また、合併や北石狩衛生施設組合の解散（平成18年3月）さらには低炭素・資源循環型社会の推進など、社会経済情勢の変化に対応していくため、新たな「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の策定を進めています。

1 一般廃棄物の概況

環境基本計画に定める施策の基本的方向と環境の目標

施策の基本的方向 ごみを抑える暮らし

環境の目標：家庭系一般廃棄物処理量を平成11年度一人当たり排出量から30%削減します。
(平成11年度家庭系一般廃棄物一人当たり排出量 291kg/人・年)
事業系一般廃棄物処理量は0(ゼロ)をめざします。

(1) 家庭系ごみ

家庭系ごみは「燃やせるごみ」「燃えないごみ」「燃やせないごみ」「粗大ごみ」「資源物(びん・缶・ペットボトル)」「廃蛍光管等」の6種類に分け戸別方式で収集しています。例外として、引越しなどに伴い一時的に多量排出されるごみは、排出者自らが処理施設へ搬入し、処理しています。

「資源物」は、石狩市リサイクルプラザでびん・缶・ペットボトル等に選別し、「廃蛍光管等」は、ごみとは別に収集して、それぞれ再生事業者へ引き渡しています。そのほか、筒型乾電池、古着・古布、牛乳パック、廃食用油、小型電子・電気機器については、市内に回収拠点を設けて回収し、再生事業者への引き渡しを行っています。また、家庭から出るせん定枝葉等を堆肥原料にリサイクルする「みどりのリサイクル」を実施しています。

家庭系ごみの排出量については、表6-1のとおり平成21年度は10,511tで、有料化前の平成17年度との比較では5,585t(34.7%)の削減となりましたが、前年度比較では746t(7.6%)の増加となりました。

また、平成13年4月1日に「家電リサイクル法」が、平成15年10月1日に「資源有効利用促進法」が施行され、リサイクルルートが確立されたことから、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン類などの「家電4品目」と、「パソコン」は、市ではごみとしての回収を行っていません。なお、平成21年4月より薄型テレビと衣類乾燥機が家電リサイクル品に追加されました。

表 6-1 家庭系ごみ量 (t) 各年度末現在

年 度 (平成)	排出量 合計	対基準年 増加率	1人当たり 1日排出量	1人当たり 年排出量	ごみ処理量			
					可燃ごみ	不燃ごみ	燃やせないごみ	粗大ごみ
11年 (基準年)	17,882	-	810 g	296kg	14,144	1,565	1,075	1,098
12年	18,026	0.8%	815 g	297kg	14,300	1,290	1,120	1,316
13年	17,208	3.8%	776 g	283kg	13,975	1,160	1,088	985
14年	16,704	6.6%	750 g	274kg	13,508	840	1,230	1,126
15年	16,211	9.3%	728 g	266kg	12,870	764	1,354	1,223
16年	15,898	11.1%	712 g	260kg	12,643	735	1,390	1,130
17年	16,096	10.0%	721 g	263kg	12,551	755	1,454	1,336
18年	15,547	13.1%	695 g	254kg	11,020	689	1,513	2,325
19年	10,071	43.7%	450 g	164kg	8,714	372	713	272
20年	9,765	45.4%	437 g	160kg	8,647	365	449	304
21年	10,511	41.2%	471 g	172kg	8,656	388	1,084	383

注) 排出量は旧厚田村、旧浜益村を含む。

(市ごみ対策課調べ)

(2) 事業系ごみ

事業系ごみは、排出した事業者が処理責任を負う「自己管理」が原則であり、自ら処理施設に搬入するか、許可業者に収集運搬を依頼する必要があります。

また、事業系の「資源物」も「石狩市リサイクルプラザ」で家庭系ごみと同様の選別を行っています。

事業系ごみの排出量については表 6-2 のとおり、平成 21 年度は前年度と比較し 244 t (5.6%) の減少となりました。

表 6-2 事業系一般ごみ量 (t) 各年度末現在

年 度 (平成)	排出量 合計	対基準年 増加量	対基準年 増加率	ごみ処理量			
				可燃ごみ	不燃ごみ	燃やせないごみ	粗大ごみ
11年 (基準年)	3,569			3,300	128	112	29
12年	4,044	475	13.3%	3,795	141	81	27
13年	3,929	360	10.1%	3,733	87	83	26
14年	4,056	487	13.6%	3,768	168	94	26
15年	4,004	435	12.2%	3,685	182	92	45
16年	3,811	242	6.8%	3,527	157	73	54
17年	4,108	539	15.1%	3,846	160	73	29
18年	4,246	677	19.0%	4,004	124	85	33
19年	4,741	1,172	32.8%	4,291	141	75	234
20年	4,371	802	22.5%	3,979	131	184	77
21年	4,127	558	15.6%	3,781	137	99	110

注) 排出量は旧厚田村、旧浜益村を含む。

(市ごみ対策課調べ)

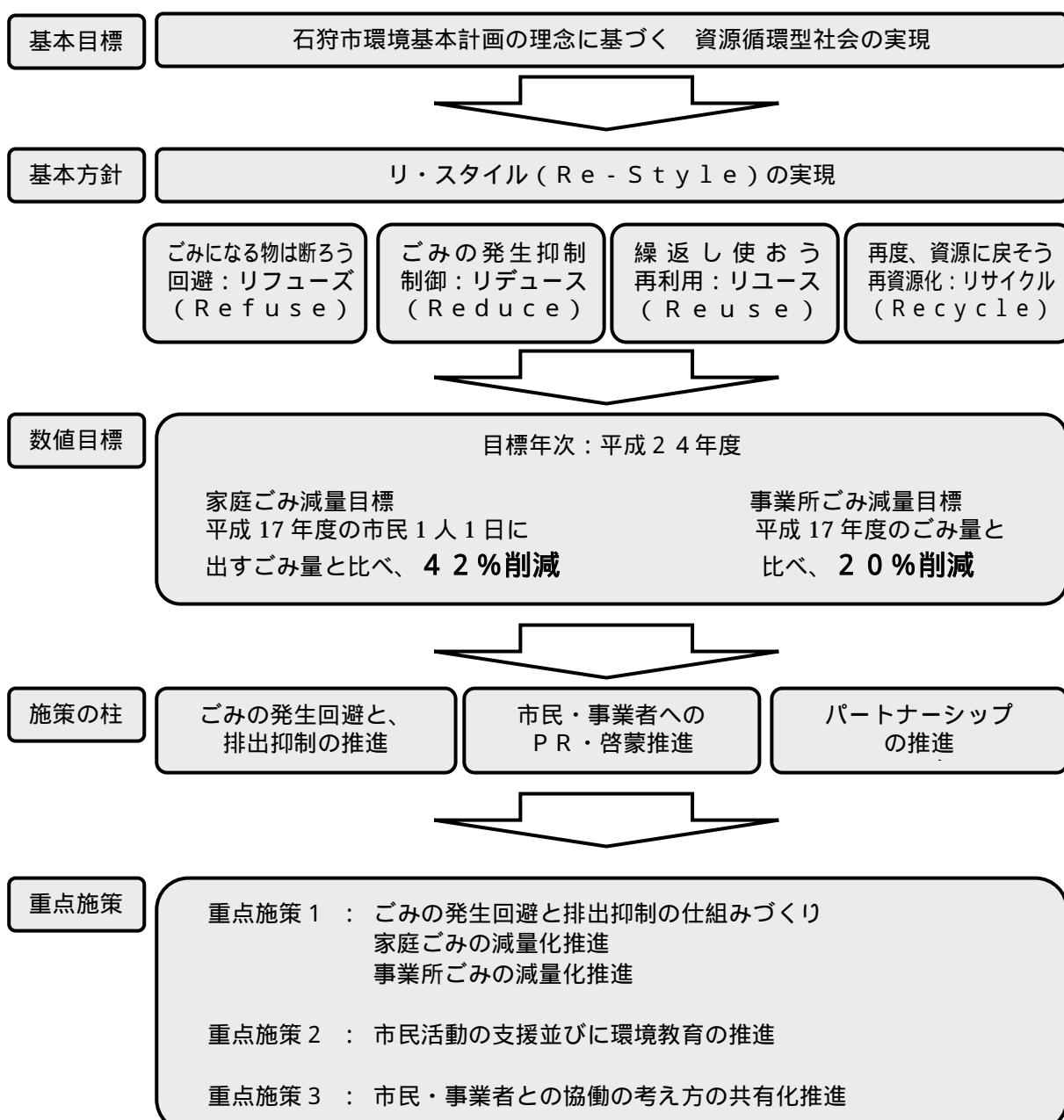
(3) 石狩市ごみ減量化計画

平成 20 年 4 月に、平成 24 年度までの 5 カ年を計画期間とする「第 2 期ごみ減量化計画」を策定し、ごみの減量と分別の徹底、リサイクルの推進、事業系ごみの適正処理の推進など、ごみ減量化計画の基本目標を達成するための各種事業を実施しています。

ごみ減量化計画の目標と施策

「第 2 期ごみ減量化計画」では図 6-1 のとおり、基本目標を実現するために、基本方針と数値目標を定め、3 つの施策を柱とした 12 項目の重点施策を推進しています。

図 6-1 第 2 期石狩市ごみ減量化計画の体系図



環境基本計画における環境の目標の達成状況と今後の対策

平成 21 年度の家庭系ごみ処理量は、一人当たり年間 172kg で、基準年である平成 11 年度と比較し、124.0kg (41.9%) の削減となりました。

事業系ごみに関しては、平成 18 年度に処理手数料などの見直しのほか、事業系古紙のリサイクル促進に努めました。その結果、平成 21 年度の事業系ごみ処理量は基準年である平成 11 年度と比較して 15.6% の増加にとどまり、前年度との比較では 5.6% の削減となりました。

今後も、さらなるごみの減量化に向け、リサイクル品目の拡充に努めるなど、一層のごみ減量に向けた各種施策を進めていきます。

2 産業廃棄物処理施設の概況

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法律で定める、燃えがら、汚泥、廃プラスチック類など 20 品目及び、輸入された廃棄物が該当します。

産業廃棄物は、事業者自らの責任において適正に処理するか、もしくは運搬または処分を許可業者に委託するときは、発生から最終処分が終了するまでの一連の工程における処理が適正に行われるために、委託契約を結び、マニフェスト（管理票）を管理するなど、必要な措置を講じなければなりません。

市内における産業廃棄物の中間処理施設及び最終処分場の数は、表 6-3 のとおりです。

表 6-3 産業廃棄物許可処理施設数 平成 21 年度末現在

区分		処理施設数
施設	最終処分場（安定型）	1
	最終処分場（管理型）	0
	中間処理（焼却炉）	2
	その他中間処理施設	30
	合 計	33

（市ごみ対策課調べ）

3 ごみ処理施設（北石狩衛生センター）

石狩市のごみは、「北石狩衛生センター」(写真、所在地：厚田区聚富)で処理しています。当初は、石狩町、当別町、厚田村、浜益村、新篠津村(建設当時)で構成する北石狩衛生施設組合(一部事務組合)でしたが、平成18年3月に解散し、4月より石狩市の施設となりました。

センターは、平成5年12月に竣工、180t/日の焼却能力と40t/5hの破碎能力を有しております。公害防止対策として、有害ガス除去装置及び電気集じん装置などの公害防止設備を備えています。

また、埋め立て処分地は、平成6年12月に完成し、埋め立て容積が194千m³です。埋め立て地は完全しゃ水構造で、浸出水処理施設の能力は、1日90m³で水質汚濁が生じないよう適切に処理しています。

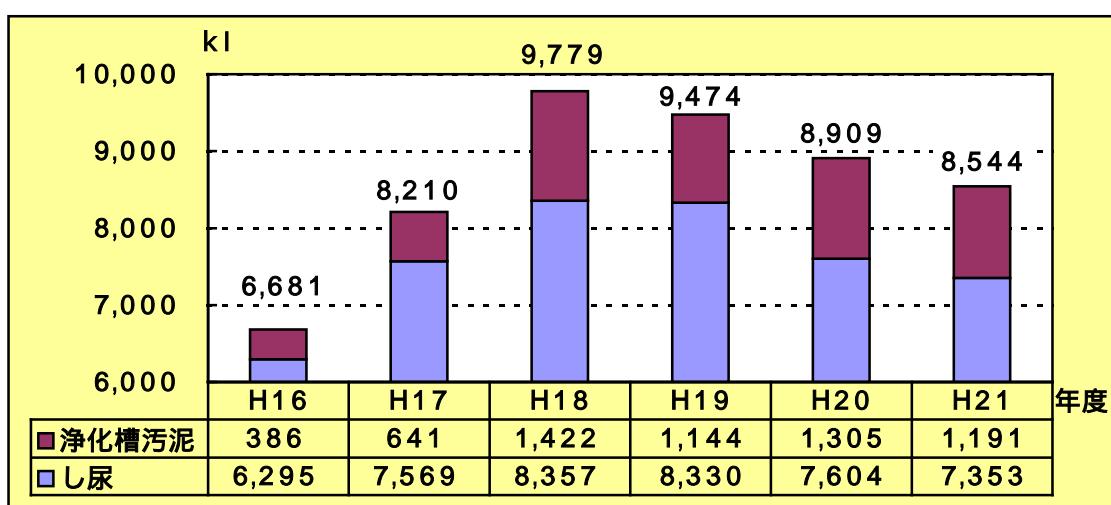
写真：北石狩衛生センター



4 し尿・浄化槽汚泥

石狩市のし尿・浄化槽汚泥は、北石狩衛生センターで処理しています。平成21年度末の浄化槽の設置基数は391基、最近6カ年のし尿・浄化槽汚泥収集量は図6-2のとおりで、平成18年度以降は公共下水道の普及により年々減少しています。

図6-2 し尿・浄化槽汚泥収集量 各年度末



(市北石狩衛生センター調べ)

5 リサイクル・リユースの推進

環境基本計画に定める施策の基本的方向と環境の目標

施策の基本的方向　リサイクルを取り入れる暮らし

環境の目標：一般廃棄物のリサイクル率を30%まで向上させます。

(1) リサイクルプラザ

石狩市リサイクルプラザは、資源物（びん・缶・ペットボトル）を収集し、リサイクルを推進するための活動拠点です。

わたしたちが日頃何気なく捨ててしまうごみの中には、リサイクルで資源としてよみがえるものがたくさんあります。ごみを減らすために、市民と市が力を合わせて、収集する資源物の種類を増やしていきます。

施設は、工房、プラント、ストックヤードの3つに分かれ、工房では様々なリサイクル講座の開催や廃材を利用し製作した木工品の展示、プラントでは収集した資源物を種類ごとに分け、粗原料として出荷しています。

平成21年度に収集された資源物量と施設で開催した行事については、表6-4、表6-5に示します。なお、平成21年度は、2,701名の来館がありました。

表6-4 リサイクルプラント処理実績量等(t)

	H19年度 処理量	H20年度 処理量	H21年度 処理量	H21年度 処理計画量	達成率 (%)	対前年度処理量 増加率(%)	処理能力
びん	430.7	389.1	401.3	336.3	119.3	3.1	
缶	310.5	279.4	295.3	311.9	94.7	5.7	
P E Tボトル	242.5	225.2	247.5	202.1	122.5	9.9	t /日
合 計	983.7	893.7	944.1	850.3	111.0	5.6	

注) 1. 処理計画量は「石狩市分別収集計画」に基づくものです。

注) 2. 達成率(%)は、処理計画量に対する平成21年度処理量の割合です。(市リサイクルプラザ調べ)

表6-5 平成21年度 リサイクルプラザの開催行事一覧及び開催回数

行 事	開催回数
リサイクル教室(廃油石鹼作り、木工体験等)	57
リサイクルフェスタ、他PR出展	6
リサイクル研修講座(10名以上の団体)	12

(市リサイクルプラザ調べ)

(2) 集団資源回収

市は、集団資源回収団体として事前登録している町内会・各種団体等が、古新聞紙・古雑誌、ダンボールを回収業者に引取られた量に対して、1kg当たり3円を助成しています。平成21年度の集団資源回収量は、表6-6のとおり、前年度より103.9t少ない2,736.6tとなっています。

表 6-6 集団資源回収量 (t) 各年度末

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
新聞	1,735.0	1,657.6	1,887.0	2,089.8	2,040.4	1,969.6	1,823.9
雑誌	341.8	315.9	349.5	467.7	400.9	354.9	337.7
ダンボール	308.1	290.0	329.4	459.4	500.4	516.0	575.0
牛乳パック	5.1	7.2	6.5	8.4			
回収びん	21.9	20.8	19.4	19.3			
他びん	1.2	0.4	1.2	2.4			
鉄	3.1	0	1.3	1.5			
アルミ	3.8	0.1	0	0			
その他金属	0	0	0	0			
布類	0.3	0.4	0.3	0			
合計	2,420.3	2,292.4	2,594.6	3,048.5	2,941.7	2,840.5	2,736.6

注) 市が収集している牛乳パック以下の品目は、平成 19 年度より対象外とした。 (市ごみ対策課調べ)

(3) 廃蛍光管等のリサイクル

従来は「燃えないごみ」で処理されていた廃蛍光管・水銀使用品(水銀体温計等)の分別収集と再資源化を平成 15 年度から実施しています。廃蛍光管等はごみと別に収集し、再生事業者へ引き渡しています。回収された廃蛍光管等は、水銀・金属・ガラスに分けられ、それぞれリサイクルされています。平成 21 年度は、2.9 t の廃蛍光管等がリサイクルされました。

(4) 古着・古布のリサイクル

平成 15 年度から「燃やせるごみ」として排出される「古着・古布(綿 50%以上)」を市内 13ヶ所に設置した回収ボックスで回収し、再生事業者へ引き渡しています。回収された古着・古布は、ウエス(工業用ぞうきん)にリサイクルされています。平成 21 年度は、前年度より 2.11 t 増の 17.73t を回収しました。

(5) 紙パック類のリサイクル

牛乳パック等の紙パック類を、市内 13 ケ所に設置した回収ボックスから回収を行い、再生事業者へ引き渡し、紙資源として再利用されています。平成 21 年度は、前年度より 92kg 減の 694kg がリサイクルされました。

(6) みどりのリサイクル

家庭から排出されていた「剪定枝葉や草花」等を堆肥原料化し、ごみ処理量の削減を図る「みどりのリサイクル」事業を、地域限定で実施しています。

平成 17 年度までは、ごみステーションから回収していましたが、平成 18 年度の家庭ごみの有料化以降、現在は市内 93 箇所に拠点を設け回収しており、平成 21 年度は 5 月 3 回、6 月から 10 月まで各月 1 回、11 月 2 回の回収を実施し、905.3 t の回収量となり、前年度より 344.9 t の増加となっています。

(7) 廃食用油のリサイクル(BDF 化)

「燃やせるごみ」として家庭から排出される廃食用油を、バイオディーゼル燃料(BDF)にリサ

イクルする事業を平成 19 年 6 月から実施しています。廃食用油を市内の公共施設 10 ヶ所の拠点から回収し、再生業者に有価物として引き渡し、収集運搬、精製費用分を差し引いた量のバイオディーゼル燃料を市が受け取るものです。また、平成 21 年 8 月から新たに市内のスーパー 2 ヶ所に回収拠点を設け、計 12 ヶ所の拠点から回収しています。

平成 21 年度は 6,378 リットルを回収し、316 リットルのバイオディーゼル燃料を受け取り、市の公用車の燃料として使用しています。

(8) ミックスペーパーのリサイクル

平成 17 年度から平成 20 年度まで実施した「ミックスペーパー」再資源化モデル事業を平成 21 年度から本格事業として開始しました。モデル事業では、モデル世帯を登録してもらい、専用袋に「ミックスペーパー」を入れて回収拠点に出してもらうことにしていましたが、平成 21 年度からは、全世帯を対象に、専用袋だけでなくデパートなどの紙袋での拠点排出が可能になりました。

平成 21 年度は 44,305kg を回収しリサイクルをしています。

(9) 小型電子・電気機器のリサイクル

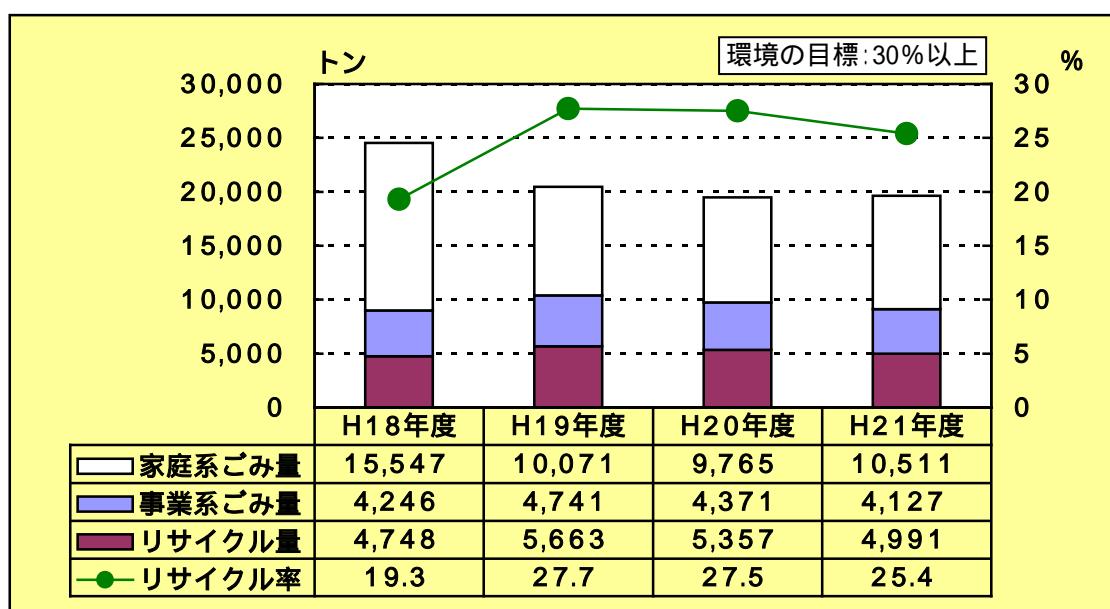
これまで不要になった小型電子・電気機器は「燃えないごみ」として排出されていましたが、デジタルカメラ・携帯電話などに含まれるレアメタルや鉄、アルミ、銅などの有用な金属を取り出し、リサイクルする事業を平成 21 年 6 月から実施しています。

30 cm × 30 cm の入口を通過する大きさの機器を対象とし、市内の公共施設 7 ヶ所の拠点から再生事業者が回収、手解体・選別して金属、プラスチックなどを回収しています。平成 21 年度は CD プレーヤーなど 3,010 個、4,468.8 kg を回収し、リサイクルしました。

(10) リサイクル率

リサイクル率とは、排出されたごみ量（リサイクルした量を含む）のうち、リサイクルした量が占める割合のことです。市は、上記のとおり各種リサイクル事業を実施しており、平成 18 年 10 月の家庭系ごみ有料化も相まって、近年はリサイクル率が 20% 台後半となっています。

図 6-3 一般廃棄物のリサイクル率



(市ごみ対策課調べ)

環境基本計画における環境の目標の達成状況と今後の対策

平成 21 年度の一般廃棄物のリサイクル率は 25.4% で、基準年（平成 11 年度）の 9.8% と比較し 15.6 ポイント上昇していますが、前年と比べて 2.1 ポイント減少しました。

今後も、市ホームページ、広報などの情報提供、並びに出前講座、リサイクル教室、体験学習などの環境教育の充実に努め、市民のリサイクル意識の普及拡大により、リサイクル率向上を目指します。

6 環境美化の取り組み

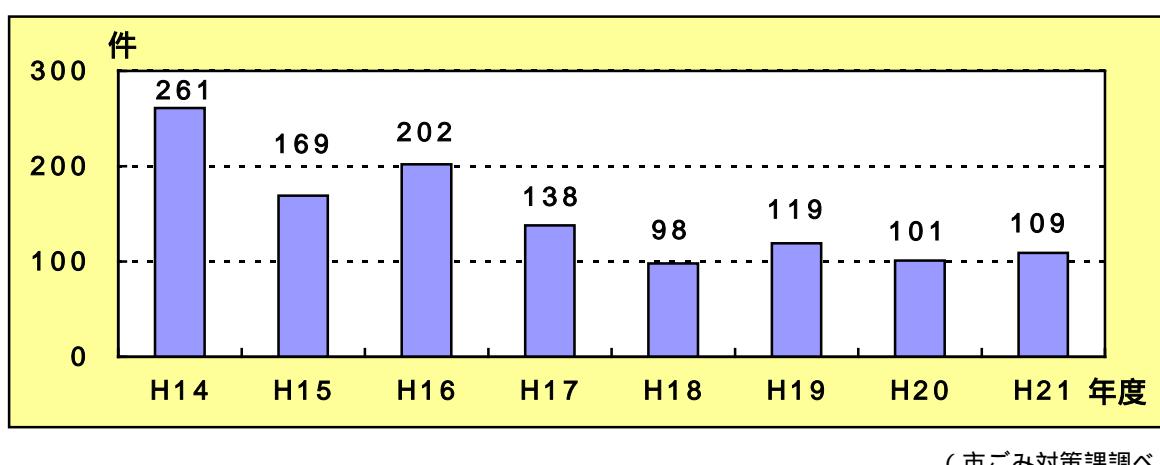
（1）不法投棄の防止

市では、不法投棄防止のためにさまざまな取り組みを行っています。

主な対策としては、平成 13 年度から実施している市内全域の不法投棄監視パトロール、「ごみ不法投棄ホットライン」の開設、監視カメラ・警告看板・ごみよけトリー・のぼり等の設置です。

また、平成 21 年度は石狩支庁とごみ対策課による夜間パトロールを実施するなど、不法投棄の監視を強化しましたが、不法投棄発見件数は前年度より 8 件多い 109 件となりました。

図 6-4 市内不法投棄発見件数



（2）ボランティア清掃

市民団体や学生などによるボランティア清掃が活発に行われており、平成 21 年度は 23 件、延べ 3,861 人のボランティアによる清掃活動が実施され、10.6 t (前年度 9.7 t) のごみを回収処理しました。

今後も、多くのボランティアの協力を得ながら、ごみのない街を目指します。

環境基本計画に定める施策の基本的方向と環境の目標**施策の基本的方向 環境について考える暮らし**

環境の目標：こどもエコクラブの数を各小学校区に1つ以上とします。

(市内小学校数……14校) 平成21年度末現在

石狩市は、環境に対する意識と関心を高めるための環境教育・環境学習を推進し、市民やこどもたちが地域社会・学校での体験活動、自然観察会等をとおして、環境問題や持続可能な社会づくりに参加できる仕組みを推進しています。

1 自然観察会

市内の自然を広く市民に知ってもらい、環境保全への関心を高めるため、環境課と石狩浜海浜植物保護センターでは、自然観察会を実施しました。平成21年度は環境課では2回開催し、石狩市の自然を代表するマクンベツ湿原や記念保護樹木などを観察しました（表7-1）。

また、石狩浜海浜植物保護センターでは、自然観察会、こども自然教室を計17回開催しました（P.17、表3-3参照）。

表7-1 平成21年度 自然観察会実施状況

開催日	内 容	参加人数
6月28日	【自然観察会：マクンベツ湿原】 木道や散策路から、初夏の湿原の植物や野鳥を観察しました。 (平成21年度石狩市環境月間事業)	22名
10月 4日	【自然観察会：記念保護樹木】 市内の記念保護樹木や自然あふれる場所を巡り、身近な場所の自然を考えました。	29名

（市環境課主催分）

2 環境月間事業

「石狩市環境基本条例」では、毎年6月を「石狩市環境月間」に指定しています。市は、この期間に合わせ、環境啓発のための各種事業を行っています。平成21年度の事業は下記のとおりです。

環境パネル展（平成21年5月30日から6月30日まで）

平成21年度は、花川南コミュニティセンター、市民図書館、花川北コミュニティセンターの3会場で開催し、「石狩浜夢の木プロジェクト」「こどもエコクラブ 紅南探検隊」等の団体がパネル展に参加しました。

環境ポスター図案の募集

市内の小学生を対象に、環境に関するポスター図案を募集しました。合計167点の応募があり、高学年の部の市長賞（1名）には若葉小学校4年生の作品が選ばれました。また、8月31日～9月27日に石狩花川南一条郵便局、花川北コミュニティセンター、花川南コミュニティセンター、

市民図書館で優秀作品の展示を行いました。

キャンドルナイト 2009 in いしかり（平成 21 年 6 月 20 日 開催）

多くの市民に地球温暖化対策の推進と省エネルギー・自然エネルギーへの関心を持つてもらうことを目的に、『電気を消してスローな夜を』というスローガンのもと、2005年からNPO法人などと協働でキャンドルナイトを開催しています。

平成21年は、キャンドルアーティストによるキャンドルづくり教室を行ったほか、本市出身のアーティストによるキャンドルコンサートを開催しました。

3 石狩市環境市民会議

「石狩市環境市民会議」は、「市環境基本条例」に基づき、市民が中心となって環境に関する諸課題等を協議する場で、広く市民、事業者に参加を呼びかけています。平成 21 年度は主にキャンドルナイトや環境啓発事業の普及・拡大について話し合いました。

4 いしかり省エネ共和国

平成 17 年 7 月、「石狩市環境市民会議」の活動が、財団法人省エネルギーセンターの省エネ普及事業「省エネ共和国」として認められました。「省エネ共和国」とは、地域で地球温暖化防止のために省エネ・環境保全・リサイクル等を推進する活動を自分たちが決めたプランに基づいて実践する人々の集まりです。

「省エネナビモニター」

「省エネ共和国」として認められると、省エネルギーセンターからさまざまな支援を受けることができます。家庭の電気使用量がリアルタイムでわかる「省エネナビモニター」を市民のみさんに無償で貸し出し、省エネの取り組みを呼びかけています。自宅の居間などで電気使用量がチェックできるので、自然と省エネ意識が身に付きます。また、チェックすることで無駄がなくなり、ゲーム感覚で楽しみながら省エネができます。現在、約 50 世帯の方が省エネナビを設置しています。

5 石狩市環境行動計画・環境家計ノート（市民編）

「石狩市環境行動計画」は、「石狩市環境基本計画」にある「市民の環境配慮指針及び行動指針」の具体的な手引きとなるもので、良好な環境を将来にわたり守っていくために、日常生活の中でできることを冊子にまとめたものです。

「環境家計ノート」は毎日の暮らしの中で使用するエネルギー等を家計簿としてつけることにより、日常生活の中で取り組む行動の効果を確認しながら、環境に優しい生活スタイルに転換していくことを目的としています。これまでの生活からどの程度、省資源・省エネルギー化できるのか、さらに二酸化炭素排出量が減るのか、自分で実際に記載し見直すことで、環境に配慮した生活や家計の経費節減にもつながります。

市ではこの計画に取り組み、その結果を報告していただける市民・団体を募集しており、図書館など市の公共施設で冊子を配布しています。

6 「こどもエコクラブ」の活動推進

「こどもエコクラブ」は、人間と環境のかかわりについて幅広い理解を深めるとともに、環境を大切にする心を育成することを目的とし、環境省が全国に呼びかけているものです。

表 7-2 平成 21 年度「こどもエコクラブ」活動状況

クラブ名称	クラブ会員数	サポーター数	備 考
紅南探検隊	3 人	6 人	近所や地域の友達
まきばエコクラブ	44 人	6 人	まきば保育園
花小 H A P P Y 探検隊	30 人	2 人	花川小学校 4 年生
ネイチャーパートナー	6 人	1 人	イオンスーパーセンター 石狩緑苑台店 チアーズクラブ

7 いしかり・ごみへらし隊

「いしかり・ごみへらし隊」は、石狩市のごみの減量とリサイクルの推進に関する課題及び検討すべき事項について、市民、事業者及び市が協働して取り組むために、平成 13 年 9 月に発足しごみの減量に向けた様々な活動をしており、平成 21 年度における作戦会議の実施回数は、12 回でした。

表 7-3 平成 21 年度 ごみへらし隊の活動内容

活 動 名	内 容
こどもエコ体験ツアー	小学生を対象に市内のリサイクル施設を見学し、リサイクルについて学習する。 ・H21.7.29 参加者 15 名
「ごみ減量のげん太くん」の市広報への連載	市民にお知らせしたいごみに関する色々なことを 4 コマ漫画で表現し、市広報誌に掲載 ・H21.12
家庭ごみ出し方ガイドの作成	家庭ごみ出し方ガイド（22 年度版）作成 ・H22.3

環境基本計画における環境の目標の達成状況と今後の対策

平成 21 年度末で登録している「こどもエコクラブ」は 4 団体で、環境の目標を達成していません。市はエコクラブの活動を PR、支援するとともに、新たな団体が活動できるように地域に働きかけていきます。

今後も環境施策の基本的な方向である「地球環境に配慮した暮らし」を実現するため、省エネ教育の実施等、環境教育・環境学習の内容を充実するとともに効果的な推進を図ります。

環境基本計画に定める施策の基本的方向と環境の目標

施策の基本的方向 地球環境に配慮する暮らし

環境の目標：地球温暖化対策推進計画を策定し、二酸化炭素排出量の削減目標を設定します。

1 地球環境問題

地球は、様々な要因によって危機的状況に向かっており、その要因の多くは、私たちの日常生活や事業活動の中から生まれています。地球環境問題は大きく分けて、 地球温暖化、 森林の減少、 オゾン層破壊、 酸性雨（雪） 海洋汚染、 野生生物の種の減少、 砂漠化、 開発途上国の公害問題、 有害廃棄物の越境移動の 9 つに分類されています。私たちは地球の恩恵を常に受けて暮らしていますが、このままでは生きものが存在できなくなる恐れすらあります。そうならないためにも、国をはじめとして、市、事業者、市民が協働で、ごみの減量や省エネの実践など、地域でできることから地球環境の保全に取り組むことが必要です。

（1）地球温暖化

地球温暖化とは、石炭や石油など、化石燃料の大量消費によって、二酸化炭素、フロン 等の「温室効果ガス」が増加し、地球の平均気温が上昇することです。温室効果ガスが現在の勢いで増え続けると、異常気象の増加、砂漠化、農業生産や水資源への影響、感染症の発生、そして海面水位は、21世紀末までに最大 1m も上昇するなど、私たちに直接的な影響があると予想されています。「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が 2007 年に取りまとめた第 4 次評価報告書によると、地球の平均気温は 1861 年以降上昇しており、1906 年から 2005 年までの 100 年間 0.74 上昇しました。国際的な取組みとして、1992 年に、地球温暖化防止のため、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的とした「気候変動に関する国際連合枠組条約（気候変動枠組条約）」が採択されました。また、平成 14 年 6 月に、わが国は先進国などの温室効果ガス削減義務を定めた京都議定書を締結し、温室効果ガスの総排出量を平成 2008 年から 2012 年の間に 1990 年比で 6% 削減することが義務付けられています。

（2）森林の減少

森林の減少は熱帯地域の開発途上国の森林を中心に続いている、2000 年から 2005 年には年間 730 万 ha 減少しました（世界森林資源調査 2005）。減少の原因は、焼畑耕作、森林から放牧地・農地への転換、過度の薪炭材採取、不適切な商業伐採などです。その背景には、急激な人口増加や工業化、貧困、土地制度上の問題など、社会経済的な問題があり、解決の困難さを増大させています。1992 年に開催された地球サミットでは「森林に関する原則声明」が採択され、森林保全のための様々なプロジェクトが実施されています。また、これまで主に熱帯林の問題だけが取り上げられてきましたが、ロシアやカナダなどの北方針葉樹林の減少も深刻な問題として考える必要があります。さらに最近は、大規模な森林火災が多発するようになり、大きな問題となっています。

（3）オゾン層破壊

オゾン層破壊とは、冷蔵庫やエアコンの冷媒、電子回路などの精密部品の洗浄剤、断熱材など

の発泡剤等に広く利用されてきたフロン が、地球を取り巻く成層圏に存在しているオゾン を破壊することで、1985 年春の南極上空でのオゾンホール発見以来、重大な問題になっています。オゾン層 は、太陽の光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収しているため、オゾン層 が破壊されてしまうと、人類や数多くの生きものに多大な影響が生じることになります。わが国ではモントリオール議定書に基づき、オゾン層破壊物質の生産規制等を実施しているとともに、成層圏オゾンのモニタリング、オゾン層・オゾン層破壊物質及び有害紫外線の観測・監視等を行っています。また、開発途上国におけるオゾン層保護対策を支援しています。

(4) 酸性雨(雪)

酸性雨とは、石油、石炭など化石燃料の燃焼により、大気に放出された硫黄酸化物 や窒素酸化物 が、酸性化合物となった pH 5.6 未満の雨(雪)のことです。酸性雨は、湖沼の酸性化による陸水生態系への被害、土壤の酸性化による森林の衰退、さらには建造物や文化財の損傷などを引き起こし、世界各地で被害の顕在化、深刻化が懸念されています。

国は、2001 年 1 月から本格稼動している東アジア酸性雨モニタリングネットワークの活動をさらに推進するため、データ・情報の公開を図るとともに、参加国の拡大、モニタリングの充実等に取り組んでいます。

(5) 海洋汚染

海洋汚染は、タンカー事故や汚染物質の投棄など、様々な人為的要因により進行します。地表の約 7 割を占める海洋の汚染は、海洋生態系が地球全体の生態系を保つ上で重要な役割を果たしていることから、多くの国や周辺地域に悪影響を及ぼします。また、汚染からの回復が容易でないことからも、重大な地球環境問題として認識され、早急に対策を進めていかなければなりません。海洋汚染の進行により、生態系の破壊、漁業資源や観光資源の喪失、有害物質汚染による海洋生物への影響と、海洋生物経由の人体への影響などが懸念されています。

(6) 野生生物の種の減少

野生生物の種の減少とは、環境の悪化や乱獲などで野生の動植物が減少し、種の絶滅が生じる問題で、特に人間が関与した絶滅の増加が懸念されています。種の減少は、乱獲や密猟などが直接の原因となっていますが、「森林の破壊」「海洋汚染」「砂漠化」などの生息域の破壊、減少によっても進行しています。

野生生物種が減少することで、密接に関わりあった様々な生物種の相互関係により成り立っている地球環境が崩壊し、人類の存続そのものが危うくなることが心配されます。野生生物種の保護、生物多様性の保全のため、生物多様性条約などが締結され、野生生物の減少に歯止めをかける取り組みが行われています。わが国でも生物多様性基本法や生物多様性国家戦略 2010 を策定し、条約の実施促進を図っています。

(7) 砂漠化

砂漠化とは、『半乾燥地域などにおける気候上の変動や人間活動を含むさまざまな要素に起因する土地の劣化』と定義されています。砂漠化の影響を受けやすい地域は地表面積の約 41%を占めしており、そこで暮らす人々は 20 億人以上に及び、その少なくとも 90%は開発途上国の人々です。

砂漠化による影響としては、食糧生産基盤の悪化、生物多様性の喪失、貧困の加速、気候変動への影響、都市への人口の集中、難民の増加などの問題が考えられます。また、これらの結果が、

砂漠化を含めた環境問題の原因となる悪循環も大きな問題となっています。わが国も、植林活動や乾燥に強い農作物の開発を進めるなど、砂漠化対策のための技術的、資金的な協力が求められています。

(8) 開発途上国の公害問題

開発途上国では、工業化や都市化の進展による大気汚染や水質汚濁、環境資源の不十分な管理による森林の減少などの環境問題が生じています。しかし、開発途上国の多くは公害問題に十分に対処できる経済的、技術的、人的あるいは制度的基盤が無く、自國のみの対応では限界があるため、国際機関や先進国の協力が必要です。また、公害防止機器等の導入も進んでおらず、環境保全対策の優先度は必ずしも高くないのが現状といえます。このような開発途上国の環境問題は、直接的に私たちの日常生活と結びついているとはいえないが、豊富な経験と高度な技術を蓄積しているわが国への期待は非常に大きく、その役割は重大であるといえます。

(9) 有害廃棄物の越境移動

有害廃棄物の越境移動とは、廃棄物が国境を越えて発生国以外に運ばれることで、発生国での処理コストの上昇や処分容量の不足に伴い、発生するようになりました。この問題は、廃棄物の有害性が極めて高い場合や、移動先において適切な処理・処分がなされない場合が多いことなど、深刻な環境汚染につながる事例が多く、地球的規模の環境問題となっています。有害廃棄物等の輸出入等の規制を適切に実施するため、バーゼル法 及び廃棄物処理法の適切な施行及び運用が求められています。

2 石狩市地域省エネルギービジョン

(1) 目的

石狩市には、石狩湾新港地域の産業活動、冬期の暖房エネルギー需要と自家用車に依存した交通環境等、地域特有のエネルギー使用形態があります。化石燃料の使用は、温室効果ガスの1つである二酸化炭素の排出を伴うことから、人の影響による地球温暖化を防止するためにもエネルギー使用を見直していく必要があります。これからの中長期的な資源循環型社会づくりを進めていくためには、地域全体を視野に入れた省エネルギー施策が必要不可欠であると考え、平成24年度を目標年度とする地域ぐるみでの省エネルギー推進マスターplanを平成14年度に策定し、自発的な省エネルギー行動が可能となる環境づくりを目指すこととしました。

(2) 目標

石狩市の省エネルギー行動において目指す目標を以下のように設定します。

資源・エネルギーを大切にし、環境と調和したまち
「石狩」の実現

(3) 展開施策

(地域省エネルギー・ビジョンの目標)

(目標実現のための基本方針)

図 8-1 石狩市地域省エネルギー・ビジョン施策体系図

89

資源・エネルギーを大切にし、環境と調和したまち「石狩」の実現
(目標年次平成24年)



(4) 省エネルギー・ビジョンの進行管理

省エネルギー・ビジョンの検証・評価は、本白書の中で行い、以後の施策に反映するとともに、必要に応じて計画の見直しにもつなげていきます。

以下に、平成21年度に反映された施策を掲載します。

省エネルギー行動の実践

電気使用量がリアルタイムで把握できる省エネナビを市役所本庁舎と石狩市民図書館に設置しているほか、モニター世帯を募集し、家庭での節電を呼びかけています。

省エネルギー情報の収集と市民・事業者への情報提供による意識啓発

環境啓発用リーフレット「石狩市環境行動計画・環境家計ノート（市民編）」の改訂版を市民に配布しています。

各種イベントの開催

6月の石狩市環境月間にあわせて、環境パネル展、環境ポスター募集、自然観察会、キャンドルナイト2009 in いしかりなどを開催しました。

石狩市環境マネジメントシステムの展開

市役所本庁舎ほか12施設で認証取得したISO14001を平成20年6月に終了した後、独自の環境マネジメントシステムを確立し、継続的な取り組みを進めています。また、平成15年度からグリーン購入に努めています。

エコドライブの実践

市役所自らが率先して自動車からの環境負荷を減らすため、「アイドリングストップに関する指針」に基づき、アイドリングストップの啓発、推進のためのステッカーを作成し、公用車に貼付しているほか、ポスター配布、啓発用看板を設置しました。

また、「アイドリングストップ協力店・事業所」を募集し、二酸化炭素の排出抑制と大気汚染防止、使用燃料の節減等の協力を求めました（平成22年3月現在、213社・店の登録）。

3 石狩市地球温暖化対策推進計画

(1) 計画の趣旨・位置づけ・対象期間

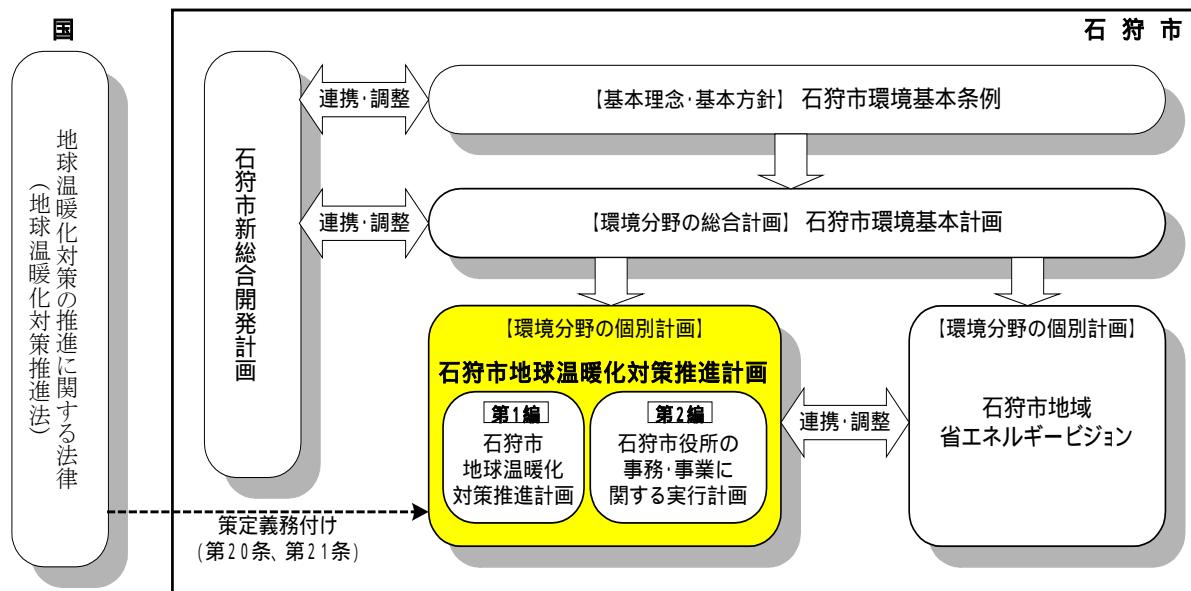
趣旨

温暖化対策の推進にあたっては、国レベルでの展開に加えて、事業活動や日常生活を見直し、一人ひとりが地域レベルで資源循環型社会に転換していくことが重要です。平成16年度に策定した「石狩市地球温暖化対策推進計画」（以下、「地域計画」といいます。）は、市・事業者・市民が連携して温暖化対策に取り組むことにより、わが国に課せられた温室効果ガス排出削減目標の達成に寄与するものです。

また、合わせて「市役所の事務・事業に関する実行計画」（以下、「実行計画」といいます。）も策定しました。

位置づけ

図 8-2 計画の位置付け



対象期間

「地域計画」は、中間目標達成年を 2010（平成 22）年、最終目標達成年を 2020（平成 32）年の段階計画とし、「実行計画」は目標達成年を 2010（平成 22）年としています。

(2) 削減目標

削減目標については、平成 19 年 2 月の新エネルギー・ビジョン策定時に厚田区、浜益区を含めて見直しました。

地域計画

削減目標	2010(平成 22)年 中間目標年	計画基準年に対し、一人当たり排出量を 6 %削減（総削減量 38.8 千トン）
	2020(平成 32)年 最終目標年	計画基準年に対し、一人当たり排出量を 10%削減（総削減量 101.7 千トン）

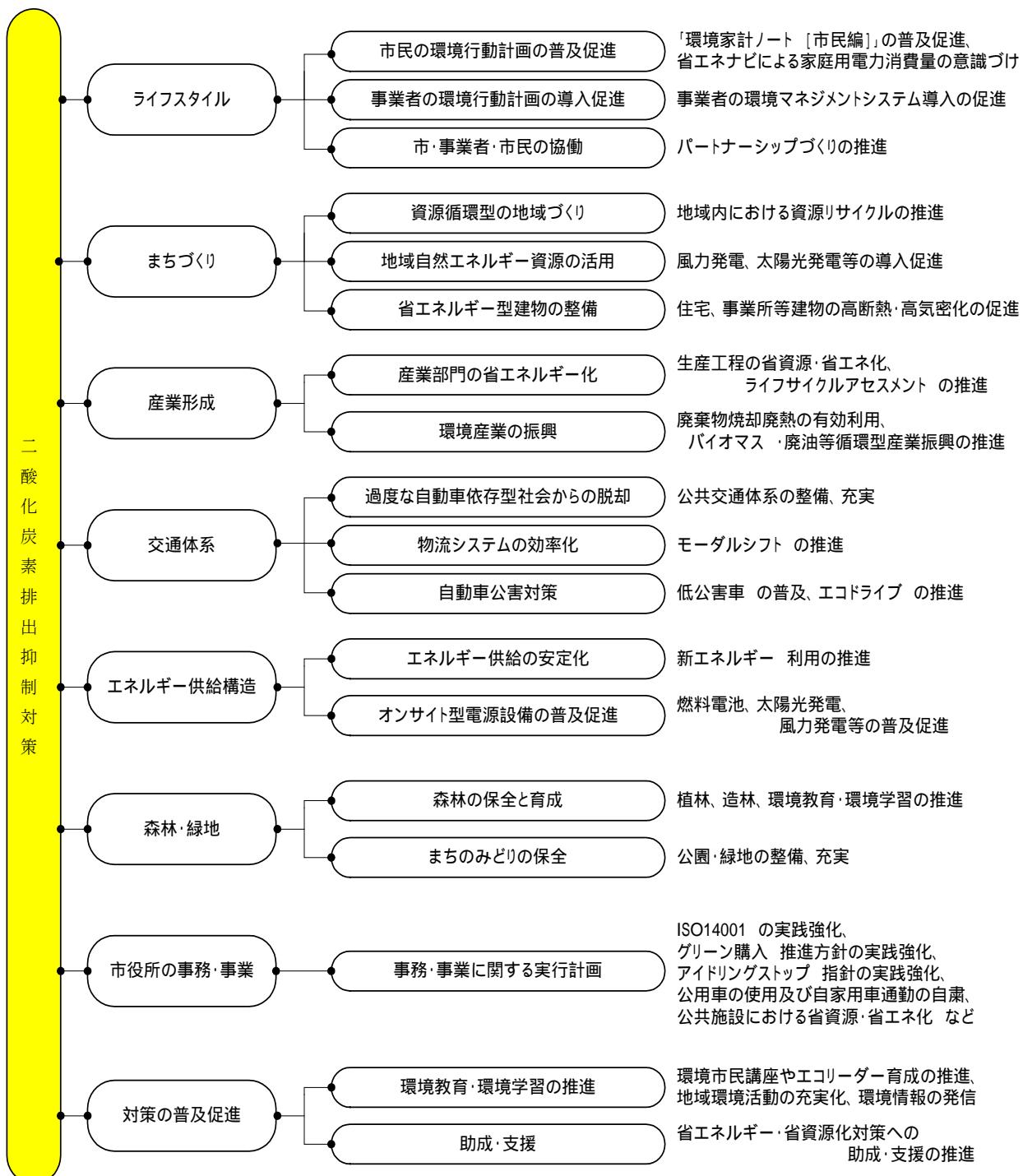
注) 二酸化炭素の森林吸収量は含んでいない。

実行計画

削減目標	2010（平成 22）年度における温室効果ガス排出量を 2001（平成 13）年度の排出量に比べて 6 %削減する。
-------------	---

(3) 取り組みと削減施策

図 8-3 石狩市地球温暖化対策推進計画施策体系図



(4) 市役所の事務・事業に関する実行計画の進行管理

市では、実行計画に基づき、環境マネジメントシステム等の推進により全部局への省エネルギー意識の徹底に取り組んだ結果、平成 21 度における市役所の事務・事業から生じる二酸化炭素排出量は、計画基準年である平成 13 年度から 19.1% の削減となっており、目標値（平成 22 年度に平成 13 年度比 6% 削減）を現時点において達成しています。

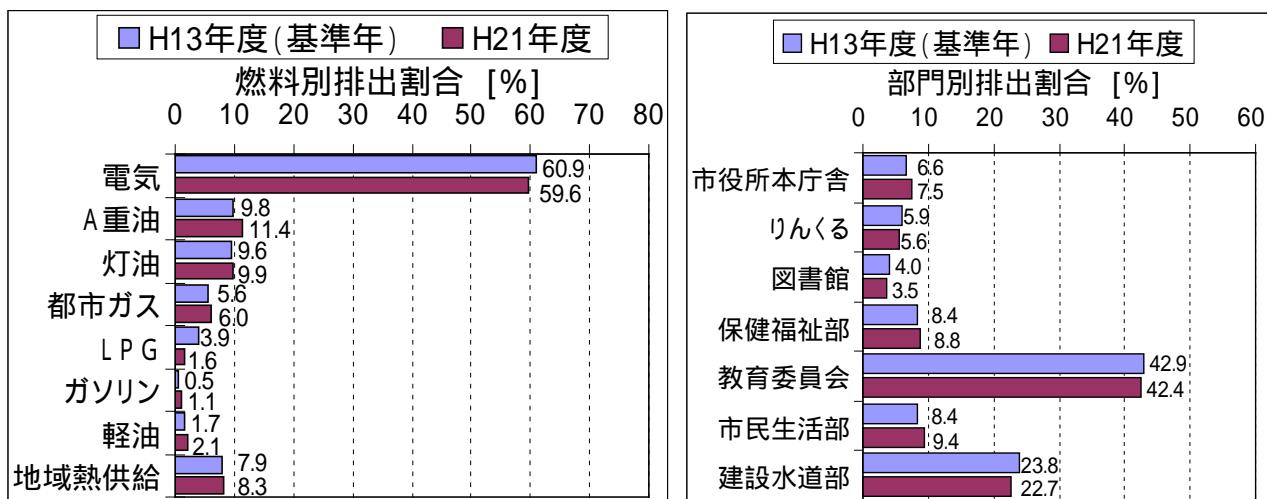
表 8-1 市役所の事務・事業に伴う二酸化炭素排出量の内訳

単位：トン

燃料等	2001(平成13) 年度(基準年)	2009(平成21) 年度	増減量	2010(平成22) 年度目標値
1 電 気	4,815.6	3,806.4	1009.2	4,394.8
2 重 油	774.6	728.9	45.6	774.6
3 灯 油	761.1	632.6	128.5	781.2
4 都市ガス	440.3	381.2	59.1	316.3
5 LPGガス	310.0	105.4	204.6	340.8
6 ガソリン	42.8	72.1	29.3	39.8
7 軽 油	132.5	134.9	2.4	144.3
8 地域熱供給	625.2	528.4	96.8	625.2
計	7,902.1	6,389.9	1,512.2	7,417.0

二酸化炭素削減量(基準年比)	- 19.1%	- 6%
----------------	---------	------

図 8-4 市役所の事務・事業に伴う二酸化炭素排出割合



4 石狩市地域新エネルギービジョン

(1) 目的

石狩市地球温暖化対策推進計画では、長期的視点に立って市域の温室効果ガス排出削減目標値を設定し、総合的な地球温暖化施策を講じていくことを定めています。しかし、これまでの人口増加や、道内有数の工業・流通団地である石狩湾新港地域を擁する石狩市は、温室効果ガス排出削減目標を達成することは容易ではありません。

そこで、上記計画に基づく施策を一層進めるとともに、効率的・効果的な新エネルギー 利用技術の具体的な導入を検討するため、平成19年2月に新エネルギービジョンを策定しました。本ビジョンは、市、事業者、市民が一体となって化石燃料の代替化を進め、温室効果ガス排出削減目標の達成を図ることを目的としています。

(2)目標

「石狩市地球温暖化対策推進計画」の二酸化炭素排出削減目標を達成することを目指して、新エネルギー導入目標を設定します。しかし、新エネルギー導入による二酸化炭素排出削減量は限られたものであり、目標達成のための不足分は、省エネルギー施策等によって補うこととしています。

表8-2 石狩市地域新エネルギービジョン 新エネルギー導入目標

新エネルギー名称	新エネルギー導入量と二酸化炭素排出削減効果及び原油換算量					
	2010年度			2020年度		
	導入量	削減量 [t-CO ₂ /年]	原油換算量 [kL/年]	導入量	削減量 [t-CO ₂ /年]	原油換算量 [kL/年]
1. 太陽光発電						
(1) 一般家庭、事業者 2006(平成18)年10月現在 68箇所総発電容量224kW	350kW (現状より130kW増) (3kW×約40戸程度増)	24	18.4	900kW (現状より680kW増) (3kW×約220戸程度増)	124	96.2
(2) 公共施設	学校 10kW×1施設	3	2.5	学校、公共 10kW×2施設	6	4.9
2. 風力発電						
(1) 厚田風力発電	450kW×2基	602	466.6	450kW×2基	602	466.6
(2) 市民風力発電所	1500kW×1基	1,003	777.7	1500kW×1基	1,003	777.7
(3) いしかり市民風力	1650kW×1基	1,103	855.4	1650kW×1基	1,103	855.4
(4) 風力発電-1	1650kW×2基	2,206	1,710.8	1650kW×2基	2,206	1,710.8
(5) 風力発電-2	-	-	-	1650kW×6基	6,619	5,132.4
(6) 風力発電-3	-	-	-	1500kW×6基	6,017	4,666.2
3. 雪						
(1) 農産物保冷施設への導入	-	-	-	2,000m ³ 程度の生鮮農産物倉庫×2施設	6.2	2.4
(2) 公共施設における雪冷房利用	-	-	-	体育施設への雪冷房システム導入	0.2	0.2
4. バイオマス						
(1) 間伐材・剪定枝	-	-	-	間伐材・剪定枝のペレット化による燃料利用	910	347.9
5. 廃棄物利用						
(1) 廃食用油	廃食用油回収率30% 40%/日	38	14.6	廃食用油回収率100% 140%/日	140	51.1
(2) 食品ごみ(生ごみ)	食品加工残さ + 下水汚泥によるバイオガスプラント稼働 食品ごみ 7,080t/年 下水汚泥 16,170t/年 余剩電力量 : 813MWh/年	270	209.2	食品加工残さ + 下水汚泥 + 廚芥類+産廃焼却熱利用によるバイオガスプラント稼働 厨芥類 : 5,400t/年(追加分) 余剩電力量 : 1,002MWh/年 熱供給量:41,774GJ/年	3,950	1,351.3
6. 従来型エネルギーの新利用形態						
(1) 家庭用天然ガスコーチェネレーション	30台導入 (一般家庭のCO ₂ 排出量20%削減)	43	16.5	100台導入 (一般家庭のCO ₂ 排出量20%削減)	145	55.0
(2) クリーンエネルギー自動車(ハイブリッド車)	公共施設 5台導入、民間トラック5台	492	186.6	事業所を主とし600台導入	5,376	2,044.4
計		5,785	4,258.2		28,208	17,562.5
7. 浜益村地域新エネルギービジョン導入目標値	浜益村「浜益村地域新エネルギービジョン」(平成16年2月)	790		2010(平成22)年度と同じ値を使用	790	
新エネルギー導入目標量 合計		6,575			28,998	
8. 石狩市地球温暖化対策推進計画						
(1) 削減目標						
計画基準年(2001(平成13)年)の一人当たりCO ₂ 排出量に対する割合	6%削減			10%削減		
(2) 二酸化炭素排出必要削減量 (今回算出分)		38,848			101,670	
(3) 新エネルギー導入目標による削減量		6,575			28,998	
新エネルギー負担率		16.9%			28.5%	
(4) 省エネルギー等による必要削減量		32,273			72,671	

(3) 新エネルギー導入検討

目標の中から導入可能性の見込まれる事業を抽出し、各プロジェクトの効果を検討しました。

表 8-3 新エネルギー導入プロジェクト構想

プロジェクト名	新エネルギー種別	概要
1. 公共施設、学校太陽光発電導入プロジェクト	太陽光	新エネルギーに対する理解と普及啓発を目的として、公共施設、学校へ 10kW 又は 20kW の太陽光発電システムを導入する。
2. 公共施設風力発電導入プロジェクト	風力	新エネルギーに対する理解と普及啓発を目的として、公共施設へ小規模風力発電システムを導入する。
3. 公共施設等におけるクリーンエネルギー自動車導入プロジェクト	クリーンエネルギー自動車	公用車等にハイブリッド車、天然ガス車を導入する。
4. 運輸業界におけるクリーンエネルギー自動車導入プロジェクト	同上	石狩湾新港地域に立地の多い運輸業に天然ガストラックを導入する。
5. エネルギーリサイクルプロジェクト		
(1)バイオマス等エネルギー リサイクルプロジェクト	バイオマス 廃棄物熱利用	食品加工残さ、下水汚泥、家庭からの厨芥類及び産業廃棄物処理施設からの排熱を利用するバイオマス等エネルギー リサイクル複合プラントの導入効果について検討を行う。
(2)廃食用油燃料化プラント 支援プロジェクト	廃棄物 燃料製造	廃食用油回収システムの構築と燃料製造事業者に対する支援について検討する。
6. 雪冷熱利用システム導入プロジェクト		
(1)農産物保冷設備への雪貯蔵冷房システム導入プロジェクト	雪氷冷熱	野菜や穀物を扱う事業者の保冷施設に雪貯蔵冷房システムの導入を検討する。
(2)体育施設トレーニングルームへの雪冷房システムの導入		市の体育施設トレーニングルームへ雪冷房システムの導入を検討する。
7. 大規模風力発電システム導入プロジェクト	風力	二酸化炭素排出削減効果の高い大規模風力発電システムの導入を検討する。
8. 市民等への新エネルギー啓発普及導入プロジェクト	新エネルギーの普及啓発	地球温暖化対策地域協議会による環境家計ノート 等の環境保全活動の推進、シンポジウム・講演会等の普及啓発及び家庭 CO ₂ 削減プログラム事業の実施

表 8-4 新エネルギー導入プロジェクトの二酸化炭素排出削減量

プロジェクト名	新エネルギー種別	二酸化炭素排出削減量		原油換算量	
		2010 年度	2020 年度	2010 年度	2020 年度
1 . 公共施設、学校太陽光発電導入プロジェクト	太陽光 (発電容量 10kW)	学校 3.2t-CO ₂ /年	学校 3.2t-CO ₂ /年 公共施設 3.2t-CO ₂ /年	2.5kl/年	4.9kl/年
2 . 公共施設風力発電導入プロジェクト	風力	-	0.2t-CO ₂ /年 (石狩湾新港地域 250W)	-	0.1kl/年
3 . 公共施設等におけるクリーンエネルギー自動車導入プロジェクト	クリーンエネルギー自動車(ハイブリッド自動車)	0.92t-CO ₂ /(台・年) × 5 台(公用車) = 4.6t-CO ₂ /年	0.92 t-CO ₂ /(台・年) × 550 台(公用車 + 民間車) = 506t-CO ₂ /年	1.8kl/年	196.8kl/年
4 . 運輸業界におけるクリーンエネルギー自動車導入プロジェクト	同上(天然ガストラック)	97.4 t-CO ₂ /(台・年) × 5 台 = 487 t-CO ₂ /年	97.4 t-CO ₂ /(台・年) × 50 台 = 4,870 t-CO ₂ /年	184.8 kl/年	1,847.6 kl/年
5 . エネルギーリサイクルプロジェクト					
(1)バイオマス等エネルギーリサイクルプロジェクト	バイオマス廃棄物利用	270 t-CO ₂ /年 (株北海道電力プロジェクト)	3,950 t-CO ₂ /年	209.2kl/年	1,351.3 kl/年
(2)廃食用油燃料化プラント支援プロジェクト	廃棄物燃料製造	38 t-CO ₂ /年 (回収率 30%、40 ドル/日)	140 t-CO ₂ /年 (回収率 100%、140 ドル/日)	14.6kl/年	51.1kl/年
6 . 雪冷熱利用システム導入プロジェクト					
(1)農産物保冷設備への雪貯蔵冷房システム導入プロジェクト	雪氷冷熱	-	3.1 t-CO ₂ /年 × 2 施設 = 6.2 t-CO ₂ /年	-	2.4kl/年
(2)体育施設トレーニングルームへの雪冷房システムの導入		-	0.2 t-CO ₂ /年	-	0.2kl/年
7 . 大規模風力発電システム導入プロジェクト	風力	1,103 t-CO ₂ /(基・年) × 2 基 = 2,206 t-CO ₂ /年 (1,650kW × 2 基)	1,103 t-CO ₂ /(基・年) × 8 基 = 8,824 t-CO ₂ /年 (1,650kW × 8 基(2010 年度 2 基含む)) 1,003 t-CO ₂ /(基・年) × 6 基 = 6,018 t-CO ₂ /年 (1,500kW × 6 基)	1,710.7 kl/年	11,508.8 kl/年
8 . 市民等への新エネルギー啓発普及導入プロジェクト	新エネルギーの普及啓発 市民等の CO ₂ 削減プログラム	24 t-CO ₂ /年 (太陽光 130kW 増) (77 t-CO ₂ /年) (主に省エネ)	124 t-CO ₂ /年 (太陽光 680kW 増) (453 t-CO ₂ /年) (主に省エネ)	18.4kl/年	96.2kl/年
合 計		3,032 t-CO ₂ /年	24,445 t-CO ₂ /年	2,142kl/年	15,059.4 kl/年

注) 電力一次換算 9.83MJ/kWh、原油発熱量 38.2MJ/l、軽油発熱量 38.2MJ/l として算出

環境基本計画に定める環境の目標の達成状況と今後の対策

市役所の事務・事業から排出される二酸化炭素削減目標(平成 13 年度比 6% 削減)を今後も達成していくとともに、「石狩市地球温暖化対策推進計画」に基づき、市・事業者・市民が一体となって地域レベルでの省資源、省エネルギー対策を推進し、石狩市域として京都議定書の達成に寄与します。

資 料 編

1 石狩市環境基本条例

平成12年10月4日

条例第49号

目次

前文

第1章 総則（第1条 第8条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策
(第9条 第35条)

第3章 環境審議会及び環境市民会議（第38条
第38条）

附則

私たちの石狩市は、日本有数の大河石狩川が日本海にとうとうと注ぐ石狩平野の西端に位置している。海と川とに代表されるこの地の自然は、はるか昔から、ここに住む人々に、生活の糧や美しい景観などの豊かな恵みをもたらし続けてくれた。

こうした自然の恵みを活かしながら、時には過酷な自然と闘いながら、石狩市は、農漁業を中心に古くから栄えてきた。さらに近年は、日本経済の伸長を背景とする石狩湾新港地域の開発等により、多様な産業が集積し、人口が急激に増加するなど、著しい発展を続けている。これに伴い、私たちの暮らしも飛躍的に便利で快適なものとなった。

しかしながら、石狩市と我が国に進歩と発展をもたらした都市化の進展や経済活動の拡大は、一方では資源の浪費や環境への負荷の増大を招いた。これらの事象は、今日、人々の身近な環境に様々な影響を及ぼすだけにとどまらず、私たちの生存基盤である地球環境さえも脅かすまでに至っている。

もとより、私たちは、恵み豊かな環境の下に、健康かつ安全で文化的な生活を享受する権利を有するとともに、この環境を将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。

今こそ、経済活動を優先した大量生産、大量消費、大量廃棄型のこれまでの生活様式を見直し、人と多様な動植物が共存することができる、環境への負荷の少ない社会を築くために、行動を起こさなければならぬ。

そのためには、先人たちの営みから環境への配慮についての知恵を学んだり、子供たちの豊かな感受性を育むなどのことを通して、市、事業者及び市民がそれ

ぞの役割に応じた責務を自覚し、環境の保全及び創造に向けて自ら取り組むとともに積極的に協力していくことが必要である。

このような認識の下に、私たちは、一人ひとりが主人公となって潤いと安らぎのある環境未来都市石狩を実現するとともに、これを将来の世代に継承していくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について、市、事業者及び市民が協力して取り組むための基本理念を定め、並びにそれぞれの責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康かつ安全で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
（2）公害 環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。第9条において同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（3）地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものを

いう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康かつ安全で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐように適切に進められなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民がそれぞれの役割に応じた責務を自覚し、三者の協働の下に自主的かつ積極的に進められなければならない。

3 環境の保全及び創造は、人と多様な動植物との共生を基調とし、生態系を適切に保全するとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成に向けて適切に進められなければならない。

4 地球環境保全は、人の活動による環境への負荷が地球規模に及んでいることを市、事業者及び市民が自らの問題として認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全及び創造に関し、市域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、自らの施策を実施するに当たっては、率先して環境への負荷を低減するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活

動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に係る環境の保全及び創造に関する情報を自動的に提供するよう努めるとともに、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努め、及び市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(石狩市環境白書)

第7条 市長は、毎年、環境の保全及び創造に関して講じた施策、環境の状況、環境への負荷の状況等を明らかにするため、石狩市環境白書を作成し、これを公表するものとする。

(環境月間)

第8条 市民及び事業者（以下「市民等」という。）の間に広く環境の保全及び創造についての关心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲を高めるため、毎年の6月を環境月間とする。

2 市は、環境月間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第9条 市は、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を実施するものとする。

(1) 市民の健康と安全を守るとともに快適な生活環境を保全するため、公害を防止し、自然環境を保全するなどの措置を講ずることにより、環境の保全上の支障を未然に防止すること。

(2) 多様な野生動植物が生息できるように生態

- 系を保全するとともに、森林、緑地、海、川、農地等の多様な自然環境及び良好な自然景観を地域の自然的・社会的条件に応じて適正に保全すること。
- (3) 自然の保護と回復を図るとともに、人に潤いと安らぎを与える豊かな自然との触れ合いを維持し、及び創出し、並びに地域に調和した歴史的・文化的遺産を保全すること。
- (4) 市、事業者及び市民の協働の下に、廃棄物の発生の抑制、多様なエネルギーの利用及び資源の効率的かつ循環的な利用を推進することにより、持続的発展が可能な社会の形成及び地球環境保全に貢献すること。
- (環境基本計画)
- 第10条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向
- (3) 前2号に定めるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策の推進に必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、石狩市環境審議会の意見を聽かなければならない。これを変更するときも、また同様とする。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。これを変更したときも、また同様とする。
- (施策の実施のための計画)
- 第11条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に実施するため、市が環境基本計画に基づき中期的に実施する施策に関する計画を策定しなければならない。
- 2 市長は、前項の計画を策定するに当たっては、あらかじめ、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、石狩市環境審議会の意見を聽かなければならない。これを

- 変更するときも、また同様とする。
- 3 市長は、第1項の計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。これを変更したときも、また同様とする。
- (環境影響評価の推進)
- 第12条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全及び創造について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- (規制的措置)
- 第13条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に關し、必要な規制の措置を講ずるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するために必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。
- (経済的措置)
- 第14条 市は、市民等が行う環境への負荷の低減に資する施設の整備その他環境の保全及び創造に関する市民等の活動を促進するため、必要な経済的助成の措置を講ずるように努めるものとする。
- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため特に必要があるときは、市民等に適正かつ公平な経済的負担を求める措置を講ずるものとする。
- (環境の保全上の支障を防止するための施設の整備)
- 第15条 市は、廃棄物処理施設、下水道終末処理施設その他の環境の保全に関する公共的な施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、公園その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適切な整備及び適正な利用のための事業を推進するものとする。
- (廃棄物の発生及び資源の消費の抑制)
- 第16条 市は、環境への負荷を低減し、及び資源の消費を抑制するため、廃棄物の減量化及び資源の循環的利用を促進するとともに、未利用エネルギー等の有効活用を推進するものとする。
- 2 市は、積雪寒冷な本市において前項に掲げる目的を達成するためには特に冬期間における対策が

重要であることにかんがみ、暖房用エネルギーの消費の抑制を図るとともに環境への負荷の少ない総合的な雪対策に関する調査研究を推進するものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第 17 条 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(森林、緑地、農地等の保全)

第 18 条 市は、多様な野生生物の生息環境を保全し、並びに大気及び水質の浄化その他の環境保全機能を維持するため、地域の特性に応じて、森林、緑地及び農地の保全並びに緑化の推進に努めるものとする。

(海浜植物の保護及び回復)

第 19 条 市は、市民等と協働して、海浜地域特有の気候及び風土の下に生育する海浜植物を保護し、及びその他の回復を図るものとする。

(水環境の保全、回復等)

第 20 条 市は、海域、河川等の良好な水環境及び健全な水循環機能を保全し、及びその回復を図るとともに、市民が水に親しむことができる環境を確保するものとする。

(生態系と共生する農漁業の振興等)

第 21 条 市は、環境への負荷が少なく、かつ、生態系と共生することができるような農漁業の振興に努めるとともに、自然資源の持続的利用を推進するものとする。

(景観の保全等)

第 22 条 市は、地域の自然と調和した景観及び歴史的文化的遺産を保全し、及び保存するとともに、その活用に努めるものとする。

(美観の保護、創出等)

第 23 条 市は、廃棄物の散乱及び不法投棄を防止するとともに、まちの美観を保護し、及び創出し、並びに清潔で衛生的なまちづくりを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第 24 条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、市民等の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の

振興を図るものとする。

2 前項の場合において、市は、特に次代を担う児童及び生徒を対象とした措置を講ずるように努めるものとする。

(市民等の参加機会の確保と意見の反映)

第 25 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を実施するに当たっては、市民等が参加する機会を確保するように努めなければならない。

2 市は、環境の保全及び創造に関する市民等の意見を、施策に反映させるように努めるものとする。

(自発的活動の推進)

第 26 条 市は、市民、事業者又はこれらが構成する団体が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が推進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集、提供及び公開)

第 27 条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習並びに市民等の自発的活動の推進に資するため、環境の保全及び創造に関する必要な情報の収集、提供及び公開に努めるものとする。

(事業者の環境管理に関する取組の促進)

第 28 条 市は、事業者がその事業活動に伴う環境への負荷を低減するように自主的な管理を行うことを促進するため、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(化学物質等に係る措置)

第 29 条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、人の健康を損なうおそれのある化学物質等について情報の収集、提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査、研究、監視等の体制整備)

第 30 条 市は、環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

2 市は、環境の状況を迅速かつ的確に把握するため、必要な監視及び測定の体制を整備するものとする。

(協定等の締結)

第 31 条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、必要に応じて、事業者と事業活動に伴う環境への負荷の低減に関する協定等を締結するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

- 第32条 市は、市域外への環境への負荷の低減に努めるとともに、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策について、国及び他の地方公共団体(以下「国等」という。)と協力して、その推進に努めるものとする。
- 2 市は、国等が市域内の環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとするときは、環境の保全及び創造に関する市の施策と整合を図るように国等に協力を求めるものとする。

(財政的措置)

- 第33条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

- 第34条 市は、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。
- 2 市は、環境の保全及び創造に関する施策を、市民等との協働の下に推進するための体制を整備するものとする。

(地球環境保全に資する施策の推進)

- 第35条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。
- 2 市は、国等と連携し、環境の保全及び創造に関する情報の提供、技術の活用等により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 環境審議会及び環境市民会議

(環境審議会)

- 第36条 環境基本法(平成5年法律第91条)第44条の規定に基づく合議制の機関として、石狩市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 環境の保全及び創造に関する基本的事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属せられた事項
- 3 審議会は、必要があると認めたときは、前項各号の事項に関し市長に建議することができる。

(組織)

- 第37条 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって構成する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(環境市民会議)

- 第38条 次に掲げる事項について市民等が主体的に協議する場として、環境市民会議(以下「市民会議」という。)を置く。
- (1) 環境の保全及び創造に関する施策を、市が市民等との協働の下に推進するための方策
- (2) 環境の保全及び創造に関する市民等の活動を効果的に推進するための方策
- 2 市長は、市民会議に対し、情報の提供その他の必要な支援を行わなければならない。
- 3 市長は、市民会議の協議の結果を施策に反映するよう努めるものとする。
- 4 市民会議の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附則 省略

2 環境基準

(1) 大気汚染に係る環境基準

大気の汚染に係る環境基準

大気汚染物質	環境基準	環境基準達成状況の判断	
	環境上の条件	短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。		日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1日平均値が10ppm以下であり、かつ、8時間平均値が20ppm以下であること。	日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	昼間の1時間値で評価し、これが0.06ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし1日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。

注) 上記環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

有害大気汚染物質に係る環境基準

ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

注) 上記環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

(2) 水質汚濁に係る環境基準

人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg / リットル以下	1,1,2 - トリクロロエタン	0.006mg / リットル以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03mg / リットル以下
鉛	0.01mg / リットル以下	テトラクロロエチレン	0.01mg / リットル以下
六価クロム	0.05mg / リットル以下	1,3 - ジクロロプロペン	0.002mg / リットル以下
砒素	0.01mg / リットル以下	チウラム	0.006mg / リットル以下
総水銀	0.0005mg / リットル以下	シマジン	0.003mg / リットル以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg / リットル以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg / リットル以下
ジクロロメタン	0.02mg / リットル以下	セレン	0.01mg / リットル以下
四塩化炭素	0.002mg / リットル以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg / リットル以下
1,2 - ジクロロエタン	0.004mg / リットル以下	ふつ素	0.8mg / リットル以下
1,1 - ジクロロエチレン	0.1mg / リットル以下	ほう素	1mg / リットル以下
シス - 1,2 - ジクロロエチレン	0.04mg / リットル以下	1,4 - ジオキサン	0.05mg / リットル以下
1,1,1 - トリクロロエタン	1mg / リットル以下		

注) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が定量限界を下回ることをいう。

3. 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。

生活環境の保全に関する環境基準

河川(湖沼を除く。)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A A	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg / リットル以下	25mg / リットル以下	7.5mg / リットル以上	50MPN / 100ml以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg / リットル以下	25mg / リットル以下	7.5mg / リットル以上	1,000MPN / 100ml以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg / リットル以下	25mg / リットル以下	5mg / リットル以上	5,000MPN / 100ml以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg / リットル以下	50mg / リットル以下	5mg / リットル以上	
D	工業用水2級農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg / リットル以下	100mg / リットル以下	2mg / リットル以上	
E	工業用水3級環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg / リットル以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg / リットル以上	

注) 1. 基準値は日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

2. 利用目的の適応性に掲げる用語の解説

自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

水道 1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

2級: 沈殿ろ過等により通常の浄水操作を行うもの

3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産 1級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

3級: コイ、フナ等、- 中腐水性水域の水産生物用

工業用水 1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

2級: 薬品注入等により高度の浄水操作を行うもの

3級: 特殊の浄水操作を行うもの

環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

海域

(ア)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg / リットル以下	7.5mg / リットル以上	1,000MPN / 100ml以下	検出されないこと
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg / リットル以下	5mg / リットル以上		検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg / リットル以下	2mg / リットル以上		

注) 1. 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下。

2. 利用目的の適応性に掲げる用語の解説

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
	自然環境保全及び以下の中から選ぶ（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg / リットル以下	0.02mg / リットル以下
	水産1種、水浴及び以下の中から選ぶ（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg / リットル以下	0.03mg / リットル以下
	水産2種及びの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg / リットル以下	0.05mg / リットル以下
	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg / リットル以下	0.09mg / リットル以下

注) 1. 基準値は年間平均値とする。

2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

3. 利用目的の適応性に掲げる用語の解説

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ安定して漁獲される

2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

(3) 土壤の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 リットルにつき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機リン	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 リットルにつき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 リットルにつき 0.05 mg 以下であること。
ヒ素	検液 1 リットルにつき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壤 1 kg につき 1.5 mg 未満であること。
総水銀	検液 1 リットルにつき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)においては、土壤 1 kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002 mg 以下であること。
1,2 ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.004 mg 以下であること。
1,1 ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.02 mg 以下であること。
シス 1,2 ジクロロエチン	検液 1 リットルにつき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1 トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 mg 以下であること。
1,1,2 トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.03 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 mg 以下であること。
1,3 ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1 リットルにつき 0.01 mg 以下であること。
ふつ素	検液 1 リットルにつき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1 リットルにつき 1 mg 以下であること。

(4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基 準 値	項目	基 準 値
カドミウム	0.01mg / リットル以下	1,1,1 - トリクロロエタン	1mg / リットル以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2 - トリクロロエタン	0.006mg / リットル以下
鉛	0.01mg / リットル以下	トリクロロエチレン	0.03mg / リットル以下
六価クロム	0.05mg / リットル以下	テトラクロロエチレン	0.01mg / リットル以下
砒素	0.01mg / リットル以下	1,3 - ジクロロプロパン	0.002mg / リットル以下
総水銀	0.0005mg / リットル以下	チウラム	0.006mg / リットル以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg / リットル以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg / リットル以下
ジクロロメタン	0.02mg / リットル以下	ベンゼン	0.01mg / リットル以下
四塩化炭素	0.002mg / リットル以下	セレン	0.01mg / リットル以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg / リットル以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg / リットル以下
1,2 - ジクロロエタン	0.004mg / リットル以下	ふつ素	0.8mg / リットル以下
1,1 - ジクロロエチレン	0.1mg / リットル以下	ほう素	1mg / リットル以下
1,2 - ジクロロエチレン	0.04mg / リットル以下	1,4 - ジオキサン	0.05mg / リットル以下

注) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

(5) 騒音に係る環境基準

道路に面する地域以外の地域(一般地域)

類型	騒音規制法に基づく指定地域	昼間 (6時~22時)	夜間 (22時~6時)
A	第1種区域及び第2種区域(都市計画法に基づく用途地域が第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域に限る)	55デシベル 以下	45デシベル 以下
B	第2種区域(類型Aを当てはめる地域を除く)		
C	第3種区域及び第4種区域	60デシベル 以下	50デシベル 以下

道路に面する地域

類型	騒音規制法に基づく指定地域	車道	昼間 (6時~22時)	夜間 (22時~6時)
A	第1種区域及び第2種区域(都市計画法に基づく用途地域が第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域に限る)	2車線以上	60デシベル 以下	55デシベル 以下
B	第2種区域(類型Aを当てはめる地域を除く)	2車線以上	65デシベル 以下	60デシベル 以下
C	第3種区域及び第4種区域	1車線以上		

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、前表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
70デシベル以下	65デシベル以下

(備考)
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る環境基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

注) 基準値は等価騒音レベル (L_{Aeq})

Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とすること。

Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とすること。

Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とすること。

「幹線交通を担う道路」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、環境庁大気保全局長通知(平成10年9月30日付け環大企第257号)で次のとおり定められています。

「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)等

「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲が特定される。

- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

- ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

(6) ダイオキシン類に係る環境基準

	大 気	水 質	水底の底質	土 壤
環境基準値	0.6pg - TEQ / m^3 以下	1 pg - TEQ / μg 以下	150 pg - TEQ / g 以下	1,000pg - TEQ / g 以下

注) 1. 基準値は、2,3,7,8 四塩化ジベンゾ パラ ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2. 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。

3. 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

4. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他の一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

5. 水質の汚濁に係る環境基準は、公共用水域 および地下水について適用する。

6. 土壤の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壤については適用しない。

7. 1 pg (ピコグラム) は1兆分の1グラム

3 規制基準(抜粋)

(1) 水質汚濁に係る一律排水基準(水質汚濁防止法)

有害物質に係る排水基準

項目	許容限度	項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1 mg / リッル	1,1,2 トリクロロエタン	0.06 mg / リッル
シアン化合物	1 mg / リッル	トリクロロエチレン	0.3 mg / リッル
有機リン化合物	1 mg / リッル	テトラクロロエチレン	0.1 mg / リッル
鉛及びその化合物	0.1 mg / リッル	1,3 ジクロロプロペン	0.02 mg / リッル
六価クロム化合物	0.5 mg / リッル	チウラム	0.06 mg / リッル
砒素及びその化合物	0.1 mg / リッル	シマジン	0.03 mg / リッル
総水銀	0.005 mg / リッル	チオベンカルブ	0.2 mg / リッル
アルキル水銀化合物	検出されないこと	ベンゼン	0.1 mg / リッル
P C B (ポリ塩化ビフェニル)	0.003 mg / リッル	セレン及びその化合物	0.1 mg / リッル
ジクロロメタン	0.2 mg / リッル	ほう素及びその化合物	(海域) 230 mg / リッル
四塩化炭素	0.02 mg / リッル		10 mg / リッル
1,2 ジクロロエタン	0.04 mg / リッル	ふつ素及びその化合物	(海域) 15 mg / リッル
1,1 ジクロロエチレン	0.2 mg / リッル		8 mg / リッル
シ 1,2 ジクロロエチレン	0.4 mg / リッル	アンモニア、アンモニア化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg / リッル
1,1,1 トリクロロエタン	3 mg / リッル		

注) 有機リン化合物は、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。

アンモニア性窒素に0.4を乗じたものと亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素との合計量に基準が適用される。

生活環境項目に係る排水基準

項目	許容限度	項目	許容限度
水素イオン濃度(PH)	5.8 ~ 8.6	ノルマルヘキサン	5 mg / リッル
	5.0 ~ 9.0	抽出物質	30 mg / リッル
生物化学的酸素要求量(BOD)	160 (日間平均 120) mg / リッル	フェノール類含有量	5 mg / リッル
化学的酸素要求量(COD)	160 (日間平均 120) mg / リッル	銅含有量	3 mg / リッル
浮遊物質量(SS)	200 (日間平均 150) mg / リッル	亜鉛含有量	2 mg / リッル
大腸菌群数	日間平均 3000 個 / cm ³	溶解性鉄含有量	10 mg / リッル
窒素含有量	120 (日間平均 60) mg / リッル	溶解性マンガン含有量	10 mg / リッル
燐含有量	16 (日間平均 8) mg / リッル	クロム含有量	2 mg / リッル

注) この排水基準は、1日あたりの平均的な排出水の量が50m³以上である事業場などに対して適用される。

(2) 上乗せ排水基準(北海道条例)

有害物質に係る排水基準

適用区域	対象業種	項目	許容限度
石狩川水域	非鉄金属鉱業	カドミウム及びその化合物	0.06 mg / リットル
		シアノ化合物	0.6 mg / リットル

生活環境項目に係る排水基準(石狩市関係分)

適用区域	業種又は施設	BOD (mg / リットル)	SS (mg / リットル)
石狩川 水域	下水道終末処理施設 (活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る)	日間平均 20	日間平均 70

(3) 騒音に係る規制基準

特定工場等において発生する騒音の規制基準

(単位:デシベル)

区域の区分	時間の区分	昼間	朝夕	夜間	地域の区分
	午前8時から 午後7時まで	午前6時から 午前8時まで 午後7時から 午後10時まで		午後10時から 翌日の午前6時まで	
第1種区域	45以下	40以下	40以下	40以下	第1・2種低層住居専用地域
第2種区域	55以下	45以下	40以下	40以下	第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域 準住居地域
第3種区域	65以下	55以下	50以下	50以下	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域
第4種区域	70以下	65以下	60以下	60以下	工業地域

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準(敷地境界)

(単位:デシベル)

区域の区分	規制基準	作業ができない時間	1日あたりの作業時間	同一場所における作業期間	作業日
第1号区域	85以下	午後7時から 翌日午前7時	10時間を 超えないこと	連続して6日間 を超えないこと	日曜日その他の休日ではないこと
第2号区域		午後10時から 翌日午前6時	14時間を 超えないこと		

注) 1. 第1号区域とは、騒音規制法の規定により指定された、第1種区域と第2種区域の全域並びに第3種区域と第4種区域のうち学校、保育所、病院、診療所(患者の入院施設を有するもの)、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80m以内の区域をいう。

2. 第2号区域とは、第3種区域と第4種区域であって、第1号区域以外の区域をいう。

自動車交通騒音に係る要請限度

(単位:デシベル)

区域の区分	昼間 (午前 6 時 ~ 午後 10 時)	夜間 (午後 10 時 ~ 翌日午前 6 時)	
第 1 種区域及び第 2 種区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	6 5	5 5	第 1 種区域 : 専ら住居の用に供される区域 第 2 種区域 : 主として住居の用に供される区域 第 3 種区域 : 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域
第 1 種区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域	7 0	6 5	
第 2 種区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域及び第 3 種区域のうち 2 車線を有する道路に面する区域	7 5	7 0	

注) 地域の指定は、平成 12 年 3 月 31 日北海道告示第 522 号による

(4) 振動に係る規制基準

特定工場において発生する振動の規制基準

(単位:デシベル)

時間の区分	昼 間 (午前 8 時 ~ 午後 7 時)	夜 間 (午後 7 時 ~ 翌日午前 8 時)
第 1 種区域	6 0	5 5
第 2 種区域	6 5	6 0

注) 1. 第 1 種区域及び第 2 種区域とは、振動規制法に基づく指定地域の区域区分であり、原則として次のように区分されている。

第 1 種区域 良好的な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため静穏の保持を必要とする区域

第 2 種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要のある区域

2. 各区域のうち、学校、保育所、病院、診療所(患者の入院施設を有するもの)、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲 50m 内においては、それぞれの規制値から 5 デシベルを減じた値が適用される。

特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準(敷地境界)

(単位:デシベル)

区域の区分	規制基準	作業ができない時間	1 日あたりの作業時間	同一場所における作業期間	作業日
第 1 号区域	7 5 以下	午後 7 時から翌日午前 7 時	10 時間を超えないこと	連続 6 日間を超えないこと	日曜日その他の休日ではないこと
第 2 号区域		午後 10 時から翌日午前 6 時	14 時間を超えないこと		

注) 1. 第 1 号区域とは、振動規制法の規定により指定された、第 1 種区域の全域並びに第 2 種区域のうち学校、保育所、病院、診療所(患者の入院施設を有するもの)、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲 80m 以内の区域をいう。

2. 第 2 号区域とは、第 2 種区域であって、第 1 号区域以外の区域をいう。

(5) 悪臭に係る規制基準

悪臭の規制基準(敷地境界)

(単位 : ppm)

規制物質	区域区分	A区域	B区域	C区域
アンモニア		1	2	5
メチルメルカプタン		0.002	0.004	0.01
硫化水素		0.02	0.06	0.2
硫化メチル		0.01	0.05	0.2
二硫化メチル		0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン		0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド		0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド		0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド		0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド		0.02	0.07	0.2
ノルマルパレルアルデヒド		0.009	0.02	0.05
イソバレルアルデヒド		0.003	0.006	0.01
イソブタノール		0.9	4	20
酢酸エチル		3	7	20
メチルイソブチルケトン		1	3	6
トルエン		10	30	60
スチレン		0.4	0.8	2
キシレン		1	2	5
プロピオン酸		0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸		0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸		0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸		0.001	0.004	0.01

注) A区域 : 法で定められた規制基準の範囲の中で最も厳しい基準を適用する区域

B区域 : 法で定められた規制基準の範囲の中で中間の基準を適用する区域

C区域 : 法で定められた規制基準の範囲の中で最も緩い基準を適用する区域

(6) ダイオキシン類に係る規制基準

大気排出基準

特定施設の種類		新設施設の排出基準 (ng - T E Q / m ³ N)	既存施設の排出基準 (ng - T E Q / m ³ N)
廃棄物焼却炉	4 t / h 以上	0.1	1
(火床面積 0.5 m ² 以上又は、燃焼能力 50kg / h 以上)	4 t / h 未満 2 t / h 以上	1	5
	2 t / h 未満	5	10

注) 表中の新設施設は、平成 12 年 1 月 15 日以降に設置された施設をさす。

水質排出基準

特定施設の種類	排出基準 (pg - T E Q / リッ)
下水道終末処理施設	10

4 用語解説

【 あ 】

アイドリングストップ

自動車やオートバイが無用なアイドリングを行わないことを意味する和製英語で、信号待ちや荷物の上げ下ろしなどの駐停車時にエンジンを停止することです。二酸化炭素を含む排気ガスの排出を減らし、地球温暖化防止に効果があるとされています。

ISO14001

国際標準化機構(ISO)が制定する環境マネジメントシステムに関する国際規格。事業活動において環境保全対策を計画・実施し、その結果を評価・見直していくことで、環境負荷の低減を継続的に推進する仕組みのこと。

アオコ

都市排水が流入する湖沼や池などでは、富栄養化が進み、藍藻類などのプランクトンが大量発生します。そして、それらが表面に浮かび上がり、水面を青緑色に覆ってしまうことをアオコといいます。

硫黄酸化物(SOx)

石油、石炭などの燃料中の硫黄分が燃焼することによって発生するもので、二酸化硫黄(SO₂:亜硫酸ガス)、三酸化硫黄(SO₃:無水硫酸)などがあります。大気汚染や酸性雨などの原因の一つとなる有毒物質で、自然界では火山ガスなどに含まれています。

一般環境大気測定局

大気汚染防止法に基づき、大気汚染の状況を常時監視するために都道府県知事が設置する測定局のうち、一般的な生活空間の大気汚染の状況を把握するため設置された測定局をいいます。

エコドライブ

省エネルギーと排気ガス減少に役立つ運転のことを指します。急発進、急加速、急ブレーキなどをやめる、エンジンの空ぶかしを避け、アイドリングストップを心がけるなどがあります。

オゾン(O₃)

酸素分子(O₂)にさらに酸素原子が結合したものを指します。地上では、強い電場の周囲や放電で、成層圏では太陽の放射エネルギーで生成され、特有の臭いがあります。酸化力が強いため、脱臭、脱色、漂白などに利用されます。

オゾン層

地上10~50km上空の成層圏に存在するオゾンの層で、太陽光に含まれる有害な紫外線(UV-B)の大部分を吸収し、地球上の生き物を守っています。地球上の約90%のオゾンがここに存在します。

【 か 】

海岸段丘

過去に海岸の浸食で崖状になった土地と、海中での堆積によって平たくなった土地が、隆起して陸上に現れた階段状の地形のことをいいます。

環境家計ノート

ライフスタイルの見直しを目指して、家庭における電力、ガス、水道等のエネルギーと資源の消費量、廃棄物の排出量等を定期的に記録し、環境に影響を与える行動等をチェックするものです。

環境基準

大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件として、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のことです。環境基本法第16条に規定されており、行政が公害対策を進めていく上で目標値となっています。

幹線交通を担う道路

高速自動車道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道、自動車専用道路を指します。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、価格や機能、品質だけでなく、必要性を熟考し、環境への負荷がより小さいもの(省エネ・省資源型製品、リサイクル材使用製品、リサイクルしやすい製品など)を優先的に購入することです。

公共用水域

水質汚濁防止法に定義されている、公共利用のための水域や水路のこと(下水道は除く)。河川、湖沼、港湾、沿岸海域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水域や水路を指す。

【 さ 】

砂嘴

沿岸流や風などにより運ばれた土砂が、海岸から嘴(くちばし)のように細長く堆積した砂礫質の地形のことをいいます。

COD(化学的酸素要求量)

水中の有機物を酸化剤によって化学的に分解するとき消費された酸化剤の量を酸素に換算したもので、海域、湖沼などの有機質汚染の指標となります。

自動車税制のグリーン化

排出ガス性能や燃費性能の優れた自動車の税率が軽減される制度。

新エネルギー

石油、石炭等に替わる環境への負荷の少ない新しい形態のエネルギーのことで、太陽光・太陽熱・風力・バイオマス・雪氷冷熱・地熱などが指定されています。

生物多様性国家戦略

子孫の代になっても生物多様性の恵みを受け取ることが出来るように、生物多様性条約に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関わる国の政策の目標と取組の方向を定めたもの。

【た】

窒素酸化物(NOX)

石油、石炭などの燃料中の窒素分が燃焼することによって発生するものと、空気中の窒素が燃焼によって酸素と結合して発生するものがあります。光化学スモッグや酸性雨などを引き起こす大気汚染原因物質であり、温室効果ガスやオゾン層の破壊の原因にもなっています。

TEQ(等価毒性量)

ダイオキシン類は多くの異性体をもつので、その毒性を表すため、それぞれの異性体を最も毒性の強い2,3,7,8-TCDの量に換算して合計した量のこと。

低公害車

大気汚染物質や地球温暖化物質の排出が少ない、従来の自動車よりも環境への負荷が少ない自動車。

デシベル(dB)

音や振動などのエネルギーの強さを表す単位です。

等価騒音レベル(L_{Aeq})

時間的に変動する騒音レベルをエネルギー的に平均した値であり、平成11年4月から環境基準の評価法として新たに採用されました。

トリクロロエチレン

有機塩素化合物の一種で、ドライクリーニングや半導体工場での洗浄に用いられますが、有毒で地下水汚染などを引き起こす原因ともなるため、水質汚濁防止法などにより規制されています。

【な】

75%値

BOD、CODについて、環境基準との長期的評価に用い、1年間のn個の日間平均値を小さい方から並べた時、 $0.75 \times n$ 番目（小数点切り上げ）にくる値です。

ng(ナノグラム)

10億分の1グラムのことです。

n(ナノ)は10億分の1を表す単位です。

日平均値の2%除外値

年間における日平均値を、値によって順に整理し、高い方から2%の範囲にあるものを除外した中での最高値をいいます。

日平均値の年間98%値

年間における日平均値を、値によって順に整理し、低い方から98%に相当するものをいいます。

【は】

バーゼル条約とバーゼル法

70年代に、先進諸国から輸出された有害廃棄物が開発途上国で不適切に処分され、環境汚染が生じたことから、平成元年3月、UNEP(国連環境計画)を中心となって、有害廃棄物等の輸出入等を規制するバーゼル条約が採択され、平成4年に発効しました。

日本は「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(略して「バーゼル法」)」を平成4年に制定、翌年、条約に加入して「バーゼル法」が施行され、有害廃棄物の輸出入、運搬、処分が規制されています。

バイオマス

バイオ(bio=生物)とマス(mass=量)からできている合成語で木材、海草、生ごみ、紙、動物の死骸・糞尿、プランクトンなど、化石燃料を除いた生物由来の有機エネルギーや資源のことです。燃焼時に発生する二酸化炭素を温室効果ガスとしない自然エネルギーとして注目されています。

ばい煙

燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある物質をいいます。

ハイブリッド自動車

ガソリンと電気を動力源とし、エンジンとモーターの両方を組み合わせた自動車のこと、省エネルギー、二酸化炭素や有害排気ガスの排出量の低減など、環境にやさしい車として、その普及が図られています。

BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が微生物によって生物化学的に分解される際に消費される酸素の量で、河川などの有機質汚染を測る指標となります。

p g（ピコグラム）

1兆分の1グラムのことです。

p（ピコ）は1兆分の1を表す単位です。

pH（水素イオン濃度）

酸性、中性、アルカリ性の程度を表す指標で、7.0が中性、それより小さく酸性、大きいとアルカリ性を表します。

p pm

パーセント（%：百分率）と同様に割合を示す単位で、百万分率のことです。1 ppmとは、1m³の空気中に1m³含まれる状態をいいます。

富栄養化

工場排水、生活排水、農業排水などに含まれる窒素、リンなどの栄養塩類が湖沼や沿岸海域などへ流れ込むと、水中の藻類やプランクトンが異常増殖し、これらが死んで腐敗する過程でさらに窒素やリンが放出され、次第に栄養塩が蓄積されます。こうした現象を富栄養化といいます。

フロン

炭素や水素のほか、フッ素、塩素、臭素などのハロゲンを多く含む化合物（CFC、HCFC、HFCなど）の総称です。冷媒や溶剤として大量に使用されていましたが、オゾン層破壊の原因物質及び温室効果ガスであることが明らかとなり、今日では法律によって使用に大幅な制限がかけられています。

粉じん

物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質のことです。

【 ま 】**モーダルシフト**

貨物輸送の手段をより環境負荷の小さいものへと転換することで、例えばトラック等から鉄道、船舶等に輸送方式を切り換えることです。温室効果ガスの排出を抑制するとともに、硫黄酸化物（SO_x）や窒素酸化物（NO_x）による大気汚染や騒音を防止するなどのねらいがあります。

【 や 】**要請限度**

騒音規制法や振動規制法において、生活環境が著しく損なわれると認められるとき、市町村長は都道府県公安委員会に対して措置を要請することができる、と規定されています。この判断の基準となる値を要請限度といいます。

【 ら 】**ライフサイクルアセスメント**

ひとつの製品が製造から使用・廃棄または再利用されるまで、すべての段階における環境への影響を総合的に評価する方法。

レッドリスト

絶滅のおそれのある野生動植物を保護するため、環境省や都道府県等が作成しているリストのこと、種または亜種、変種の水準で記載され、絶滅の危険性の高さによって項目分けがなされています。

石狩市環境白書 '10

平成 22 年度版

平成 23 年 3 月発行

発行 石 狸 市

編集 市民生活部環境室環境課

〒061 3292

石狩市花川北 6 条 1 丁目 30 番地 2

TEL 0133 - 72 - 3240

FAX 0133 - 75 - 2275

E メール kankyou@city.ishikari.hokkaido.jp



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用